

平成 19 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 19 年 3 月 2 日（金曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 昌浦 泰己

副委員長 佐藤 恵子

委員

伊藤 功一郎 委員

伊澤 貞夫 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

寺澤 正志 委員

板橋 恵一 委員

伊藤 一郎 委員

相澤 耀司 委員

藤原 益栄 委員

小林 立雄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

石橋 源一 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(財政担当) (兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

市民経済部次長(兼)農政課長(兼)農業委員会事務局長 板宮 徳行

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

秘書室長 鈴木 春夫

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

工事検査室長 佐藤 実

交通防災課長 伊藤 一雄

行政管理課長 伊藤 敏明

市民活動推進室長 鈴木 典男

市民課長 本郷 義博

副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫

副理事(兼)納税課長 澁谷 大司

商工観光課長 武田 一男

副理事(兼)こども福祉課長 伊藤 博

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

副理事(兼)道路課長 小川 憲治

施設課長 佐藤 昇市

会計課長 大友 辰夫

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊丹 隆

文化財課長 高倉 敏明

上下水道部長 鈴木 建治

監査委員事務局長 庄司 あや子

選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 9 時 58 分 開議

○昌浦委員長

おはようございます。

予算特別委員会もきょうは 2 日目でございます。これから本格的な論戦が始まると思いますが、皆様の御協力のもとにスムーズに進めたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算（歳入質疑）1 款市税～21 款市債

○昌浦委員長

それでは、議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日、一般会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入歳出予算のうち、まず、歳入について一括質疑を行います。これまでも確認しているとおり、本委員会は予算審査の場であり、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、質疑においては自分の意見や要望はできるだけ述べないこと。以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

それでは、歳入一括質疑を行います。

○森 委員

おはようございます。

伺いたいと思います。資料No.5の32ページなのですが、防災対策費負担金、総合防災訓練費負担金というふうな内容でございますが、まず、説明の中で、9月1日というふうな日程を説明されました。まず、この9月1日というふうなことを指定された理由等を伺いたいというふうに思います。

○伊藤交通防災課長

9月1日の防災の日を開催する理由ということでございますけれども、まず、9月1日は暦を開きますと、防災の日というようなことで、我が家の茶の間にも、カレンダーの9月をめくってみますと、防災の日、そして、また210日というような記述がございまして、さらには関東大震災記念日というふうに記載してございます。

210日というのは、立春からちょうど210日目に、古来から台風が来襲するということで、警戒を強める日ということ。そして、また、たしか大正12年に発生いたしました関東大震災、約9万人以上もの方々が一瞬にして地震によって、震災によって亡くなったということを記念して、9月1日を防災の日としたということでございます。

○森 委員

理由はよくわかりました。

それで、次に伺いたいのですが、県内で県市町村が集中して、多賀城市でやるというふうなことで、訓練等を計画されていると思うのですが、説明の中でもちょっとは触れていましたけれども、詳細をお教え願いたいと思います。

○伊藤交通防災課長

訓練の内容についてであります。現在のところまだ詳細の実施要領というものは確定してはおりませんが、直接の担当は宮城県総務部の危機管理課、そして、また、訓練の技術支援につきましては塩釜地区消防本部警防課、そして私ども多賀城市ということで、三者で過去3度ほど会議を持ちまして、グランドデザインと申しますか、全体構想についておおよその訓練内容について話し合いが持たれてまいりました。

その内容について若干、概要を触れさせていただきますと、まず、場所につきましては陸上自衛隊多賀城駐屯地及びその駐屯地周辺というふうに考えております。そして主催は御案内のとおり多賀城市と宮城県とが共催で実施すると。

協賛団体といたしましては、財団法人宮城県消防協会、さらには塩釜地区の本市を除く1市3町、そしてまた、塩釜地区消防事務組合本部、そして消防協会の塩釜地区支部というような協賛団体で協賛しております。

それから、訓練参加、そして協力機関及び団体でありますけれども、陸上自衛隊の第6師団、そしてまた宮城海上保安部、さらには東北管区警察局、そして隣接する山形県等の防災関係機関及び団体、地域の団体等も含まれますけれども、現在のところ約74団体を予定しております。

次に、訓練の想定でございますが、やはり自然災害の中でもとりわけ地震、そして津波の災害に対する市民意識の高まりが相当、日常の業務を通して実感いたしております。そういったことで、地震、そしてまたそれに伴う津波災害を想定して訓練をする予定にしております。

訓練の種目でございますけれども、災害時におきまして、応急対策の決定、さらにはその実施等、重要な役割を担う県及び多賀城市が連携をいたしまして、防災関係機関及び地域住民が一体となった実践的訓練を行うというような内容で、訓練種目は今のところ約30種目ほど予定をいたしております。

今のところはまだグランドデザイン、全体構想でございますので、これからる協議をしてまいりまして、詳細が確定しましたら、庁内はもとより、広く関係機関・団体に周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○森 委員

本当に規模が大きいなど。減災、防災意識を高める意味では、大変ではありますけれども、本当にいい訓練かというふうに思います。

ただ、受け入れ体制としては、各団体の協力も受けるというふうなことなのではございますけれども、庁内での、担当部署が中心になるのでしょうかけれども、対応、なかなか人員の部分では対応するのはなかなか大変だというふうに思います。その辺、多分庁内での調整も図られると思うのですが、市長、この辺はどのような対応をされるか、お考えをちょっと聞きたいと思います。

○菊地市長

ちょうど9月1日に合わせて、できれば、各町内会で、各行政区単位では47行政区ありますけれども、どうしても、今、課長からお話があったように、多賀城駐屯地が中心になるということになりますと、その地区の周辺の方々は何らかの関与といいますか、しなくてはいけない。ですけれども、ほかの行政区で、できれば9月1日に合わせて、多賀城市全体でどの程度まで地区の対策等を、防災対策が進んでいるかというのも検証してみる必要もあるのかという思いがしまして、できればそれに合わせて、多賀城市全域で防災訓練のようなものも、これから区長さん方と相談しなければいけないわけですが、そういうのも今後の宮城県沖地震等に対するの備えということではいいのではないかと、私自身はそういうふうに思っております。

○森 委員

ありがとうございます。市民協働の立場からというふうなことだと思うのですが、それにつけても、庁内での部署の横断的な多分協力もこれはまた一番大切なところではないかと。担当部署だけでは、ある程度人員に限りがありますので、その辺のところ、それがあって初めて、市民への協働が訴えられるのではないかとというふうに思います。その辺の横断的な対応をぜひお願い申し上げます。

○竹谷委員

財政について、一般会計の当初予算の特別資料、それから9にもかかわりがありますので、国の動向を含めて、地方財政の多賀城における問題について、今回の予算編成に当たっての問題点、それから、今後どうなっていくのかという点を中心に質問させていただきたいと思っております。

まず、最初に、特別資料の3ページで、財政担当次長が、税源移譲後の影響額ということで、いろいろ説明されておりました。基本的に平成19年度、いわば今までと、19年度が三位一体改革で一つの地方財政としては、決まってくるのではないかというふうな見方をしているのですが、18年度から見て、19年度はどういうような財政の、地方財政に対して、特に多賀城に対してどういうような影響になっているのか。そのことが、今後を想定した場合、こういうような現状で二、三年は続いていくのではないかという見通しになっていくのか、それとも地方財政としては、こういう理由で好転をしていくというような状況になっていくのか、その辺について財政担当次長の方から御説明を賜ればというふうに思います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

まず、全体的には地方財政計画を踏まえて、平成18年度と19年度の違いをまず申し上げたいと思いますけれども、御承知のとおり、先日もちょっと御説明申し上げましたけれども、三位一体の改革というのが平成16年、17年、18年の3カ年で行われました。ただ、税源移譲については、これも御承知のとおり、平成18年度については所得譲与税で財源の補てんをされたということがございます。19年度では、それが本格的な税源移譲として、所得税から個人住民税へ10%のフラット課税ということで税源移譲されてきております。

そういう意味では、三位一体の改革は3カ年でございますけれども、完成形に至ったのが平成19年度であろうというふうに思われます。

そこで、算定数字ということでお話ございましたので、ここで、先日も御説明いたしましたけれども、国庫補助金の削減額が、多賀城の場合ですと約4億8,000万円程度あったらうと見込んでおります。

一方、今度、その本格的な税源移譲になった場合には、6億4,000万円ほど税源移譲されますので、これを見ると、約1億6,000万円ぐらい得をしたような感じに一見見えるわけですが、国の方から示されているのは、税源移譲された財源については、100%基準財政収入額の方に算入をするという話になっております。

ですから、これだけを見ると、多賀城として一億何千万円か得をしたように見えますけれども、その分、基準財政収入額に100%算入されると聞いておりますので、それは、とりもなおさず地方交付税が減るといってまいります。

ですから、財源の、交付される、入ってくる名目、手段がいろいろ変われども、総額としては何ら変わることなくこれからも推移するのだらうと思います。

ですから、今回、平成19年度の予算を踏まえて、いろいろなその収入関係については、財産収入その他で、独自には努力する範囲は別でございますけれども、一般的な歳入としては、税収、それから依存財源も含めて、形は変われど、総額としては余り変わらず、このまま推移していくのではないかというふうに思っておるところでございます。

○竹谷委員

税額は変わらない。パイは多分そのまま維持されていくのではないかと。ただ、中身が変わっていくのではないかと。

私が一番懸念しているのは、交付税を削減をして、税源移譲ということの大義名分ですが、その次に考えられるのが、資料の5ページにある、定率減税を今度なくすると。市民税に賦課されてくると。これも加味されてのことなのかと。これは別問題としてとらえているのか、その辺についてはどうでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

定率減税の廃止に伴いまして、平成 11 年に行われたわけでございますけれども、それで地方が減収となる分については、これは地方特例交付金、それから減税補てん債でその想定額が補てんをされたということがございます。

したがって、その補てん措置と、いわゆる定率減税が廃止されて税収がふえる分と、それはいわゆる見合いで、中身が変わっただけというふうにとらえることができます。

ただ、一つ、地方として、歳入として減るのは、この定率減税、いわゆる恒久的減税と言った行われた平成 11 年の減税では、いわゆる個人分と法人分とがございます。個人分の減税措置については、従来は、今の特例交付金、それから減税補てん債で補てんされていたものが廃止をされていくわけですが、ただ、法人関係については、減税したままそれが恒久化される、いわゆる本則、減らしたままそのまま、制度はそのままですということになりますので、国から言えば、地方に対するその減税の影響額はそれではなくなったのだと、それはもともとの姿になったのだから、法人から見ると、減収している影響がなくなったのだという言い方をしております。

ですから、地方から見れば、その分が過去に比べれば、法人関係で減税された分が、歳入として減るのだということが言える面がございます。

国の方では、平成 19 年から 20 年までの 3 力年の限定ですけれども、経過措置として、特別交付金という形のを 3 年間用意しているということでございます。

それで、今のその 5 ページの資料でございますけれども、定率減税が完全に実施されていた平成 17 年度と、廃止された 19 年度の比較で書いてございますけれども、この資料の中で、差引の欄の一番下に、4,800 万円ほど減額ということで書いてございますけれども、これも、今申し上げましたその特別交付金が、本来は平成 19 年度は国全体の枠としては 4,000 億円用意する予定であります。それで、20 年度は 2,000 億円、そして 21 年度はゼロということでしたけれども、したがって、総額で 6,000 億円の予定だったのでございますけれども、それが最終的には 2,000 億円ずつ 3 年間の 6,000 億円という形に変わってまいりました。

ここで、4,800 万円減額になっておりますけれども、これは当初予定のとおり、平成 19 年度で 4,000 億円用意されるとしたら、この分は多分消えたのであろうというふうに見込まれるところでありますけれども、定率減税関係につきましては、法人税分が地方としては減収になったということは事実だと思っております。

○竹谷委員

そうではないかと思えます。

地方の財政を担当する立場として、また、私たち地方の行政を監視する立場として、今回の三位一体改革、そして地方分権という大義名分の中で、国が地方に対して財政に対しては、地方みずからやれということで、いわば地方税なりそういうものの付加価値を高めて、今まで出てきた国の予算を、国の財政を、地方に転換していかないと、そういう方針になっているのではないのかというふうにとらえているのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、よく言われることだと思いますけれども、三位一体の改革に当たっては、地方6団体を中心にして、地方側の要求としては、国の関与を減らしてくださいと。そして国の関与が減るのであれば、若干は歳入として減ったとしても、事務の効率化で挽回できるのではないかということをご主張してきたわけだと思います。

それで、当時、地方側が要求してきたのは、国の関与をなくすということだったのですが、最終的な姿としては補助率が下がったにすぎない。ですから、国の関与は残ったままで、補助率が下がる、その下がった分について税源移譲されるということですから、地方側が求めていたいわゆる国からの自由度の高まりというのは、なかなか図られなかったというところがあると思います。

そういうことで、財源的には、数字としては合ったということになりますけれども、趣旨としては、まだまだその地方側の要求がまだ満たされていないということがございまして、三位一体の改革は平成16、17、18年度の3カ年でございまして、地方側としては、これからも引き続き地方分権の成熟に向けて取り組んでいくということが言われているようでございます。

○竹谷委員

これは、今、見解を聞きましたから、これを見ても、国は我々地方に対して、やはり国の財政を優先をして、地方の財政は今後余り国では関与していかないというような機運にあるのではないのかと。そして、改めて言うならば、事務移譲、事務を移譲するということが、仕事だけを移譲してきて、それに伴う財政というものを余り考えないというような思想の中で、国の財政が国の財政としてのかかわりの中で進められていくのではないのかと。それが総務省あたりが考えている試案ではないのかというふうに憶測するのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これはいわゆる税源、地方側の収入の確保という面からしますと、これもたびたびお話をさせていただきましても、特定の項目について、交付税措置をしたからといって、国の基準が定められるというものが幾つかございます。これは、最近では児童手当の拡充であったり、そういったものがございまして、確かに財源措置として地方特例交付金なり、あるいはその地方交付税で補てんはするという話はされますけれども、最終的にその交付税の計算の中身を見ますと、確かにその項目はふやされておりますけれども、毎回お話ししますが、どうもそれ以外の項目では全部マイナスが立ちます。そうすると、その部分は見たよという割には、総額では減っているということが実態でございまして、見たと言われても、結果としては、どうも中身としてはふえていない。

ですから、そういうことからすると、どうも余り財源は来なかったのに、仕事は来ているのではないかというふうに見られる可能性も十分にあると思っております。

○竹谷委員

そこを、あなたは先ほど、特別交付金の話もありましたね。どうも新聞などを見ますと、いいところと悪いところと極端になるという感じがあります。

それから、定率減税の廃止によって、いわばその分を税でして、移譲したということになってくると、今のやっていることが、ますます地域格差が出てくるのではないかと。人口の増減、そして地域の産業の問題を含めていくと、地域格差がどんどん、どんどん広がっていくのではないかと。

例えば、失礼ですけれども、大仙台市、隣接であります、政令都市でありますけれども、仙台市と多賀城市と比べた場合の、例えば交付率が変わってくるとか、いろいろな問題が発生してきて、その中で、それぞれの地域による格差が、同じ宮城県でありながらも、格差が発生してくるような気はするのですけれども、そういうことはないでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、一つは、これから地方交付税の算定の方式が、いわゆる新型交付税という言い方をされておりますけれども、従来は、それぞれ地域、地域の特色を加味する、五十何項目かの細かな、従来は53項目算定項目があったものを、3割程度減らして、36項目で交付税を算定するという方式に変わってまいります。

減るかわりに、ではどういうふうなことをするかというと、人口と面積を基本とした割り振りということになってまいります。どうもそれも、まだどのような姿になるか、7月ぐらいまでにならないとはっきりいたしませんけれども、どうも人口が少ないところは割が悪くなってくるのではないかという懸念をされている、評論家のコメントもございます。

あと、それから、地方交付税全体が減額になっていながら、一方では、「頑張る地方応援プログラム」というので、一定の要件を満たしたところについては、一定の上乗せをするということになりますので、ちなみに、その「頑張る地方応援プログラム」の具体的な内容というのは、行政改革をどれだけやったか、それから転入者の人口がどうであったか、農業生産額あるいは小売業の年間商品販売額であったり、そういったものがございます。それにかからない、それに該当した市町村というのは、ひょっとして余り減らないで、交付税が来るのかもしれないけれども、人口が減ってくる、それから、今言いたいいわゆる頑張り度合いに該当しないところというのは、平均では4.4%地方交付税が減ることになっていきますけれども、それ以上の減額率だろうと思います。

したがいまして、結果としてはどれを、その差が出るのかというのは、具体的にはまだ今のところわかりませんが、そのことからすれば、やはりその地域間によって格差は出てくる可能性はあると思います。

ただ、総務省の見解としては、そういった特殊事情も加味して、地方の財源は保障するように考えるからという話はされておりますけれども、今のような要件だけを見ると、どうも一律に行きそうにはないという印象は今のところ持っております。

○竹谷委員

三位一体改革、地方分権のこの話題が出たときに、御案内の、地方6団体が一番懸念をして、全国大会までして、そうなのはだめだということで取り組みをした事項ですね。結果的に政府に押されて、こういう仕組みになってしまっているというぐあいに私は思うのです。私も東京の集会に一応参画させていただいております。物すごい熱気の中でやっていますけれども、現実的にいろいろな政治情勢の中で押し切られていくというのが、今日の地方財政に対する、圧迫と言っては失礼ですけれども、取り組みの姿勢だと思うのです。

やはり交付税というのは、私は、ある意味では国民全体が平等にして、均衡ある生活環境を営むための、いわば交付税の交付金は、物すごく有効に活用してきたと思うのです。極端に言うと、東京はゼロです。ですけれども地方は物すごく手厚く交付された。そのお金で、申しわけないけれども、人口の少ない地方については、そのおかげでその人たちの幸せのために努力をしてきた。

ですけれども、今のような状況であると、人口の削減のところについては、全然手厚い恩恵がないと。税収も入ってこないところはどうにもならない。いわば高齢化の多い地方に

つについては、なかなか税収も入ってこない、交付税も入ってこないということになると、大変な現状になってくるのではないのかという見方を私はしているのです。

これで果たしていいのかと。我が市がよければいいという問題ではないのではないかと。やはり地方の議員の一員として、また、地方の財政を担当する一人として、そういう問題をやはり何らかの形で阻止をしていくということが、私は大事ではないのかと。問題は、現状をわからなければ、幾ら総務省に言ってもなかなか話は通っていかない。やはり現状はこうなのだ、こうしてもらわなければいけないのだという、やはり事務的にも、理論的にも、そのとおりだなという、納得できるような理論展開をしていかなければ、いけない時代に入ってきてしまったというふうに見ているのですけれども、いかがなものでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、今、竹谷委員がおっしゃられたような御見解もあると思います。また、今度別な見解として、今までその地方交付税というのは、地方の財源調整機能であったり、財源保障機能であったりと、二つの大きな側面があったと言われております。

財源調整機能は、いわゆる税収のあるところとないところを調整をするという意味合いで、今おっしゃられましたような、いわゆるナショナルミニマムを確立するために、財源の調整機能をする、それは意味があったろうと言われております。

一方で、財源保障機能というのは、地方の、一部地方と言った方がいいかもしれませんが、いわゆる財政ハザード、錯覚を起こしている可能性があるのではないかという言い方も一つされております。

極端なことを言うと、どんな放漫な行政運営をしても、不足する財源は交付税としてもらえるというように思っているところがあるのではないかと。だとしたら、日本全体で行政改革に取り組んでいるときに、放漫なことをやって、交付税にすげられていたのでは、本当は得るべき市町村の方でその得るべき交付税の財源が減ってしまうということもありますので、私は、全体として見れば、ナショナルミニマムを確立するために交付税制度というのは必要でございますけれども、例えば、多賀城市は行政改革については比較的、比較的といいますか、大分上位の方で評価をされている市でございます。そういうようなところと、やっていないところと、同じような算定をされて、結果的に多賀城が得るべき交付税が減るとしたら、それも残念だろうと。そういう見方も一面にできることだと思います。

ですから、一律に見るか、あるいはその努力の成果によって、多少のその努力の報われる度合いがあっているのかどうかということが、いろいろその見解の相違として、今、二通り出ている状況にあると思っております。

○竹谷委員

今、なぜこういう議論をしているかということ、やはり国の財政の動向というものを、お互いに共通の認識の上に立っていかなければならない時期ではないかと。そういう上立って、後で後段で質問しますが、我が多賀城市はどうしていくのかという問題に入っていかがざるを得ない。少なくとも3割自治と言われていた我々地方自治が、国の財政の動向を無視して、単なるお金があるから予算を組めるのだ、ないから、今の、ことしの収入が少ないから、財調を崩せばいいのだというものではない。やはり国の財政の動向と多賀城の財政の状況はどうであって、その中でどう将来的に多賀城が安定した運用をしていくためにはどうあるべきかという議論を高めていかなければ、私はならないのではないのかという視点で質問させていただきました。

この問題について、市長、今論議しておりましたけれども、これはそれぞれ、私は思うに、この間の下水道の問題と同じように、これは首長の皆さん方が英断をもって国に働きかけていかなければ、大変なことになる。私はそう思っています。地方の国会議員を活用しても、やはり少なくとも平成16年、17年来の交付税のあり方というものを含めて、地方財政の今後の推移、動向というものについて、国に的確な情報として入れて、ある程度地方の財政をやはり構築していく、そういう運動を首長みずから働きかけていかなければ、この問題は解決しない。その上で、国の財政がこうなったというものが確立して初めて、地方の財政のあり方論、それから、行政改革は当然やらなければいけないわけですが、より一層の市民に対する理解度というものを教宣していかなければならないのではないのかというように私は思いますので、市長、その辺いかがでしょうか。

○菊地市長

竹谷委員おっしゃるとおりでございます。やはり私も前の県議会議員の時代に、国からどれだけの三位一体改革によって税源移譲があるのか、あるいは、私自身も、多賀城市が自立するために、どれだけのものを持ってこれるのかということで、大分悩みました。地方6団体でいろいろと政府の方に働きかけたわけですが、結果的には余りいいものが引き出せなかったということで、先ほど次長が言いました、「頑張る地方応援プログラム」と、今月の半ばですか、総務省の方から担当の方々が来られて、仙台でいろいろこれからの行革と、いろいろな形で地方がどれだけ頑張っているのかということでやるわけですが、私自身も、多賀城市の財政内容を自立させなくてはならないということで、皆さん御存じのように、平成二十四、五年まで大変窮屈な財政運営を強いられるわけですが、それに向かって、大きな声で、東京に行ったならば、担当の、地元の選出議員なり国会議員なりに、声を大きくして、自主財源の確保に向けて大いに頑張りたいという覚悟でございますので、よろしく願い申し上げます。

○竹谷委員

市長、これは与野党を超えてやっていかなければならない問題ですから、ひとつ我が多賀城の財政の確立のためにも必要ですし、宮城県を取り巻く状況はもっと大変で、重要ですから、特に県議会議員出身の市長が多く誕生していますので、その辺は連携プレーがうまくいくのではないのかという、一面では期待があるわけですが、ひとつ頑張っていたきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいのですが、いいですか。（「いいです」の声あり）

私が今まで質問したことを受けて、しからは多賀城の財政の不足分をどう補っていくのか。どう対応していくのか。ことしは一応財調を崩しました。小学校の建設については、これも積立金を崩して、一般財政を使わないような格好で、今まであるお金で何とかやっています。こうという工夫をされている予算のようであります。

しかし、これも限界があります。という意味で、今の推移を見れば、国の財政は厳しい。地方に対して相当厳しくなってくるだろうということで、多賀城市は緊急再生戦略のものもあり、アウトソーシングもありますけれども、当面、基本的に、今言ったアウトソーシングにしても、緊急再生戦略にしても、即成果を得るというわけにはいかない。一、二年の猶予が必要であろうというふうに私は思うのですが、そういうような環境の中で、今後の財政不足についてどのような対応をしていくのか。そして、当面どう切り抜けていくのか、その辺の計画的な指針があればお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これからの将来 10 年間に向けた財政がどのように推移するかというのは、先般、緊急再生戦略構築のための取組指針でも御説明を申し上げたところでございます。

その中では、今までどおり、仮に何もしないとしたら、多分ひよっとすると、二十二、三年ぐらいには大変なことになるのではないかとこのことを御説明させていただきました。

それで、この平成 19 年度予算編成とその取組指針で推測したものとの違いを、若干御説明申し上げたいと思っております。取組指針の推計の中で、19 年度は 10 億 7,900 万円、約 10 億 8,000 万円程度の財源不足が発生するのではないかとこのように推測をいたしておりました。現在、その 19 年度の当初予算が組み上がった段階では、財源の不足額、これは財政調整基金に頼っておりますけれども、それが 6 億 9,200 万円、したがって、何もなかったとき、しない姿と比べると、19 年度では、その推測上は 3 億 8,700 万円程度いい方向に向いているというふうに言えます。

それと、同じくその取組指針の推計の中で、では、しからばいろいろなことを努力した場合にどうなっていくかということの推計では、財源不足が 6 億 1,100 万円まで縮まるであろうという推測を立てております。

それに対して、先ほど申しましたように、予算が組み上がりましたら 6 億 9,200 万円でしたから、8,100 万円程度はちょっと宿題が解決できなかったという面が一つございます。

ただ、これも予算の説明の中でさせていただきましたけれども、平成 18 年度と 19 年度の間の年度間の調整、いわゆるインセンティブ予算という言い方をさせていただきましたけれども、そういった年度間の調整をしたり、あるいはその財政調整基金の温存策をいろいろとしたりしまして、その結果、市全体の基金全体、財政調整基金も特定目的基金も全部含めて、何もなかった場合の推計値としては、もう 32 億 1,100 万円ぐらいまで減るだろうという推測をさせていただきました。平成 21 年度で、従来どおりのやり方で何もしないとしたら、32 億 1,000 万円ぐらいまで全体の貯金が減るだろうという予測をさせていただきましたけれども、今現在、基金の全体がまだ 39 億円ございます。そういうことからしますと、何もしないと推測したものに比べると 6 億 9,000 万円、約 7 億円ぐらい貯金が温存されている。資金のストック量としては最悪で減っていくだろうと見込んだものよりも、7 億円ぐらい温存されているということがございます。

それと、もう一つは、いろいろなことを努力をしたときに、貯金全体、基金全体の減りぐあいとしてどうなるかと推測させていただいたのが、36 億 8,000 万円でございます。それと比べますと、2 億 2,500 万円プラスになっております。基金のストック量としては、

これからしますと、いろいろな努力をしていったときに、それでも平成 24 年、25 年というのは、あのとおりもうゼロのところをはっているような状況の推測をさせていただいておりますけれども、それからすると、今のところはそこから 2 億円ぐらい上に上がっているという状況でございます。

ですから、そういうことからすると、もうとてもその心配な状況ではないのですけれども、若干そういった御努力も一つ見られてきているということが言えると思います。

あと、それと、これからということにつきましては、これは市長の施政方針の中にもいろいろ出ておりましたけれども、これからいろいろ産業振興であったり、いわゆる自主財源の確保、税収の確保策、そういったものもこれから新たに取り組んでいくことがございますし、あとは、そのほかに、特に駅周辺その他で持っている市の土地の売り払いも含めて、そういった平成 23 年あるいは 4 年、23 年ぐらいまでの非常にその財政需要が多いところ

の乗り切り策としては、何とか今のところは想定された範囲といいますか、危機を脱する範囲の、想定された範囲におさまって予算組みはできたというふうに思っております。

○竹谷委員

今おっしゃられたことはよくわかるのですが、これはやはり計画的にやっていかなければいけないと思うのです。計画は実行した場合に合わない、差があります。必ず。その差をどう縮めていくのか。まあいいでしょう。多くなるのであれば。ただ、どう縮めていくのかということをやっているかといかなければいけない。

ですから、今、次長がおっしゃったように、努力をしてこうなってきた。アウトソーシングとかいろいろなことでこうなっていく。そして、はっきり言って、公有財産を売ったことによって、売却したことによって、こういう財政が確立されていくということ、やはり私はきちんとシミュレーションといいますか、組んで、しかるべき、10年間の財政はこう多賀城はやっていかなければいけないというものを、つくるべきだというふうに思うのですけれども。国の財政はもう決まったというふうに見た中で、好転すればそれでいいわけですから、もう悪くはならないと思いますので、これがゼロだと思って、私はそういう意味でのやはり計画、財政計画というものを、つくるべきではないのかというふうに思うのですけれどもいかがなものでしょう。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは将来の財政推計について、竹谷委員から、もう何年も前から何度もお話をされておりました、今まで従来お話しさせていただいたのは、三位一体の改革で制度が大きく振れるので、公表できない、日々変わるような資料としてもお出しできないので、なかなかつくり得ない、発表できないのだという話をさせていただきましたけれども、しかし、いろいろなその厳しい財政状況を踏まえれば、やはり長期的な見通しを立てる必要もあるだろうということがありまして、先般、取組指針で10年間の推計をさせていただきました。

これから先については、先ほど私が申し上げたように、いろいろなその好転した材料、あるいは意に反して悪くなった状況、いろいろ出てくると思いますので、その時点でやはりローリングをしていって、将来を見据える方向性というのはとっていく必要はあるだろうと思っております。

そういったことで、これから地方公共団体の破綻法制などもいろいろ整備されてまいりますので、その辺のところもシビアに将来を見据えながら、健全な財政運営をこれからも続けていく必要があるだろうというふうに思っております。

○竹谷委員

それで、特にその財政を後押ししていくというのは、皆さん方が発表したその緊急再生戦略構想の具体的計画の推進と、それに伴うアウトソーシングとの整合性というものになってくるのではないのかというふうに、私は見ているのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

まず、これは、大きな行政改革の一つの柱として、職員の定数削減ということをおっしゃっていただいております。一つの目標として、10年ぐらいで374人体制まで持っていくということの方針は示させていただいております。これは一つの努力目標としてです。

そのときに、職員数が減っていったときに、確かにその人件費としての歳出は減っていくわけですが、ある意味ではマンパワーが減少するということも言えます。ですから、

通常のプロパーの職員が減った分は、マンパワーとして何らかの形で補っていかねばならないということが出てまいりますので、その辺はその市民サービスの低下につながるないように、職員の削減とアウトソーシングとそういったものをうまく組み合わせて、これからの行政運営を進めていく必要があるのだらうというような趣旨も込めて、あの取組指針がつくられているところでございます。

○竹谷委員

重要なのです。私はアウトソーシングも持ってきていますし、緊急再生戦略も持ってきているのです。これをやはり具現化しない限り、なかなか大変だろうと。

ただ、私は、この中で一番懸念しなければいけないのは、今、次長がおっしゃったように、単なる職員を減らせばいいという発想ではないと思うのです。必要なところには必要な職員をつける。そして市民のサービス低下にはさせないという、それを一つの基本にしておかなければいけない。それを達成するために、財政が足りないとするれば、その財政をどう生み出していくのか、私はそれは大事だと思うのです。

そのためには、それを実現するためには、具体的な実行計画といいますか、実施計画といいますか、これを構築すべきだと。なぜ私は強く言うかということ、市長の施政方針の中で、今まで20年でやろうというのを、10年で前倒しをしないとだめだというのが、市長の施政方針の中にありましたね。これを実現するためには、そのぐらいの厳しい、そのぐらいの計画を持って進めていかねば、私は実現できないだろうというふうに思っているものですから、どうですか、担当課になると思いますから、そのぐらいの意気込みで進めようということで、施政方針の中に打ち出したと思うのですけれども、その決意のほどはいかがですか。

○伊藤行政管理課長

全く委員のおっしゃるとおりでございまして、先日の一般質問の中でも、市長の方から回答しましたように、アウトソーシングといいましても、まだまだアウトソーシングするための基盤整備と申しますか、施設であれば耐震改修の問題であるとか、そういう問題を多くはらんでございます。それらを見据えた上で、実行計画というか、具体的なアクションプランを平成19年度中に策定しまして、そのあかね保育所のような失敗がありましたけれども、あれらも含めまして、きちんとした形で実行できるような計画を19年度中にはつくってまいりたいとこのように考えてございます。

○竹谷委員

いや、力強い担当課長の意思を尊重しておかなければいけないのですが、4月に人事異動がありますから、もしかわった場合には、そのことはよく申し伝えてほしいと思います。

というのは、なぜ私がそういうことを言うかということ、この中に、少なくとも考えられることを書いているのです。これをまともにただ受けてしまうと、説明会でも意見がありましたように、市民サービスの低下につながるものもあるわけです。なかなか市民に理解してもらえないところもある項目もあるわけです。それらをやはり吟味して、精査をしてやっていくことが、行政ではないかというふうに私は思いますので、だれでも減らせばいいというのはだれでもできます。そうではなく減らしながらも、市民に理解をしていただいて、市民とともにそういう多賀城の行政の改革なりをお互いにやっていく、それが協働ではないのかと。片方が「協働だ、協働だ」と、片方ではばさばさやったのでは、これは協働にならないと思います。ですから、その辺を十分配慮した中で、この計画を進めていかねばならないのではないかとこのように思いますし、平成19年度にやるということ

ですから、それは私の期待しておくということにしておきたいと思います。ありがとうございました。

○昌浦委員長

ほかに質疑ございませんか。

○小林委員

この三位一体改革と、それから自治体の財源、財政事情については、今、竹谷委員が幾つか話しておりましたが、その関係で、三位一体の改革で特に税源移譲で、基本的にはこの地方財政計画を見ると、余り地方財政には負担がないと。しかし、中をあけたら、一皮めくってみれば、いろいろな問題があるということで、そこで、確かに定率減税の影響は増税に当然なるわけですが、ちょっとそのことをわきに置いて、特に税源移譲を中心に少し伺いたいと思いますが、結局、その税源移譲、所得税の方から住民税の方に、国税から地方税に移ると、この資料でも、2ページのところに書いてあります。事実上、その地方財政にはその範囲ではそんなに影響がないようなことでございますね。

それで、それは納税する側にとっても、その限りではそんなに大きな影響はないように見えるわけです。これは市財政についても、その限りでは影響がないように見えるというのですが、その点での基本的認識はいかがでしょうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

税源移譲は、特別資料の方でお示しをさせていただいているとおり、従来の税率から一律10%のフラット課税にすると。国の説明では、国税プラス地方税では住民のそれぞれの負担はふえない、同額であると。ただ、今まで国に納めていたものを地方に納める、納める先が違っただけであって、総額としては変わらないというようなことの説明をされておまして、税率を見る限りにおいては、そのような方向になっているのだろうというふうに思っております。

○小林委員

それで、そこを100歩譲って、よしとしたとしても、問題は、例えば介護保険とか、それから国民健康保険、そういう地方税の影響が出てくる。そういう部分については、当然これは対住民との関係では、新たな問題が出てくるのではないかと。市長の施政方針では、たしか保育料については見直しをすることがありましたが、そうすると、例えば国民健康保険とか介護保険では影響が出てきますね。仕組みとして、出す側の仕組み、あるいは総体としては、税の、市の一般財源の関係で言えば変わらないけれども、しかし、影響はそこだけにとどまらないという認識をしてよろしいのではないかとというふうに思うのですがいかがですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、三位一体改革による税源移譲と、例の定率減税の廃止等が微妙に絡まってくるお話ではないかと思っております。

ですから、三位一体改革の税源移譲につきましては、これは課税対象は変わらず、その課税率が変わるとい、基本的にはそういうとらえ方になると思いますけれども、定率減税の廃止については、その内容はまだ要素が変わるとい、ことがありまして、三位一体改革の税源移譲については、さほどの影響はないのではないかと。ちょっと私、そこまで精査しておりませんが、ただ、その定率減税の方の影響としてはある可能性はござい

すけれども、三位一体改革の税源移譲については、さほどの影響はないのではないかという認識は持っております。

○小林委員

市の財政に、例えば一般財源として入ってくる、この地方財政計画の限りでは、私はそのとおりだというふうに思います。

ですから、問題はそこではなくて、特別会計の方にかかわる分野で、介護保険の保険料の計算、それから国民健康保険の保険料、保険税ですか、の算定については、当然、地方税の額が、階層区分の中に当然入ってきます。ですから、それがそのまま、徴収をするこれまでの一般財源の方の調整の仕組みが変わって、出てきたのは、財布はその限りでは変わらないけれども、今度ほかの分野で、同じ住民の中でほかの国保とか介護保険とか、そういうところには当然影響が出てくる。来ますね、仕組みからして。それはどうですか。

○松戸介護福祉課長

それでは、私の方から、介護保険に対する影響について御説明申し上げたいと思います。

現在、介護保険料の賦課基準につきましては、所得が基準となるものでございまして、税額基準とはなっておりませんので、影響はないものと考えております。

○鈴木国保年金課長

国保も同様でございます。ただ、仙台市は、住民税課税しておりますので、仙台市は影響があろうかと思っております。仙台市以外の36市町村、宮城県内におきましては、影響はないというふうに判断しております。

○小林委員

そうしますと、もちろん国保とか介護保険の場合は、後でまた問題にしたいと思いますが、今は歳入全体のことですから、それで伺ったのですが、その点は間違いないのですか。本当に。地方税の影響額がそのまま保険料にはね返るということは、仕組みとしてないですか。私はあるような気がするのですが。本当にはないのですか。仕組み上として。

○松戸介護福祉課長

現段階ではないということで考えてございます。

○小林委員

私、前に、去年でしたか、介護保険の条例を変えたときに、たしか減免というか、階層区分をすることで、そのランクにたしか地方税の関係が入ってきたような気がするのです。そういう記憶ありませんか。

○松戸介護福祉課長

課税、非課税の部分については、住民税課税、非課税のという基準はございますけれども、税額が幾らという基準はございません。

○小林委員

そうすると、確かに税額ではないけれども、税金のその所得の区分によって変わるわけですね。そうすると、今の税制と変わったときに、その中でどういう範囲でということ、たしか保険料なりは変わるようになっていますね。つまり税額というよりは、そうすると税

率で来るわけですね。ちょっと今の説明がよくわからないのですが、ちょっと丁寧に説明してもらえますか。

○松戸介護福祉課長

ただいま申し上げましたように、住民税の課税、非課税の判定、この中では、ただ、税率等には関係はないと思うのですが、あくまでも課税、非課税の判定の中での問題だとは思っておりますけれども。

○小林委員

そうすると、公的年金控除が変わることによって、今までその枠に入っていた人といない人の中で出てきて、入った人が今度は、現在中に入っている人はいいいけれども、そこから外れると、今度は対象になってくるということで、影響がもろに響いていくというふうに見た方がいいわけですか。

○松戸介護福祉課長

課税、非課税の判定は、確かに昨年度実施されました税制改正の影響はございました。

○小林委員

そうすると、確かにそれは当然介護保険だけでなく、国保の方も同じ状況になってきていますね。いかがですか。

○鈴木国保年金課長

国保も同様でございまして、所得を算出するまでの間においては、若干の変化はございます。所得を算出した後の計算方法においては、変動がないというような回答を申し上げたわけでございます。

○昌浦委員長

ここで休憩といたします。再開は 11 時 15 分です。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 14 分 開議

○昌浦委員長

皆さんおそろいですので、再開いたします。

ここで、行政管理課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○伊藤行政管理課長

先ほど、竹谷委員に対する答弁の中で、「あかね保育所の例を失敗に」という発言がございましたけれども、「あかね保育所の例を教訓に」ということに改めさせていただきたいと思えます。

○昌浦委員長

では、竹谷委員。

○竹谷委員

先ほど、前段で総則的なことをやったので、ちょっと今度は具体的なものですが。

○昌浦委員長

今の発言を受けてのものではないのですか。では、どうぞ。関連だと思って、勘違いしました。（「いいです」の声あり）では、小林委員。

○小林委員

そうしますと、先ほどのことなのですが、所得の捕捉について計算をして、その後の所得について、先ほどの制度が適用されると。ですから、というふうに介護保険も国保も変わらないということでもいいわけですね。

問題は、その所得を計算する際に、公的年金控除の変更があったということと、それから、控除ですね、いわゆる高齢者控除などの変化があったので、結果として、その計算された所得については、いろいろな問題があるけれども、それに当てはめるとかようなことになるということによろしいわけですね。

そうすると、問題は、先ほど三位一体の改革ということでは、その関連で言うと、自治体財源のことについて見れば、そんなに変わらないと。その限りではそんなに変わらない。ですけれども、問題は自治体財源ではなくて、住民の懐です。自治体の財源と同じように、住民の方がどうなのかと。これは特に年金の人がふえていってそうなったのかということではないですね。年金の金額がふえて、その結果、所得税が高く評価されるのなら、それはやむを得ないということだと思いますが、問題は、やはりその所得が住民の場合の、入ってくる総額が減少する中で、仕組みとして増収になったのだという計算の仕方ですね。その結果、今のように介護保険とか国保税が上がるとしたら、これはたまったものではないですね。

それで、自治体の財源を心配するのと同じように、私はやはり究極的には地方自治体のあり方として、住民の暮らしのところに光を当てるといことが、何といても最大の課題だというふうに思うのです。

それで、市長の施政方針で、「保育料については一定配慮する」ということがありましたので、だとすると、同じように、暮らしの観点からすると、介護保険とか国保の保険料はどういうふうに配慮されるのか。私はこれは市長に伺いたいと思います。

○菊地市長

私のところに突然来たので、答えようもないのですけれども、ぜひ配慮していきたいと思えます。

○小林委員

市長は、配慮をすると。確かに保育料は配慮されて、平成 19 年度は税制の関係での影響を受けないようにするというこのようですし、国民健康保険とか介護保険についても、配慮していただくということに受けとめ、今の答弁はそうだったものですから、それでよろしいですか。配慮すると。

○板橋保健福祉部長

私、市長ではないのですけれども、補足をちょっとさせていただきたいと思うのですけれども、今おっしゃるとおり、公的年金が例えば 140 万円の控除があったのが 120 万円になった。今まで 140 万円控除になった人は変わらなかったのだけれども、今度は 130 万円を取った人は 10 万円ぐらいありますから、それがかかるとなるというような問題があります。

あと、高齢者非課税ということで、これも住民税非課税になったことによって、今おっしゃるように、所得は同じでも、あるいは所得は減っても、そういうものが上がってきたのだろうという御意見だと思いますが、そのとおりだと思います。

ただ、その段階で、今、国の方では激変緩和ということで、これも何回も御説明申し上げていますが、それぞれ 3 年間を経過措置にして、そういう措置もしてございますので、その辺も御理解賜りたいと思ってございます。

○小林委員

激変緩和はわかりますが、それが過ぎたら、結局その段階の上上がる、激変緩和というのは、上に上るのにジャンプするのではなくて、階段を上っていくという考え方ですね。ですから、上がってしまったら、やはり気がついたら上がってしまったと。これは大変だということになるわけで、それはやはり激変緩和はだからいいのかと。

なってしまったので、制度との関係でやむを得ない部分はあるかもしれませんが、やはり深刻なのは、収入が減っていく中で、結果としてそういうふうになってしまうということで、暮らしがこの先どうなるのだと。やはりこれは、激変緩和は、まあ制度のもとである程度仕方がないにしても、結果として上がったときに、これは一体どうなるのだと。

市長、やはり配慮されなければいけないのではないですか。それが政治というものではないのですか。いかがですか。市長も議員の経験があるわけですから、その点、伺いたいと思います。

○昌浦委員長

保健福祉部長。（「市長に聞いているのです」の声あり）

○菊地市長

いろいろ熟慮してみたいと思います。

○根本委員

資料 5 の 6 ページ、6 ページに限らないのでありますが、市税あるいは固定資産税等の滞納繰り越し分というのがございます。市税の場合は 2,075 万 8,000 円の収入を見込んで、こういう予算計上でございます。

そこで、滞納されている方が、御案内をして、連絡をして、市役所に来る、という方は、払う意思のある方で、いろいろ窓口に来て、滞納分のいろいろな話をされると思います。そこで、市役所に来ない方は別として、来て、そういう意思があつて、何とか相談をして、支払っていききたいと、こういう思いで窓口に来ると思いますが、その場合、非常に個人的なプライバシーの話ですね。月どのぐらいずつ払っていくとか、そういう個人的な話になるので、そういう部屋をきちんと設けてやるべきだと、このように思いますがいかがでしょうか。

○澁谷納税課長

今の御質問の関係なのですけれども、納税課としては、委員のおっしゃるとおりにできればいいと思っております。

ただ、残念ながら、今の庁舎の状況を見ると、そうも言ってられないのかということで、私どもは、場合、場合で、あいている場所を使いながらやっているつもりでございます。

なお、この辺も注意しながら、今後もやっていきたいと考えております。

○根本委員

例えば市民相談室がございますけれども、あそこの部屋が相談室で、区切られた箇所が2カ所ですか、個人的に相談できる部屋となっております。

ですから、例えば納税課の窓口に来られて、すぐそこから連絡をとって、部屋があいていれば、申しわけないけれども、市民の皆様に移動していただいて、そこでじっくりと相手の話を聞いて、納付できる態勢をきちんとできるような、そういうことが大事だと。もしいっぱい有的时候には、やはり納税相談がきちんとできるような部屋を、課長サイドではあれなのでしょうけれども、どこに聞けばいいのですか、こういう体制もきちんとつくっていくという、そういうことは非常に大事なので、どうなのでしょう。庁内のあいている部屋、どこかあればつくる。あるいは今の納税課の付近でできるかどうか、ちょっと納税課では無理ですね、あそこの課内では無理かと思いますが、その辺、市民相談室をとりあえず使うような形で、将来的にはきちんとした納税体制ができるような、そういう場所を確保するというのも必要な、大事なことだともう思います、これは……。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

今、その納税についての御質問ですけれども、実は、市役所の中で、プライバシーに関することというのは、納税だけではなくて、例えば保健福祉関係もございます。あと、それから女性の方で、おっぱいを上げる授乳のこともございます。そういったところ、そういう場合には、それぞれいろいろな部屋がございます。小さな部屋が。そこに御案内をして、そこでお話をさせていただいたり、用を足していただいたり、そこもいっぱい有的时候には、通常の会議室も利用したりということで、その状況に応じて対応させていただいておりますので。

ただ、常時、相談するための場所というのは、これがちょっとごらんになっておわかりでしょうけれども、物理的になかなか、現状非常に難しいものですから、実際の実務としての対応は、今言ったように、状況に応じて、それぞれの部屋に御案内をして、対応させていただいているということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○根本委員

今の件は、住民の皆さんから、何人かの方に、相談に行ったときに、何か市役所の職員さんで知っている人もいるし、あるいは隣にたまたま知っている人が窓口に来たりして、非常に、何というのでしょうか、自分のプライバシーというものを知られたくないといいますが、そういう思いになったという相談が二、三件ありましたので、非常に大事な1点だなどう思いました。

ですから、今現在ある部屋で使えるようなところは、そういう込み入った中身の、ちょっと時間のかかるような、そういう中身に突っ込んだ話になるようなときには、ぜひともそういう相談室などを活用していただいて、お願いをしたいと思っております。

それから、同じ資料5の42ページ、その土地売払収入で、新田浄水場のわきの土地ですと、市有地ですということなのですから、あそこは水道部の土地と、それから総務部所管の土地がありましたね。これはあの全体を売ったのでしょうか。その辺教えていただきたいと思います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

ここに計上させていただいていますのは、水道関係については、もちろんあれは企業会計に属しますから、これは一般会計上しかのっておりませんので、一般会計持分の914平方メートルの売り払い代金を見込んでいるものでございます。

○根本委員

その残りがあるのですね。一応水道部所管の土地とこういうふうになっていますけれども、あの土地の活用というのはどのように考えていますか。

○鈴木上下水道部長

残りの水道事業で管理している用地ですが、これについては、いわゆる貸し出しをしてという方向で今検討をしております。

○根本委員

市有地を有効活用する、少しでも収入を得るという考え方が非常に大事だと思います。

それから、そういうふうに活用できないところは、売り払いをするという方向で、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

そこで、関連してお伺いしますが、実は、きのう、国府多賀城駅の周辺をずうっと見てまいりました。国府多賀城駅の南側に清水沢多賀城線がございます。フェンスのようなものがあって、中は大きく伸びた草が枯れて、そのまま枯れていっぱい生えて、刈り払いされていない状況で、隣は博物館があって、そのすぐ隣にパーク・アンド・ライドの駐車場があって、その隣が清水沢多賀城線と。

何か非常に国府多賀城駅という割には、市長が目指す「美しい詩都 多賀城」、これを目指すには、駅からおりて、草ぼうぼうで、それから駐車場、歩道に車がたくさんとまっています。エンジンも何もかかっていないということは、結局、あそこにとめて出勤をされているのだと、こういう感じも持ちました。

そこで、まずお伺いしますが、清水沢多賀城線、これは前にも一般質問をいたしましたけれども、あそこはあのままで本当にいいのかという問題もありますし、何とかその法をクリアして、有効活用できないものか。有効活用することによって、あそこがきれいになるのです。その辺をどう考えているかまずお伺いしたいと思います。

○後藤建設部長

今、根本委員のおっしゃられた清水沢多賀城線でございますけれども、御案内のとおり、あそこは城南土地区画整理組合で街路用地というようなことであけてございます。当然、補助も入っている関係で、その辺は以前からちょっといろいろお話があった関係で、我々の方としましても、何とか活用したいということで、以前からいろいろ詰めてはいたのですけれども、今の段階では非常に、補助が入っている関係で、補助金の適化法にひっかかる関係で、非常に難しいという話だけは伺っております。

ただ、今、我々としましては、「あのままでいいのか」と言われると、「よくはない」というふうに答えるしかないと思うのです。

それで、今後なのですけれども、その辺、最近になりまして、国の方もいろいろ緩和策というのですか、いろいろございまして、それが該当するかどうかわかりませんが、国といろいろその辺のところを詰めながら、我々としまして、ああいう状態では非常に、今言われたように、景観上もよくないということもありますので、何とか活用するような方法をやはり模索していかなければならないと、そういう方向でございます。

○根本委員

ぜひお願いしたいと思いますが、補助金の関係で難しいという話は伺っているという状況で、まだ具体的な行動は起こしていないという状況ですね。

そうすると、その活用するために、ぜひともこういうことを考えているのだけれども、何とかお願いをしたいとか、そういう行動はまだとっていないというふうにも聞き取れるのです。

ですから、どうか平成 19 年度中に、ぜひとも具体的な行動を起こしていただいて、市長にも、ぜひともあらゆる場で、国府多賀城駅の前その環境のためにも、このままではよくないということで、ぜひとも利用できるような体制をつくっていただきたいということで、申し入れをあらゆる機会にお願いをしたいとこう思います。

それから、関連して、今、パーク・アンド・ライドで使っている駐車場の件なのですけれども、あそこはいっぱいのです。きのう、私見ましたけれども、それで、歩道に車がかなり上がっています。まず、この実態を御存じですか。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

確かにおっしゃられるとおり、車がいっぱいとまっている状況なのですが、ロータリー部分に関しては、警察の方とも協議しまして、このロータリー以外の分は一応規制をしてもらえるということになっております。今のところまだ手はつけていないのですが、それで、ロータリー分についても、車がとめられないように、その規制と一緒にあわせて、ちょっと幅員を狭めてやりたいというふうに、今、考えております。

○根本委員

恐らくパーク・アンド・ライドの駐車場にとめ切れない方々が、とめているのではないかと。きのうは平日ですから、日中ですから、車にだれも乗っていないということを考えると、恐らく朝からとめているのではないかとこう思います。

あと、浮島側も同じです。駅前にだれも乗っていない車が、車が転回するところにもとまっていますし、そういう状況であります。

私は、やはり駅前は整然と、きれいにすべきだと思います。駐輪も国府多賀城駅の構内の中にとめてあつたりさまざまです。まず、現場を一度、きのうときょうは現況変わっていないと思いますから、ぜひとも担当者に現場の状況を見ていただきたいと思います。

そして、駅前はやはり常に整然として、駐輪場のスペースが足りなかつたら、駐輪場のスペースもきちんとつくる、そして収納できるようにする、まばらに置くような体制をつくらないと、こういうことでぜひお願いをしたいと思います。

今の駐車場の件ですけれども、清水沢多賀城線もきちんと整備は、そんなにお金はかけなくともいいですから、パーク・アンド・ライドにそれだけ足りないという証拠ですから、使えるようにしていただきたいと思います。

ただ、無料でいいのかという問題は、これは検討すべきだと私は思います。例えば 100 円でもいいですし、自動的に上がるそういうものでもいいですから、お金を取るか取らないかということも含めて、今後やはりそういうことはきちんと考えていつていただいて、駅前を整然ときれいに保てるように、ひとつ方策を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。（「要望でよろしいのですか」の声あり）では回答をいただきます。

○後藤建設部長

今の要望といたしますか、お話なのですけれども、当然、建設部の中でもいろいろその辺議論はしているのです。有料にするか無料にするか。まず、その前段として、あの土地をどういう形で有効利用しようかというのが一番の先決なのです。ですから、それがきちんと決まってから、こういう時勢なので、できれば幾らかでも料金を上げたいというのが我々の考えでございますけれども、その辺も含めまして、平成 19 年度に再度いろいろ検討してまいりたいと思っております。

○根本委員

それから、もう一つは、国府多賀城駅の浮島側の左側、前に田んぼだったところに、今、草ぼうぼうと生えて、今何ら手をつけていないという、あれも市有地ではないかと思うのです。それはどのようになっているのでしょうか。

○佐藤施設課長

委員御指摘の土地でございますが、浮島ニュータウンと特別遺跡の館前遺跡の間の土地だと思っておりますが、あそこの土地の約半分は、都市計画決定された清水沢多賀城線の用地に計画決定はされていますけれども、まだ買収が終わっていない民地で、たしか 5 名の方の土地だったと思っておりますが、この部分を今現在は、浮島の山の方から、雨が降ったときに流れてくるのですけれども、一時雨水をためておくための遊水池の機能を持たせるために、市の方でこの地権者からお借りしている土地が約半分です。

それから、もう半分は、これも都市計画決定されておりますけれども、中央公園の一部ということになっております。ただ、この中央公園の一部ではございますが、まだ事業認可を受けていない土地なものですから、あくまで公園予定地という考え方なのです。

ただ、こちらの方については、同じように、盛り土をしないで、水がたまるような構造にしております。というのは、今現在、浮島ポンプ場は整備をされたのですが、本来であればポンプが 3 台入るところが、それが現在はまだ 2 台しか整備されていませんで、今の時点でこの遊水池を完全に廃止するというのは、なかなか難しいというふうに考えております。

○根本委員

そうすると、この辺の具体的な形が見えてくるのは、浮島ポンプ場に 3 台目のそのポンプが設置されてから以降だということですね。それはいつの時期を見込んでいますか。（「歳出の方にだんだん入ってきているようですが、これだけ受け付けましょう」の声あり）いや、関係あるのです。これを有効利用して、少しでも……。まあいいです。

では、歳出のときお話しします。それまでに考えておいてください。

○昌浦委員長

では、根本委員、今の件は後でということで、よろしいでしょうか。

○伊藤(功)委員

保育料の関係で、配慮するというものであります。12月議会では、平成22年に向けて改正をしたいということだったのですが、早まったことについては、市民とともに喜びたいと思うのですけれども、具体的にどのようになるのか。定率減税が始まったときには、区分を2割下げて、保育料が下回らないように措置をとったわけで、今回はどのように事務手続が行われるのか伺いたと思います。

○伊藤こども福祉課長

お答えいたします。

今回、定率減税の縮減というふうなことで、保育料の方に影響してくるわけでございますけれども、それにつきましては、定率減税の縮減によりまして所得税額が上がるというふうなことで、その影響がどのぐらい出てくるかということで、うちの方で試算してみましたところ、縮減によって所得税額の方に12.5%ほど影響してくるのではないかというふうな試算をしております。

その分について、各所得税の額ですが、その幅を広げようというふうな考え方でございます。それによりまして、各階層に影響が出ないような形にするというふうに考えてございます。

○伊藤(功)委員

具体的には、今の区分の幅の基準額を8分の1にして、9倍にするという形で区分表ができて上がるということで伺っているのか。

そして、それに基づいて、結果的に上がらないことになるということで確認してよろしいですか。

○伊藤こども福祉課長

所得税の区分、今、委員がおっしゃいましたように、その所得税額について幅を持たせて、各階層の各保護者の方々、該当する保護者の方々に影響がないような形にするということでございます。

○伊藤(功)委員

わかりました。

続きまして、市税関係、県税も含めての定率減税の関係で伺いたしたいと思います。税源移譲によって、国の所得税が入る分は地方税でふえるのですけれども、全体としてふえないということで、この間、ずうっと説明がありました。

しかしながら、定率減税による負担がふえるというのは、全国で1兆7,000億円と言われておりますけれども、その住民税の定率減税の廃止によって、多賀城における市税はどれぐらいふえるのか、県税はどれぐらいふえるのか。

また、これが平成18年から19年にかけて廃止ということなので、総枠でどの額になるのか伺いたしたいと思います。

○坂内税務課長

定率減税につきましては、平成 19 年度、市・県民税で 1 億 3,400 万円、それから県民税で 6,600 万円ぐらい見ております。

○伊藤(功)委員

なお、これは平成 19 年度ということですから、その半減が廃止になるということですので、18 年、19 年で見ると、倍ということで、合わせて 4 億円相当になるということで見てもよろしいですか。

○坂内税務課長

倍になるものですから、そのとおりでございます。

○伊藤(功)委員

続きまして、新年度から市民が納付する税・使用料等について、納めやすくするというところでコンビニ収納が始まるわけですが、新年度の中で予定をしている種目、どういふものがあるのか御紹介お願いいたします。

○澁谷納税課長

4 月からを予定しておりますのが、市・県民税、軽自動車税、固定資産税と都市計画税、国民健康保険税、それから保育料、それと「太陽の家」の使用料、それから留守家庭児童学級の利用料、それから市営住宅の家賃及び駐車場の使用料、それに道路占用、公共物使用料ということになります。以上、10 項目になります。

あと、時期が若干ずれまして、介護保険と水道、下水道の使用料は、若干時期がずれまして、実施するというふうになっております。

○伊藤(功)委員

1 件当たりの市が負担する手数料というのはどれぐらいになりますか。

○澁谷納税課長

まず、コンビニ収納することによっての基本料金と 1 件当たりの料金というのがございまして、基本料金につきましては、水道とは別に一般の部分ですが、これは月 5,000 円という形になります。水道の方は基本料金はかからないという形になっております。

それから、1 件当たりの料金ですが、水道につきましては 52 円掛ける消費税、それから一般の方につきましては、55 円掛ける消費税ということで、57 円 75 銭という形になります。

○伊藤(功)委員

今後いろいろな納めやすい環境をつくっていただければというふうに思います。

そこで、伺いたいのですが、まず学校給食費の問題ですが、まだこれはコンビニ収納にはなっていないのですが、現在のこの取り扱いについてはどうなっているのか、2004 年の予算委員会の中で、仙台市が給食センター分については公金だという考え方をその時点で持ったと。それ以外の自校方式等については公金ではないという判断をしていたのですが、現時点で多賀城ではどのような判断になっているのか伺いたいと思います。

○相沢学校教育課長

お答えをいたします。

委員も御承知のように、学校給食費につきましては、児童・生徒の転出入、あるいは病気などによる欠席によりまして、給食数が一人ひとり異なってくるというふうになっているのが現状でございまして、その一人ひとりの給食回数を最も正確に把握できるのは、それぞれの学校ということございまして、現在、学校が徴収をしている現状でございます。

このことを踏まえますと、保護者の方々から徴収する給食費は、それぞれの学校長名義の口座に入金されること。それから、学校によりましては、給食費以外の教材費でありますとか、学年学級費などの校納金と一緒に、給食費と一緒に保護者の方々の口座から引き落とされ、学校で一括して取りまとめている状況でございまして、その意味では、税とは若干意味合いが異なるのかというふうに考えております。

○伊藤(功)委員

学校給食の各学校長の口座に引き落とされるということですが、実際はどこの銀行とどこの銀行が扱っているのですか。学級費等々と一緒になって集めているといいますけれども、実際はきちんと区別されて納められているのではないですか。

○相沢学校教育課長

まず、金融機関でございますが、七十七銀行だけを利用している学校は2校でございます。それから、七十七銀行も杜の都信用金庫も保護者の事情に応じて選べますという学校が2校、そして杜の都信用金庫を利用している学校が6校ということでございます。

それから、きちんと区分しているかということにつきましては、もちろん教材費とそれから給食費は分けて、分けてといいますか、金額は一緒になりますけれども、会計処理する側では、給食費はきちんと給食費としていただいております。

○伊藤(功)委員

今、一緒に集めているけれども、その給食費と学級費は区別してちゃんと把握されているということでした。

そこで伺いたいのですけれども、どこの時点で、この集めた給食費は公金という扱いになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○相沢学校教育課長

給食費につきましては、給食センターから納付通知が各学校長あてに参りまして、その時点で、納付通知書に示されておりました金額を学校長が多賀城市の収入役の口座に入金と、その収入役の口座に入った時点で、公金というふうになると考えております。

○伊藤(功)委員

今、収入役の口座に入ったときに公金ということだったのですけれども、この学校給食費について、市の監査はどうなっているのですか。

○庄司監査委員事務局長

学校等の監査に行ったとき、徴収台帳などを見せていただいている学校もあります。

○伊藤(功)委員

それで、今、会計の方に入ったときに公金という扱いということですが、監査の状況では、学校段階でもきちんと監査をされているということですので、本来、学校の、校長のところに口座に入った時点で、公金的な扱いとして監査が行われているのではないですか。

○庄司監査委員事務局長

これは大変難しいので、今、学校教育課長が、公金は、収入役の通帳に入ったときからというふうに考えておりますが、昭和 32 年 3 月現在、文部省で出していた文書には、学校給食費は市費というふうなことで通知しているのもございます。

それで、監査では、公金だけを監査すればいいのですけれども、学校に行っても、一人ひとりの分をあだこうだを見ていなくて、どういう経路、どういシステムで学校給食費を徴収しているかというのを見ております。

ですから、あと、滞納金は幾らぐらいあるとか、そういうのは見ておりますけれども。そういうことでございます。

○伊藤(功)委員

言ってみれば、学校給食費が雑入ということで入っていく経過からすると、公金でないような雰囲気ですけれども、準公金的なものだというふうに私は思うのです。

そういう状況の中で、実際、親の負担ということでどうなっているかという、七十七銀行を使うと、当初は 1 回当たり 100 円に消費税がかかるということであったのですけれども、これでは大変だと。一方で 10 円でやってくれているところがあるのでということで、今、極力抑えられて、26 円から 52 円になっていって、10 回の納入で 520 円、杜の都関係で言うと、10 回で 100 円ということになっているのですけれども、これは親の負担になっているわけですね。

本来、準公金、公金ということで、市がそういう扱いをすれば、本当はこの納入するための手数料というのは、親負担ではなくて、市の負担になるべきものだというふうに思うのです。

その中で、今、コンビニ収納というのが始まっておりまして、市全体としてきちんとそういう位置づけをもって取り扱うことによって、この分野での親の負担というのが軽減されるのではないかと。学校給食、自校方式のところもあって、どんどん学校給食センターが二つになって、今度一つになってきているわけですが、その中で、集め方についても効率的、効果的ということを見ると、コンビニ収納というのは必要な課題になっているのではないかとこのように思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○相沢学校教育課長

お答えいたします。

委員の言われますように、保護者の方々の負担軽減というのは、やはり教育委員会としても大きな課題だととらえております。

また、給食費に関しましては、給食費の完納ということもまた大きな課題と考えております。

そのことから、まず、七十七銀行だけを利用している保護者の方々にとりましては、10 回の振替で 520 円、しかし、杜の都信用金庫を利用しているところは 10 回で 100 円という

ことで、そこで 420 円の差が生じるわけでございますので、学校とも十分協議をしながら、保護者の方々が納めやすい金融機関を選べるように、協議をしてみたいとそう思っております。

それから、学校によりましては、現金での分割払い、あるいは学習参観等においていただいたときに、現金での一括払いもお受けできるように、また、口座からの引き落とし回数を、現在は小学校では約 1 回当たり 4,000 円、中学校で 4,200 円から 300 円ということで、10 回に分けて集めているわけですが、これを 5 回にできないだろうかというようなことも視野に入れまして、できる限り保護者の方々の負担軽減を進めてみたいというふうに考えております。

また、コンビニ収納のことにつきましては、実は、県内登米市の給食の中で、来年度 4 月からコンビニ収納等も検討していきたいというような報道がありましたので、登米市とも連絡をとり合って、どういうシステムでつくっていくのか、十分に調査させていただき、研究させていただきたいと考えております。

○伊藤(功)委員

ぜひ検討していただいて、実現方お願いしたいと思います。

今、ちょっと説明の中で、負担軽減をするということも言いながら、給食費は 10 回で分割しているのだけれども、それが 5 回でという、学級費のことかもしれませんけれども、これはちょっと矛盾するのではないかと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○相沢学校教育課長

今、10 回集めていたのを、1 回当たり、例えば小学校ですと 4,000 円を 8,000 円いただくことにして、5 回に減らすという意味で、そうしますと、手数料が軽減されるというふうな意味合いで申し上げました。

○伊藤(功)委員

どの方法がいいのかはよく検討していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

○昌浦委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時にします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○昌浦委員長

時間前でございますが、始めさせていただきたいと思います。

なお、室内が暑くなった場合は、上着をおとりくださって結構でございます。

では再開いたします。

○伊藤(功)委員

住宅使用料の減免について伺いたいと思います。この間、この件については条例や規則があるのですけれども、実際減免されている人がいないということでしたけれども、なぜそのようになっているのか伺います。

○佐藤施設課長

前回9月の決算委員会の時点で、塩竈市の状況だけ調べてお答えしたところなのですが、その後、宮城県であるとか仙台市、それから岩沼市とか名取市等にも照会いたしまして、その辺の状況を把握いたしました。

それによりますと、まず、名取市、岩沼市、大崎市については、やはり条例には規定があるのですけれども、申請がないので、今のところ実績がないということです。

それから、宮城県では、平成18年度には124件の減免の事例があると。

それから、仙台市でも、これは仙台市の方では月数でカウントしているものですから、はっきりした件数はわかりませんが、平成17年度では大体160件、それから18年度ではまだ年度途中なものですから、78件の事例があるというようなことでございました。

前回御質問いただいた折、今委員がおっしゃったとおり、条例、規則に定めはあるのですけれども、事務取り扱いで要領がないため、その制度の必要があるかなどを検討する旨、回答しておりました。

宮城県でも仙台市でも、同様に条例に基づく取り扱い要領を定めておりました。宮城県の要領では、必要な添付書類、それから減免猶予の基準、減免の期間、減免の更新・取り消し、それから適用除外等について定めております。

多賀城市としても、取り扱いの公平性を確保する意味から、要領の制定は必要と考えております。ただ、今現在、宮城県の方でも、この要領について若干見直しをしたいというような話も聞こえておまして、その辺の動向を見ながら、多賀城市としても要領の整備をしたいというふうに考えております。

○伊藤(功)委員

多賀城市の条例、その規則については、大体県に準じて行っているということだと思っておりますけれども、そうであれば、その取り扱い要領についても、準じた形で対応していくということが大事だと思います。

いろいろな税の負担がふえている中で、軽減できるものについて、軽減できる分野はきちんと対応すべきかというふうに思います。

ちなみに、県の事務要綱に基づいて生活保護水準、60歳の御夫妻の場合で、政令月収がどのようになるかということで試算していくと、4割減免になってしまうのです。ところが、この取り扱い要綱がないために、たとえ申請をしても、対応できないという事態ですから、少なくとも今の県の水準でまず実施をして、県の見直しがあれば、さらにそれに合わせるということが大事だと思いますけれども、その点いかがですか。

○佐藤施設課長

まだ生活保護世帯の水準での、その何%ぐらい減免になるかという試算まではしておりません。ただ、生活保護世帯に該当した場合には、多分住居手当の方で家賃については全額補てんされるような形になると思います。

○伊藤(功)委員

生活保護を受ければ、その対応は受けられるのはわかるわけですが、実際生活保護を受けないで頑張っている方々も相当いらっしゃるわけで、そういう人たちに、こういう制度がありますということでの周知徹底ができるような要綱が急がれるということですので、検討が始まっているのであれば、ぜひ早く実現できるようにお願いしたいと思います。

○佐藤施設課長

できるだけ早く要綱をつくるようにしたいと思います。

○中村委員

資料No.5の16ページの、3節太陽の家利用料関係で質問させていただきます。「太陽の家」の設立、それから教育システム、あれは100%私関係しているものですが、非常にいい施設だと思っております。

そこで、最近は、もう30年以上たっていると思いますが、入園基準というのは、今、どういう基準になるのか、その辺少しお伺いします。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ここの「太陽の家」は統合保育ということで、健常児と障害児の混合でやっております。

それで、通常、健常児と一緒に行動ができる範囲ぐらいの障害をお持ちの方ということで、重度の方で、健常児の方なり他の障害児の方と一緒に行動のできない重度の方については、入園を控えていただいておりますけれども、ある程度障害をお持ちでも、ほかの方々と一緒に行動のできる障害程度の方々を、入園ということに認めております。

○中村委員

私、最初は、健常児と障害児の比率は、私は否定はしなかったのですが、現在ですと35対25、健常児が35、それから障害児が25名になっていますね。その比率を決めた経緯というのはどんな経緯があるのでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

これは、「太陽の家」では、家を新しく改築したときに、今までの収容人員より多く変更したときに、人数を障害児25、健常児35ということで、一応人数を決めております。

○中村委員

私が尋ねたのは、35対25に決めた基準は何だったのでしょうか、主な質問の内容でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

済みませんけれども、私、そのころちょっと携わっていなかったのですが、前のことはわかりませんが、ある程度の障害児を健常児が見る、人数の比率で見たのかという感じでございます。障害児が多いと、どうしても健常児の方の手助けとか、皆様で支え合う、その比率が多分3分の1というような形ぐらいで想定して、多分この人数にしたのかと思います。

○中村委員

障害児を持たれた家族から、私、時々相談を受けるのですが、何とかうちの障害児を入れていただきたいと。そういうことでちょっと相談を受けるのですが、この35対25がネックになりまして、ちょっと受け入れてくれないということを聞いております。

そこで、この比率の変更というのにはできないものなののでしょうか。できないのは何ができないのか、それをお伺いします。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今現在、障害児を25人入れておりまして、障害児3人に1名の職員についていただいております。障害児さんがふえることによって、3名ふえることによって、1名の職員がふえるというような形もありますし、確かに、時には障害児の方々が待機というときも出てきます。ことしの例を見ますと、平成19年4月に入園される方につきましては、この前、根本委員にもお答えいたしましたように、人数がちょうど25人でおさまっているという現状でございます。

それで、どうしても途中でお入りになりたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、そのときはちょっと待っていていただいて、途中で転勤などでお出になるときもありますので、そのときに入園の手続をしていただくと。

それで、どうしてもそのときは、あと「おひさまひろば」の方に来ていただいて、保育をしていくという形をとらせていただいております。

○中村委員

最後に質問いたします。最近アウトソーシングが非常に注目されております。「太陽の家」の運営でアウトソーシングというのは考えられるのでしょうか。それだけ1点だけお願いします。

○伊藤行政管理課長

可能性としてはあるかと思えます。

○相澤委員

資料5の32ページ、午前中、森委員が質問したことに関連しますが、総合防災訓練費、ここに負担金が200万円とございますが、歳出でたしか450万円が計上されていたと思うのですが、多賀城側の負担が大きくなるということはないのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

まず、多賀城市の持ち出しはあるのかというような御質問でございますが、結論から申し上げますと、持ち出しはございません。

と申しますのは、この資料5の、ただいま委員がおっしゃったその32ページの県支出金の200万円と合わせまして、52ページをお開きいただきたいと思えます。これは諸収入の雑入でございますが、雑入の説明項番24番、宮城県消防協会塩釜地区支部負担金ということで250万円計上いたしまして、合計450万円。したがって、歳出では9款の消防費の方で同額を計上しておりますことから、よって、持ち出しはないということでございます。

○相澤委員

安心しました。どうもありがとうございます。

○佐藤委員

歳入の全体のことをちょっとお尋ねしたいのですが、午前中に、「頑張る地方応援プログラム」ということが話題になりました。この制度は、地方にとっては立地条件などいろいろそういう状況によっては、交付税が削減されることもあり得るというような税制だそうで、いろいろ議論があるようなものであると思うのですが、しかし、せっかくできた制度ですので、積極的に利用して、活用すべきではないのかというふうに思います。

それで、竹谷委員から午前中、どのように頑張るのかという質問に対して、行革担当の方からは、「一生懸命頑張る」という決意表明がありましたけれども、その対指標の中に、転入者人口がどのぐらいかとか、あるいは出生率がどのぐらいかとか、そういう指標があるようなのです。1から9まであって。そういう中で、いかに多賀城に住んでいただけるかというようなことが、大きく問題になるかと思うのですけれども、先日、若いお母さんたちと懇談する機会がありまして、今から子供を産みたい、何人目かを産みたいとか、育てていくのに、これからは本当に子育て条件のいいところを探して、探して住まない、大変なのですと。月20万円ぐらいの月給で、6万円か7万円の家賃を払って、そして子供を2人か3人育てたいと思うと本当に大変だと。それで子育てを応援してくれる自治体を探して住みたいのですというようなことが、何人かから言われました。

そういう意味からは、本当にそういう立場で充実させていくことが、若い人たちを呼び込む、住んでいただく、そういうことになるかと思うのですけれども、こういって具体的に、呼んで来ていただけるような立場から、具体的に検討に入るといふようなことでは、考えていらっしゃるのかどうか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

まず、「頑張る地方応援プログラム」でございますけれども、これは九つ、9項目ほど項目立てはされております。国全体の地方財政計画上の予算措置としては、普通交付税が2,200億円程度、それから特別交付税が500億円程度ということになっておりまして、その項目と総枠は示されておりますけれども、今のその9項目に対して、それぞれの数値がどれを超えたらどのぐらい算定されるのかということの基準は、まだ一切公表されておられません。

恐らく7月に入ってから公表されるのだらうと思いますけれども、それを見ないと、この「頑張る地方応援プログラム」がどのように多賀城として影響が出るのかどうか、まだはっきりしないという面もあります。

ただ、いずれ、こういう項目立てがされたものですから、今、どのぐらいやると、どのぐらいのことがあるのかわかりませんが、これらの項目に該当するために、今、住みやすいまちづくりはどうするのかということの多分御質問になってくるのだと思いますけれども、これはいろいろお示しいたしておりますけれども、安全・安心なまちづくり等の項目もございまして、具体的には、たがじょう子ども生活塾を拡充する、それから、もちろん心配される災害に備えて、保育所あるいは学校その他の耐震対策も行う、そういったことも平成19年度予算の中に十分盛り込ませていただいているところでございます。

○佐藤委員

努力はちょっとは認めてあげつつも、バス路線の充実とか、あるいは水道料引き下げただけことも魅力の一つかというふうに思います。それから、もちろん、もっとさらなる保育所の充実とか、子育てを応援する充実とか、考えられるというふうに思います。

明らかになった時点で、ことしが初めてのようですので、ぜひ充実される立場で努力をいっぱいしていただきたいというふうに思います。

○松村委員

3点質問させていただきます。

初めに、市長にお伺いしたいのですけれども、歳入全体についての件なのですけれども、市長になられてから頻繁にお話しされていますけれども、今、地方自治体は運営から経営に転換が迫られ、自立経営が求められる時代になっているということを盛んにお話ししています。私も、現実、そのような状況になっていると理解しております。

それで、ある実業家のお話ですが、「経営とは、経理と営業である」という、そういう言葉を聞きまして、まさしくそのとおりだと思います。

経営するに当たりまして、やはりいかに歳出を抑えて、歳入を図るかというのがやはり経営者としての大きなポイントかと思うのですけれども、自治体におきまして、歳出を抑えるということは、むだを省くということもありますけれども、また反面、市民サービスの低下にもつながっていくと思います。

そういうことから、いかにどう歳入を、いわゆる自主財源を確保するかということが、これからの地方自治体に大きく求められる課題かと思えます。

そういうことで、市長も、自治体の競争も今盛んになっているということで、各自治体でもそういうところに今、真剣に取り組み初めなければならない現状にあると思えます。

そこで、そのために、市長は今回の施政方針の中においても、市長の公約としても、産業振興に力を入れるということで、取り組みを上げておりますけれども、そこで市長は、現在、本市におかれている産業の現状認識をどのように持っていらっしゃるかということ、今後取り組むということをお話しされていますけれども、具体的に、若干は言っておりますけれども、もう一度具体的な取り組み、またその決意も市長にまずお伺いしたいと思います。

あと、資料5の28ページなのですけれども、史跡等購入費補助金についてお伺いいたします。このとき、説明の中で、ことしは附寺跡の近隣の購入を予定しているという説明があったと思えますけれども、場所はどの辺を想定していらっしゃるのかということをお伺いしたいのですけれども。

それと、いわゆる政庁付近の整備、政庁大路などの整備を早く願う者としてしましては、この附寺跡付近を買うよりも、もう少し政庁大路付近のところの購入の方が先ではないかというふうに思うのですけれども、その点、どうしてなのかということをお伺いしたいと思います。

あと、3点目、42ページ、史跡のまち基金繰入金の件ですけれども、ここの項目の中に、南門復元整備事業としまして25万9,000円が書いてありますけれども、この事業というのはどのような事業なのかお聞かせいただきたいと思えます。

○昌浦委員長

どうですか。3項目めはちょっと歳出のようなのですが。（「この補助金はどのようにと……」の声あり）わかりました。

それでは、まず1項目めから回答を求めます。

○菊地市長

松村委員の大きな質問なのですけれども、産業振興、実際、財源の確保をいかに図るかというのが、本当に今からの大きな課題になるというふうに思っております。

その中で、今やっています多賀城駅を中心としたあのにぎわい、これをどのように図るかということも大きな課題の一つかということでございまして、例えば犯罪発生率の問題も、やはり駅前が今のような殺伐としたような状況ですと、犯罪発生率も上がってくるだろうしという、そういうところもありますので、あそこにどういうものを集中させるのか、にぎわいをどういうふうにつくるのかということが、まず当面の課題かということ、北側と南側の一体的整備を図るということが、まず最初の課題ではないかというふうに思います。あれがにぎわいができることによって、あるいは商業、中小企業の方々もそうございますし、波及効果といいますか、出てくるでしょうし、また、何といたっても多賀城市の今までの歴史的な過程を見ますと、やはり工場地帯の活気といいますか、かつては工場地帯からの税収が大きかったものですから、それで多賀城市の財政内容が大きかったという歴史があるわけでございまして、去年もそのようなことを述べさせていただきましたけれども、工場地帯の今の現況、近々、多賀城市側と工場連絡協議会の方々との懇談会があるのです。

その中で、今まで以上に密度を増した話し合いをできればしていきたいと思っておりますので、その取っかかりが今月行われる工場連絡協議会の方々との話し合いかというふうに思っておりますので、その辺も重点に置きながら、話し合いをしてみたいというふうに思っております。

今の工場地帯のやはりインフラ整備等をまだやっていないところもあるかと思っておりますので、その辺と、やはりあと空洞化、企業として、今いなくなっているところもありますね。そういうところの現況分析も平成19年度にはぜひ行ってみたいというふうに思っております。

また、西部地区、この間も、あれは松村委員の質問でしたか、申しあげましたけれども、農業の方々とのじっくりした話し合い、要するに南宮裏、あるいは山王から高橋にかけての農業をやっているの方々、ということは、地権者になるかと思っておりますけれども、村井県政の富県戦略をにらみながら、ぜひそれとどのようなリンクができるのか、これは副知事ともお話し合いしてまいりましたけれども、いろいろと深めていきたいというふうに思っています。

また、東北学院大工学部の工学部長さんともお話ししましたけれども、産学連携、産学官といいますか、多賀城市が介在して、できれば工学部だけではなくて、私、経済学部なり、あるいは文学部なり、いろいろな分野で、大崎市が宮城大学と連携されたように、いろいろな面で学院大あたりと連携できれば、そういう行動も私自身も起こしていきたいと。それを図ることによって、富県戦略とのリンクというのは、これは1年、2年でできることではございませんので、10年後ぐらいを見据えて、そういう展開を図っていかないと、自主財源の確保もできてこないのではないかという思いでございます。

どちらにしても、できるだけ歳出は、これは最低限、市民に迷惑のかからないような、今度、取組指針でも示したように、市民に迷惑がかかるようなことでは困りますけれども、できるだけ出のを抑えて、いかにして歳入を多くするか、これはここ四、五年が勝負でございますので、徹底してやらなければいけないと。

ただ、先ほども言いましたように、最低限の市民生活だけは守らなければいけないというふうに思っております。

○松村委員

ありがとうございます。

今、市長の御説明によりますと、農地の有効活用とか、あと工場ですね、その辺に主体が置かれた産業振興ということをお話しいただいたように思うのですが、いわゆるそういう史跡を活用しました、本市の大事な資源であります史跡を活用しました観光産業ということに関しては、どのような見解をお持ちでしょうか。

○菊地市長

史跡を生かしたということは、歴史の道ですね、詩都景観形成事業のようなものを、まず市民の方々の、やはり私の言ったポエムシティという考え方を、いかに市民に知ってもらってということではないかというふうに思います。

それと、多賀城の味ということで、去年もキャッスルプラザで、いろいろな団体の方々が、多賀城のいろいろなおいしいものを並べて、試食会等をやったわけですが、ああいうふうなものも関連させていって、どこかそういう多賀城らしさのある店も、例えば、先ほど言った多賀城の駅前の開発がある程度めどが立った段階で、どこかに集中させ、それなりの売店をつくるとか、あるいは史跡の今の外郭南門のあたりですか、北につくるとか、その辺はまだこれからの話ですが、そういうふうなものとの連携を図りながら、やはり市民の意欲をいかに駆り立てるかというのは、あとは最終的にはそれは多賀城の力、あるいは多賀城の観光につながっていくのではないかというふうに考えております。抽象的で済みません。

○昌浦委員長

2点目の回答に入っているですね。史跡関連。

○高倉文化財課長

御質問の内容は、多分、歳出で詳しくお話しできるかと思うのですが、歳入の絡みの範囲で御説明いたしますと、ここについております史跡等購入費の補助金につきましては、全体予算が毎年2億5,000万円の予算がありまして、そのうち8割が国から来る予算。そして残りの2割を県と市が持ち出しをしているということでございまして、対象は特別史跡の指定地の中だけなのです。

先ほどのお話を聞きますと、ちょっと附寺跡というところに焦点が入っているような感じがしたのですが、多賀城跡と多賀城廃寺跡は一つの名称で指定を受けていまして、ですから、多賀城跡附寺跡という史跡の名称が一本なのです。それに最近の調査で柏木遺跡とか、それから館前遺跡とか山王の駅前が、場所は違うのですが、多賀城に関連する重要な遺跡だということで、同じ名称の中に「つけたり」指定になっているのです、全部。ちょっとそういうところでほかの自治体にはない史跡のありようなのですが、ですから、史跡の指定地の買収の予算でありまして、この予算で市内どこでも買えるというものではないのです。

したがって、史跡の中で、今計画的に買収をしているのですが、例えば南門の復元を目指したあの政庁南門間を中心とか、そういう活用していく上において、効率的な活用ができるような部分を対象として、買収あるいは移転をお願いしているということでございます。

それから、3番目の質問については、これは歳出の方でお話をさせていただきたいと思いません。

○昌浦委員長

ちょっと、議事整理の都合上、3番目というのは、史跡のまち基金とは別ということですね。松村委員にお聞きしますが。よろしいですね。させていいですね。

では、史跡のまち基金に関連して、財政担当次長。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

史跡のまち基金繰入金でございますけれども、史跡のまち基金繰入金につきましては、これは従来から、ここに書いてございますけれども、南門復元整備事業、それから、具体には観光サイン事業、それから駅前前の区画整理事業の補助裏財源に充当しているものです。

ここに書いてあります南門復元整備事業 25万 9,000円でございますけれども、これは歳出の10款4項4目に充当している財源でございますので、内容につきましては歳出のところで御審議いただきたいと思っております。

○吉田委員

初めに、夕張市の問題について、お互い教訓的に、でたらめな中身の問題について承知しておく必要が重要だと思ひまして、述べさせていただきます。

問題は、353億円の赤字の問題ですが、多賀城市や我々にとってはちょっと考えられないような実は中身なのです。この長期的な借入れの問題については、当然、地方債など正規に認められる借金があるわけで、それはお互い正規に認められた手続によって、県、国の承知を得て取り組まれているわけですが、夕張市の場合は、前段に触れたその353億円の中身の問題が、とてもとてもでたらめな中身であったということが明らかになっております。

例えばの例で言うならば、一時借入金という方法を使って、いわゆる借金の返済に充当したと。本市などでは考えられませんね。借金返済のために借金をして、それで返済をします。こんなばかげた禁じ手を、内々担当者レベルだけの承知のようですけども、公表されないまま財政運営されてきた。

こんなことが一つあるようですし、もう一つは、言うならば、多重債務になっているわけです。それなのにまたごまかして、黒字決算にも一時借入金を使ってやる。しかも、それを本年度借りたものを、前年度に計上してあらわして、黒字決算してあらわすと。こんなやり方を実はやってきた中身だと思うのですが、私は、よく多賀城市でも、役所の中でも使われるのですが、「夕張市のようにならないように」という言葉の使い方を、実は吟味した方がいいと思っています。そんなでたらめな中身をやはりとてもとても選択することはあり得ないし、「夕張市のようにならないように」などという、表面上の言葉だけで、中身を承知しないまま使うのは極めて危険かなど。そんなことはお互いやっていないわけですし、そんなことを、「夕張市のようにならないように」という言葉に置きかえてしまうことの問題意識を、どうとらえておられるかについて伺います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、ただいまの夕張市の例を今、お話をいただきましたけれども、まさに夕張市の財政運営は、これはよその市のことですから、私から余り言及したくもございませんけれども、通常は考えられないやり方で、一時借入金をほかの本体の一般会計以外の会計の方につけ回して、出納閉鎖期の時間差を利用して、また次年度の予算で戻すというやり方をし、どんどん膨らんできたということがあります。

ですから、ちなみに、多賀城市の場合ですと、今まで一時借入金というのは、使ったことがないですね。調べられた範囲の中では。いまだかつてびた一文使っていないということがあります。

ただ、一般的には、一時借入金は、せんだつても御説明申し上げたときに、予算はあっても、年末あるいは年度末に一時的に資金が足りなくなってきました。入る予定はあっても、いわゆる現金、キャッシュがなくなる時期がございます。そのときに、余り資金的余力のない団体では、市中銀行からそれを借り入れて、まさに一時借り入れをして、歳入が入ってくるまでのつなぎに使うわけですけれども、多賀城市の場合は、幸い、財政調整基金、それから特定目的基金の規模が一定規模あるものですから、その繰替運用でしのいでいるということがあって、いまだかつて一時借入金は借りたことがないという状況です。

その中で、「夕張市にならないように」という表現は、あたかも夕張市のような、言葉はちょっと適切でないかもしれませんが、どちらかというところと粉飾に近いようなことをやっているところと、近いような印象を受けるのではないかと多分御懸念だと思っておりますけれども、これは私も使わせていただいたのは、一般の市民の方々からすると、先ほども言いましたようなその一時借入金で回しているというその詳しい事情は多分おわかりにはなっていないだろうと思っております。一般の方々が多分夕張市というのは、いわゆるつぶれた地方公共団体、つぶれた市役所という多分イメージでとらえられているのではないかとこの考えのもとに、つぶれるようなところと同じようなことにはならないのだという意味合いを含めて、使わせていただいたものでございます。

確かに、そういう意味で、もっと詳しい方がいれば、粉飾のところと同じようなことかという懸念を抱かれる可能性もありますから、その辺、今後使用についてはちょっと留意をしてみたいと思っております。

○吉田委員

同感です。大事なものは、この夕張市の問題を見抜くことが、公表されていませんから、余りよくわからないのですが、調べてみたりなどすると、借金がありますね。その借金を返すために借金をするのである。言うならばサラ金ですね。サラ金をやってきたということです。おっしゃるとおり多重債務者ですし、粉飾決算なのです。一時借入金をそういうふうにして悪用してやってくるので、決算にあらわれないのです。決算上の指数では出てこないのです。ですからわからない。大勢の人がわからないという形に覆われている。そこは厳しくやはり我々承知して、やはり何が問題だったのかということを確認しておく必要があるのだと思っております。

ですから、連日のように報道されておられますが、全体的には夕張市は 630 億円と言われているんですね。ですけれども、地方債など、先ほども述べましたけれども、によって、正規に認められた借金は 277 億円で、この 277 億円のことはほとんど問題だとされていないのです。これは当然なのです。先ほども述べましたけれども、353 億円がそんな形で赤字が存在する。その 353 億円が問題だということで、マスコミなどで話題にされている一番の大きな数字の中身です。

ぜひそのところは、私はあえて時期的にも、歳入のところ、財政運営上、極めて教訓的に大きな問題、でたらめな夕張市の財政運営の問題があったので、そんなことはお互い、多賀城などでも考えられないし、ほかの全国の自治体などでもほとんど考えられないと思っておりますけれども、そんなことを夕張市がやっていたということ、まずは明らかにしておきたいと思っております。

それから、次に、資料 9 の 19 ページにちなんで、地方交付税にかかわることについて幾つか伺います。

一つは、臨時財政対策債、これが交付税措置されるということで、これまでずっと言われてきて、現状はそのような形になっているわけですが、臨時財政対策債について、私は二つの面で見えておくことが大事だと思います。

一つは、その額が年々抑えられている、そういう状況下にあります。平成 15 年度を見ると、12 億 5,680 万円の本市における臨時財政対策債であったわけですが、16 年度が 8 億 8,700 万円、17 年度が 6 億 7,070 万円、昨年度 18 年度が 6 億 1,130 万円、そして今年度が、ここに計上されているとおり、5 億 5,542 万 8,000 円ということで、金額が年々抑えられてきている。それが一つの問題点であり、それから、今後とも交付税措置されるというふうに断言して今後の財政運営に当たって大丈夫なのかどうなのかと。今の動向を見ると、私は若干の懸念を持っています。本当に交付税措置されるというふうに断定的に考えてみていて十分なのかどうか。クエスチョンマークがないのかどうか、という 2 点について伺います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、確かに補正予算のときにもちょっと御質問を受けたのですが、臨時財政対策債は、平成 17 年度までは明らかに地方財政計画上の歳入歳出の通常不足額、通常収支の不足額を、国と地方が両方折半で、半々ずつ割り勘で補てんをしているという措置でございました。

平成 17 年度までは、通常収支の不足額のうちから、財源対策債という起債で一たん、一部分を控除して、残った金額について国と地方が折半、そして地方分については臨時財政対策債で補てんをしているという措置でありました。

今度、平成 18 年度になってきますと、その乖離分の新たな臨時財政対策債の発行額が極めて小さくなってまいりました。そこでつけ加わってきたのが、過去に発行した、13 年度から臨時財政対策債を発行しておりますけれども、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還額については、地方交付税で見るというお話になっていましたけれども、18 年度からは地方交付税ではなくて、既に発行している臨時財政対策債の償還を新たな臨時財政対策債で払っておきなさいという臨時財政対策債の発行になりました。

それで、今度平成 19 年度は、過去の臨時財政対策債を払う分だけの臨時財政対策債ということになっていまして、従来から言われていたやり方からすると、本来は、19 年度は臨時財政対策債ではなくて、その分が本来は地方交付税で来るべき金額であったろうというふうに思えるところがございます。

それで、今回は過去の臨時財政対策債の発行分と、あと、それから地方財政計画上の投資的経費と一般行政経費の乖離是正分というのがございまして、その分の合わせた金額ということで発行になってきております。

将来どうなるかという御質問でございますけれども、これはちょっとお話だけではややこしい話になりますけれども、先ほど申しました地方財政計画の通常収支の不足額、これが今の見込みといたらいいのでしょうか、国の、推測になりますけれども、今後景気も一定の回復を見て、地方税も上がっていったときに、地方財政計画の歳入歳出の乖離がどんどん縮まっていくだろうという想定も一方でございます。

それらが完璧に乖離が縮まっていったときに、先ほど申し上げました財源対策債も臨時財政対策債も発行する枠がなくなってしまう。そのときには、臨時財政対策債も発行さ

れない、交付税で来るはずだった、それが臨時財政対策債に振りかわっているわけですから、その発行枠も今後なくなる、そのときには、ひよっとすると、税収が上がってきたのだから、それで賄えるでしょうと言って、従来期待していた措置がなくなるという見方も一方でございます。それはちょっと今後の推移を見なければはっきりいたしませんけれども、どうもそのような言い方に若干変わりつつあるという状況にございます。

○吉田委員

特別説明資料の1ページを見れば、今の財政担当次長の説明の内容が地方財政計画の特色の中で明らかになっていると思います。一つは、地方交付税が対前年度比マイナス4.4%、臨時財政対策債が同じくマイナス9.5%という傾向にあるわけです。そういうマイナスの要因の中に、今懸念される推移、そんな見方が内容的にも考えられる一つの要因として見ておく必要性も、これまた一面、考えておかなければならないのではないかというふうにも思えてなりません。

先ほどの財政担当次長の見方も、私としても同感であり、ぜひそのようなシビアな見方に対応しながら対策を図り、国に対しても、そんなことのないようにという地方の声を届けていかなければならないのではないかとこんなふうに思います。

あわせて、地方交付税の関連で幾つか伺いますが、一つは、この新型交付税の関係です。今年度初めて、平成19年度からその考え方が示されて、先ほど来の説明があるとおり、基準財政需要額の算定の基準は人口と面積とするということで、その需要額の10%程度を、国は新型交付税として考えているというふうにされておられますが、需要額の10%程度という見方でよろしいかどうか伺います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

新型交付税につきましては、前回は、交付税の算定の計算の方法が非常に複雑で、結果が見えにくいということを受けまして、従来の市町村の場合ですと、基準財政需要額の算定項目が53ございました。それを36に、約3割を減らした中で、投資的経費とそれから企画振興費、それから、その他経費という分類ということになりますけれども、それらの経費については、人口と面積を基本とした算定方式に変えるという言い方がされております。

ただ、その結果、どのようなことになるのか、これもまだちょっとはっきりいたしませんので、7月にならないとはっきりしないわけですが。

それから、交付税全体の中に占めるパーセンテージですけれども、今、10%というお話がございましたけれども、これもちょっとまだはっきりしていないのです。事務的にいろいろ見た範囲では、どうも十二、三%ぐらいの感じはいたしますけれども、まだはっきりいたしませんけれども、大体その程度のことだろうということで、今のところ思っております。

○吉田委員

そこで、10%ちょっと程度というふうな話なのですが、年々これを拡大していくという事情にあるようですが、前段、担当次長から話があったとおり、地方交付税は二つの面を持っているわけですね。一つは財政調整機能、それからもう一つは財源確保機能であるわけですが、今日までそれでずっとやってきた。だが、しかし、一方では、この歳出削減の努力を促すというようなことで、基準財政需要額の中身について変えるとされているわけです。言うならば、財政保障機能を弱めていくと。そして財政保障機能をそこに特化していくと。全体の枠は抑えながら、財政調整機能に特化していくという動向にあるわけで、

それが先ほどの地方財政計画の対前年度比マイナス幾らのパーセントという傾向にもあらわれている、というふうに取り取ってよろしいかどうかについて伺います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

今おっしゃられたとおりでございます。

○吉田委員

そういう傾向にあることを踏まえた上で、なお地方の地方交付税の措置が削減されることの問題点を、今後とも指摘し合っていくべき事項だろうと思います。

それから、議論がありましたけれども、「頑張る地方応援プログラム」のことであります。この中身については、農業後継者の育成だとか、少子化、高齢化対策だとかいろいろあるわけですが、企業立地促進などの項目もこの頑張る地方応援プログラムの一つとして、地域活性化の課題として取り扱うということで、その交付税を上乗せする配分、全体で約3,000億円とこう言われておりますが、そういう見方をしてよろしいかどうか伺います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

「頑張る地方応援プログラム」でございますけれども、これは約3,000億円という話もございましたけれども、今、最新のところの数値では、先ほど申しましたけれども、普通交付税で2,200億円、それから特別交付税で500億円、合わせて2,700億円程度というふうに見込んでおります。

それから、企業立地等でございますけれども、ただいまのその頑張る地方応援プログラムの中の9項目の中に、製造品出荷額、それから若年者就業率、事業所数などの指標もございます。これらが、先ほども申しましたけれども、では、しからばどのぐらい伸びたら、どのぐらい反映されるのかということの計算式はまだ示されておられません。

あと、それから、最近、これは正式な文書通知ではなくて、ちょっと新聞報道で見た範囲になりますけれども、例えば企業誘致に係る、誘致した企業に対して減税措置をとった場合、その減税した分の税額についても何らかの手当てを講じるということも、新聞の話題ですけれども、そういったことも報じられておまして、規模からすると、そう期待した大きな規模ではございませんけれども、そういった動きがどうもあるようでございます。

○吉田委員

お互いつかんでいる数字については、そう大差はないと思いますけれども、2,700億円とか3,000億円とかということのようではありますが、私は、おっしゃるとおり、大した金額ではないのですけれども、交付税が上乗せ配分されるということで、その程度の枠が考えられているということであれば、本市においてもその取り組みを考えてみて、例えばの話、先ほども触れましたけれども、企業立地促進などに関連しながら、取り扱うことも一つの視点かと、このようにも思っているところです。

それから、地方交付税との関係で、資本費平準化債との影響額の関係でお伺いいたします。これは下水道関係の説明会のときの資料にも、いわゆる特別会計に変更するに当たったのときにも示されておられますが、約5億2,000万円ほどでしょうか。資本費平準化債を適用させて取り組んでいくということではありますが、そのいわゆる拡大分の2分の1、交付税が減額される関係があるわけですが、改めてその関係について、一つは、1億1,850万円、そして、最終的な計算で精査した中身としては、交付税の影響額の合計額が5億2,000万

円とした場合、1億1,202万5,000円という数字であることについて、よろしいかどうか伺います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、ただいまの質問は、下水道の資本費平準化債活用に伴った交付税の影響額ということの多分御質問になると思いますけれども、今お話しございましたように、平成19年度においては、以前にも資料をお渡しさせていただいておりますけれども、特別会計の場合ですと、5億2,000万円、資本費平準化債の発行枠があります。仮に企業会計だとしたら2億8,300万円、その差額について、この公債費を償還したときに、下水道側でその起債を償還したときに、半分が交付税措置されます。半分が交付税措置されますけれども、それを償還しないで、平準化債に置きかえるわけですから、その拡大した分のその半分、交付税措置される分はその2分の1の額が、地方交付税としては減額されるということでございまして、19年度の地方交付税の算定に当たっては、先ほど来申しているように、18年度の地方交付税の確定見込額から4.4%を減額し、さらに1億1,850万円、資本費平準化債の活用枠拡大に伴う交付税の影響額、それを差し引いた額として見積もりをさせていただいているところでございます。

○吉田委員

先ほど私が述べた数字と符合するわけですが、言うならば、発行可能額の差額に対する交付税の影響額は1億1,850万円ということで、交付税への影響額の合計で再計算した上での数字としては、1億1,200万5,000円ということに相なる関係であることについて、改めて確認をしておきたいと思えます。

それから、実際の対応の仕方ですけれども、枠としては5億2,000万円ということで、現在、その枠を基本にしてすべての資料がつくられていて、先ほど言った影響額などについても再算定されていることについては、お互い確認しておきたいと思えます。

それから、最後に、全体的なことの一つ伺いますが、この冒頭に夕張のことを私は例にとりましたけれども、ぜひ本市の財政運営の中身について、大変これはいい傾向だと思っておりますけれども、市民の財政に関する関心は相当高くなっていますね。そういう意味では、多賀城市が長年培ってきたいい面ですね、成果、教訓とすべき事項などを、私はこの段階で総括的に取りまとめてみる大事な作業でないかと思うのです。

例えばの話、(2文字削除)〇〇市長の時代であれば、当初予算に基金を計上するということはありませんでしたね。財政調整基金を幾らということ計上することはなくて、80億円以上、90億円近くの基金を持ったというようなこともやってきた。それから、財政運営全体についても、非常に、先ほど午前中の答弁にありますけれども、行革を多賀城は本当に上位にランクされるぐらい先進的に取り組んできたという経験がありまして、それは、一面的に市民サービスを低下させるというような短絡的なものでなくて、本当に財政運営に真剣に取り組んできた、そういう歴史的な取り組みの経過があったと思うのです。

それは私は大いに誇っていいと思うのです。多とすべき事項だと思えますから、今後の財政運営についてのあらゆるこれまでの経験則を改めて評価して、その上に立って今日の財政運営はこうやっているのだという財政の中身についても、市民の信頼を得る、そういう務めに大いに働いていくことが、やはり税に対する市民の信頼関係がさらに成就される。

それでないと、公務員はどうかのとか、それから政務調査費はどうかのとか、いろいろな面で一面的に、市民がマスコミ報道などを一面的にとらえて、内容を総体的に、多角的、重層的に把握しないまま流れてしまう問題意識というのを、やはりきちんと市が

フォローしていく素材を明示する、そんな務めに当たることも、多賀城市の行財政運営にとって必要欠くべからざる重要な事項だと思います。

ぜひそんな面で、財政担当次長と市長の所見を伺っておきたいと思います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、多賀城市の財政運営につきましては、これは過去からずっと健全運営を図ってやってきたものであります。

その中で、やはり一番大きな情勢としては、やはり金利動向が過去には相当高い金利動向にありました。最近是非常に、今まで見たことのないほどの低い金利水準になったりして、過去においては、持っているその基金から発生する利子だけで相当の収入源となった時代もございました。そういったものを有効に運用して、財政運営されたということもあります。

ただ、途中では、いろいろなその市街地の整備であったり、あるいは大雨の影響であったりということで、一時的にはその投資的経費がふえた時期もございましたけれども、一貫して財政の健全運営というのは続けられてきたものだと思っております。

その中で、そうは言いながらいろいろな、先ほどの三位一体の改革があったり、金利の水準が下がったり、あるいは景気の低迷があったりして、どうも歳入の方がしぼんできたために、ここ数年前からは、いつも申し上げておりますけれども、借金をふやさないように、プライマリーバランスの黒字を図りまして、それから、なるだけ基金は温存するようにしますという運営に切りかえておるところであります。

そういうことで、もう一つは、どこの市町村も今、財政状況は非常に厳しい時期でありますけれども、ある意味では、多賀城のように、このように市民に対してすべて隠さずに、全部ディスクローズできる市というのは、意外と、割と健全なのではないかと。そんなに際立って心配するような、ひどいところに比べれば、本当にひどいところというのは、多分そういうのは市民には示せない状況までになっているのではないかと、これは私の憶測ですけれども、多賀城の場合は、今確かに大変なりにも、その姿を包み隠さず市民にお出しをできる、そういう状況に今、多賀城があるのだということにあると思います。

それから、今おっしゃられましたような、その健全財政、例えば平成 19 年度予算について、健全財政をどうやったかと。一般の市民からは、自分たちに負担がかけられているのではないかとであったり、例えば、市の職員がぬくぬくしているのではないかとか、議員たちも何か別な何かと、こういうような話に転嫁される、誤解を受ける面が確かにあるかもしれません。でも、ここにきょうも資料としてお出しをしておりますけれども、19 年度予算に向けて、その対策として講じたのは、結果として見れば、先ほど出ましたその下水道の平準化債の扱いを変えて、財源の温存を図っていること、それから、大きいのは、その職員の人件費等、あるいはその職員の定数削減による効果額を出したり、あるいは土地売り払いの収入であったり、それがほとんどであります。

それ以外に、市民に新たに負担をかけたものというのは、この表でござらんになっていただくとおりに、ごくわずか、わずかと言うと怒られるかもしれませんがけれども、このとおりの内容でございますので、そういったところは、機会を見ながら、十分にやはり市民にも知らせていくように努めていかなければならないものだと思っております。

○菊地市長

吉田委員がずっとおっしゃってきたこと、そのとおりだというふうに思っております。

ただ、私自身、2000年の地方分権一括法、機関委任事務の全廃というふうなことを受けて、地方がみずから、地方自治体みずからやらなければいけないことが、どんどん、どんどんふえてきたということ。それから、三位一体改革によって、やはり税源移譲等で、地方自治体が自分の自立を目指して、どういうふうにやっていくのかと。要するに、自分たちの考え方で、考え方によっては、ほかの自治体と違った運営もやれるのではないかということ。その独立採算的な要素を市民とともに一緒になって考えていくという姿勢が、今、問われるのではないかというふうな思いがしてなりません。

ですから、特に、とりわけ（2文字削除）〇〇市長さんの時代は、2000年の、まだ非常に豊かな時代とは、運営の仕方が全く、今の時点で変えていかないといけない、そういう時代になったのではないかということ、なお一層、市民とともにではありますけれども、職員の方々もそれなりの考えに基づいて、一丸になって取り組んでいかないと、やっていけない時代になったということでございまして、極めて厳しい対応がここ数年、本当にこの四、五年を切り抜けることによって、新しい展望が開けてくるのではないかというふうに思っています。

〇昌浦委員長

ここであらかじめお聞きします。質問予定の方。

では、ここで休憩いたします。再開は2時20分にします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 開議

〇昌浦委員長

再開いたします。

〇藤原委員

特別資料の3ページから5ページにかけてお尋ねいたします。

3ページに、税源移譲による個人市民税の所得割の増が6億4,196万9,000円だというふうに書いていますね。それから、5ページの下の方のところに、いわゆる定率減税をやめたためによる平成19年度分の影響額は1億3,434万3,000円というふうに、この表のところにあります。

そうしますと、平成18年度から19年度にかけて、制度変更による個人市民税の所得割の増額分というのは、二つを足して7億7,631万2,000円だというふうに理解していいのかどうかという問題です。

〇鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

そのとおりだと思っております。

〇藤原委員

今度、No.5の5ページを見ていただきたいのですが、市民税の今年度と前年度の比較がありまして、比較増分が6億5,366万9,000円というふうになっています。制度変更による増額分が7億7,631万2,000円あったにもかかわらず、市民税の所得割分が6億5,366万9,000円しか伸びていないということは、もしこの制度変更がなかったら、市税は1億

2,264万3,000円減っていたのだということで理解していいのかということなのですが、いかがでしょうか。

○坂内税務課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

それはどういう理由といたしますか、どういう見通しでそうなったのでしょうか。

○坂内税務課長

それは個人住民税の所得の伸び等に関連してくるのではないかと考えております。

○藤原委員

要するに、No.9の27ページに、総所得金額の伸びが書いてあるけれども、平成17年、18年度はちょっと伸びたけれども、19年度はまたちょっと落ち込む見通しだなということですね。

もし、従来の制度のままだったら、この減額分の1億2,264万3,000円というのは、交付税の基準財政収入額が減るわけですから、この分は交付税がふえていたのではないかと思うのです。ところが、制度をいじった見かけ上の増額分のために、ちっとも、何か交付税も減るし、お金も例えば定率減税をやめて増収になっても、別な金が減らされるということで、さっぱり何か恩恵もないような話だったのですけれども、聞きたいことは、もし制度の変更がなかったら、この所得が伸びない分、落ちる分での減収分の1億2,264万3,000円というのは、交付税の収入額の減になるから、その分、交付税が来ていたのではないかというように思うのですけれども、それはどういうふうに理解すればいいのかということです。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

まず、三つの要素があると思います。

一つは、その三位一体改革による税源移譲分、フラット化の税源移譲ですけれども、これは先ほども申しましたけれども、税源移譲に伴ったいわゆる増収分については、100%基準財政収入額に入れるという連絡を受けています。ということは、先ほども言いましたけれども、その分野でふえた分については、それは同額交付税が減ることになります。

それから、もう一つは、定率減税廃止の部分でございますけれども、定率減税廃止の部分でふえた分については、これは従来どおり75%の算定でございますから、そのふえた分の25%は留保財源として市に残るということになります。

一方、もう一つ、その個人の所得が減って、市民税が減った分については、これはそのまま交付税の算定の内容に含まれるということで解釈をいたしております。

○藤原委員

交付税絡みの話になったので、定率減税廃止による増収分というのは、交付税の収入に措置されるのですか。何か先ほどの説明ですと、その定率減税の廃止によって、今まで来ていたお金が来なくなるでしょう。そうすると、自治体としては、定率減税廃止によって税収がふえても、収入としては変わらないことになりすね。そういう場合でも、

交付税の歳入に、基準財政収入額に措置されるのかどうかというのは、それはどうですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、いわゆる税源移譲分については、今おっしゃられたとおり、税源移譲に係る分については 100%算入ですから、それは恐らくその同額分交付税が来ている効果になると思います。

それから、定率減税の廃止分については、税源移譲とは関係ございませんので、通常の税収の取り扱い、ですから、基準財政収入額には 75%の算入ということになります。ですから、定率減税の廃止の分に係るものについては 75%、それから、市民の所得が減って、税収が減る分の効果についても、その効果の範囲としては 75%と、そういうふうなことになってまいります。

○藤原委員

ちょっとそれはおかしいのではないのですか。財政担当次長がおかしいと言っているのではないです。政府の制度がおかしいのではないかと。というのは、その特別資料の 5 ページに書いてあるのですけれども、4 の、「定率減税の廃止」というところに説明がありますね。定率減税を廃止するために、政府はどういう対応をするのかというと、上から 5 行目なのですけれども、「恒久的な減税の実施に伴う地方公共団体の減収額を補てんするため交付される地方特例交付金と地方財政法第 5 条の特例として発行が認められる減税補てん債は、平成 18 年度をもって廃止される」。

そうすると、定率減税廃止によって税収が上がった。その分を理由にして、政府は特例交付金などは減らすわけですね。その上、さらに基準財政収入額に計上して、交付税を減額する措置というのは、これはちょっと余にもひどい措置ではないかと。二重に政府のお金が来ないようにしているのではないかと。それはおかしいのではないかというふうに思うのですけれどもどうですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、地方特例交付金の算定は、これは各市町村ごとにそれぞれ、その市町村ごとの実情に応じて算定される、厳密に各市町村ごとの対応によって算定されるという性格のものでもないのです。全体の国の枠の中で、一定のその減税の影響額その他を拾い上げて、これは県税収入額がそれを算定する根拠になりますけれども、それで割り振られてきている金額ということになります。ですから、それが的確に一致するかしないかというのは、若干のそれは誤差が出てくるというふうに思います。

あと、それから、基準財政収入額への算定でございますけれども、当然、これらについても、従来の交付金については、交付金関係は 100%基準財政収入額に算入されます。そういう意味では、定率減税でふえた分というのは、75 対 25 の留保率の関係で、若干それは多賀城としてはむしろ得をしているのかもしれない、そういうような見方はできると思います。

○藤原委員

そうすると、従来から、その恒久的な減税の財源措置として来ていた地方特例交付金や減税補てん債は、基準財政収入額に計上していたので、いわばそれが入れかわった形になるのだと。その定率減税廃止による増収分と、入れかわった形になるのだというふうに理解していいのですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

今おっしゃられたとおりでございます。

○藤原委員

それから、自立した自治体論なのですけれども、私は、これはもう政府に非常に巧妙に暗示をかけられているのではないかと思います。大体 8 億 3,000 万円も交付税を減らしておいて、「自立しなさい」と、お金をやるのは減らして、「自立しなさい」と。自治体の方がそれを真に受けて、「自立しなければいけない、自立しなければいけない」と、そういう構図ですよ、今の政府と自治体の関係というのは。

ですから、私は、実際に財政上のやりくりになると、間違いなく入ってくる収入と、それに合わせて支出を枠をはめていくというふうにやらなければいけないのだけれども、ただ、その自立した自治体論というのに、踊らされてはだめなのではないかと。お金をきちんとよこしておいて、今までと条件が違う中で、同じ条件の中でこんなへまをやって落ちこぼれていくというか、自治体がおかしくなっていくというのは、これはまあとんでもない話なのですけれども、よこす金も大幅に減らして、自立だけ求めるというのは、私はおかしいのではないかと。

その辺については、これはもう竹谷委員、それから吉田委員からも話があったのですけれども、私は、そこは余り、何といいますか、踊らされない方がいいのではないかと。やはり是正すべきものは是正するように、政府に求めるべきではないかというふうに思うのですがいかがですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

全くその点については、私もそのように、仮に 8 億 3,000 万円の地方交付税が減らされていなかったとしたら、今ごろはどういう財政の予算の組み方をして、どういう説明をしていたかという感じがいたします。

ただ、そうは思いましても、現実的に減ってきてしまっているという状況を踏まえれば、その現実を踏まえて、どう健全財政を営んでいくか、それが私たちの使命だろうというふうに思っております。

○藤原委員

そつのない答弁ですね。

やはり、自立、自立と、何というかおだてられて、何か政府がつくった行革のメニューを一生懸命やればそれでいいのだというような、そこはちょっと、私はやはりトータルに見て、疑問は疑問で提出するし、是正をお願いするところはお願いするというところでやっていっていただきたいというふうに思います。

それから、No.5 の 20 ページなのですけれども、児童扶養手当負担金ですが、これは 20 ページの下のところに出てきますが、いわば給付額の 3 分の 1 が国から来ているという数字ですね。2 億 5,878 万 7,700 円掛ける 3 分の 1、 8,626 万 2,567 円が国からの負担金で来ているという数字です。

児童扶養手当は、もともとが市の負担は 1 円もなかったはずなのです。直接国が出していたか、直接県が出していたか私わからないのですけれども、自治体負担は 1 円もなかったはずなのです。国が 3 分の 1 ですから、県が 3 分の 1 を負担しているのかと思って、一生懸命県の負担金を見たのですけれども、県の負担金は出てこない。そうすると、2 億

6,000万円近い金額のうち、8,600万円は国が負担するけれども、残りの1億7,300万円というのは、全部これは市の負担になっているというふうに見ていいのかどうかという問題です。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

最終的には、今、藤原委員がおっしゃられたように、市の負担ということになります。市の負担になりますけれども、例えば児童手当関係につきましては、3,000万円が児童手当拡充分の地方特例交付金として3,000万円が交付されると見込んでおります。それ以外の差額については、一般財源から持ち出しということになりますけれども、これも基準財政需要額との算定を見ると、細かな数字はございますけれども、たまたまそれは両方符合する形になっています。

ですから、そういう意味からすると、市が持ち出しとなる金額の一部については、地方特例交付金、そして残りについては基準財政需要額の中に算定をされて、交付税で見られているというような考え方になってくるというふうに思っております。

○藤原委員

交付税で見られているということになっているということですね。ですが、実際は多賀城の財政力指数は0.7ですから、いつも言いますが、実際にこの額がそのまま来ているわけではない。やはり30%分ぐらいしか来ていなくて、多賀城はやはり丸々その2億5,878万8,000円のうち、3分の1はやはりそうすると多賀城の一般財源を食っているという話になりますね、これは。恐らく。交付税措置はされているけれども、今まで多賀城が別な金に使っていたお金が、少なくとも3分の1はここに充てざるを得なくなっているということだと思っております。

それで、これは、三位一体改革の枠内のことなのか、三位一体改革とは関係のない枠外のことなのか。要するに、三位一体改革で8億3,000万円も交付税を減らされたのだけれども、そのほかにこういうふうな負担を自治体は押しつけられているのだというふうに見るべきなのか、枠内だというふうに見るべきなのか、それはどうですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、昨年だったでしょうか、三位一体の改革の国庫補助負担金の削減をいろいろ国で検討している際に、当時の厚生労働省の方からは、生活保護費を削減するという案が出されて、市の側から、生活保護費というのはそれになじまないという押し返しをしていく段階で、その時点で、児童手当関係の、先ほどの藤原委員がおっしゃられたような、補助率の改定などがそこで示されたということがあります。

昨年のその補助率改定についてはそういうことでございますけれども、ことしの平成19年度のことにつきましては、5,000円から1万円まで支給額を拡大するということから、これは直接的には三位一体とは関係ないというふうに言えると思います。

それから、交付税措置されたといっても、3分の1ではないかということのお話ですが、これはちょっと、いつも見解が異なるところでありますけれども、交付税の算定というのは、いつも申し上げますけれども、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付税ということになりますので、基準財政需要額に盛り込まれたものがすべて30%だと、多賀城の場合30%だというふうにはならないだろうと。基準財政収入額を超えて上乘せされたものについては、100来ているのだという見方もできるだろうというふうに思っております。

○藤原委員

項目としては上がってくる、今の答弁よりも、先ほどの答弁が正確なのです。項目としては上がってくると。だけれども総額は減らされていると。だから実際は交付税がさっぱりふえないと、そういうふうになっていますね。

ですから、それはもう巧妙なトリックで、間違いなくこれはもう自治体負担がふえているというふうに見なければいけないです。

ですから、私は、交付税も問題ですけれども、いわば、地方分権だ、地方分権だと言って、仕事だけは自治体に仕事をよこして、財政負担はそれに伴わないで、むしろそれに合わせて自治体負担をふやしていると。その上、交付税を減らしているということですから、これはやはり市長を先頭にして、これは改善を求めて頑張っていたいただきたいと思います。

それから、あと二つです。住民検診の基本検診代がこれまで雑入に入っていました。それが消えました。それはどういうふうを考えればいいのか。要するに、住民基本検診は自治体の仕事でなくなったということなのか、その辺の考え方を説明してください。

それから、住民基本検診の自己負担が 1,300 円ですね。どうも医療法の改正によって、来年平成 20 年度から大幅に検診の考え方等も変わるようです。

厚生労働省は、検診の自己負担を 1,300 円に見ているというのが、ある雑誌に出ていました。私は、実は、1,300 円の自己負担というのは、平準化債が使えなくなって、財政的に厳しくなったために導入して、文化センターの使用料も 2 割上げたのだと思っていましたけれども、どうも厚生労働省がやろうとしていることを、先取りしているのではないかというふうな気がしてきたのですけれども、1,300 円の算出根拠というのは一体何だったのか。

以上、2 点をお願いします。

○岡田健康課長

ただいまの御質問でございますけれども、第 1 点目の、歳入から基本検診の項目がなくなったというふうなことについてでございます。これにつきましては、基本検診の受け付け業務を塩釜医師会に委託しているわけですが、その受け付け業務を塩釜医師会に委託することによって、受け付けで個人負担金を支払うわけですが、それを検診の一部として委託先に先に支払うというふうな形をとってございます。

といいますのは、一たん歳入でお金を預かって、そして委託料で支払うというふうなそのかなり煩雑な事務手続きがございます。それを簡素化するといいますか、効率を上げるための、ここはアウトソーシングというふうな考え方でございます。

ですので、これは基本検診のみならず、胃がん検診とかほかの検診でも、直接検診の一部として委託先に支払って、その差額分を委託料という形で支払っている検診項目もございます。

あと、2 点目についてでございますけれども、1,300 円の金額でございますけれども、これは老人保健法に基づく基準額がございます。ここまでは徴収していいですという徴収基準額がございます。それに基づいて 1,300 円を徴収するということでございます。

○藤原委員

私、補正のときに、「市長に伺います」というふうに言っていたのですけれども、その自己負担をやめたらいいのではないかと。受診者数が大幅に減りましたね。当局の答弁は、来なかった人の定義を、というか解釈を変えて、「受診率は上がったのだ、受診率は上がったのだ」と言っていました。

ただ、受診者数は間違いなく減ったのです。もし受診検診しないで病気になった場合に、その医療費はもう本当ががんなどは、末期医療であれば大変な金額になると。これはもう無料にしても、たくさんの人に検診をやってもらった方がいいのではないかと。「後で聞きます」というふうに通告していたのですけれども、市長、もとに戻す気はありませんか。

○菊地市長

1,300円というのは、この2市3町あるいは宮城県内いろいろ見てみますと、高い金額ではないというふうに思っております。

そして、確かに受診者数が減ってきたことは否めない事実ではございますけれども、塩竈も1,300円ということで、今のところ、藤原委員のおっしゃるような、無料にするというふうな考えは全く持っておりません。

○藤原委員

納得できませんが、ここでやりとりしても平行線でしょうから、討論でその点については評価したいと思います。

それから、先ほど夕張のことが話題になりました。私、吉田委員の言うとおりでと思います。そんな軽々に夕張のようになるとか、ならないとか、私は、やはり名前は出すべきではないと思います。最終的に、最終段階でやはりその財政運営を糊塗したというか、隠ぺいしたというか、それはあると思います。

ただ、夕張で何があったのかと。夕張の責任だけではないのです。というのは、夕張市民は50%が市営住宅に入っているのですよ。皆さん知っていると思いますけれども、50%も市営住宅です。では、なぜそのようなになっているのかと。それは北炭夕張の社宅にいっぱい社員が住んでいて、それを市が全部買い取らせられたのです。北炭の社宅から、水道関係の施設から。夕張が押しつけられた金額というのは583億円なのです。押しつけられたのです。そして、そこまではやはり夕張に同情します。

それから、二つ目は、リゾートで失敗したのです。これはもうテレビでやっていますけれども、観光で頑張ろうとして、これは見事に失敗したのです。

先ほど吉田委員から、353億円の負債というのが出ましたけれども、そのうち186億円が観光事業の失敗なのです。約200億円が。

そして、それに、三つ目で、いわゆる産炭地域振興臨時措置法というものも打ち切られて、三位一体で交付税も打ち切られて、いよいよおしまいになったというのが夕張なのです。

ですから、私は、その市民の、7割か8割かわからないのですけれども、ほとんどの人がその炭鉱で働いていたわけです。だから炭鉱が閉鎖されたら、当然市民もほかに出ていきますよ。人口が減る中で、北炭から580億円もの施設を買い取らされて、そして今、こういうふうな事態になっているのです。

ですから、私は、それは観光事業で失敗したなどというのは、これはもうけしからん話だと思っておりますけれども、夕張自身はそういう歴史的な経過を経て、今を迎えているのです。

ですから、私は、やゆをするようなそういう見方をしてはいけないのではないかと思うのです。

ですから、夕張と多賀城は全然そういう条件も違うのです。そういう点で、私は吉田委員が言うように、軽々に「夕張のようにならない」とか、そういう話は出すべきではないというふうに思うのですけれども、私の認識に誤りがあれば指摘していただきたいし、その点についてどういうふうに思うのか、答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、確かに内容をよく詳しくお知りになっている藤原委員のような方だと、確かにそういうふうにおわかりいただけだと思います。

一般的に、一般の市民に、財政再建団体になるかもしれないと言っても、どれだけ理解していただけるのかどうか。夕張市の場合ですと、明らかに財政再建団体になって、あのようなことにもなりかねないということを、何ら対策を講じないで財政運営をしていると、そのようなことにもなりかねませんというのを、端的に理解していただくために用いたということでございまして、必ずしも、今おっしゃられたように、夕張市と多賀城市が同じような歴史的な背景であったり、その財政状況が同じという意味合いで使ったものではなくて、一般の市民の方々に、地方自治体が破綻するとどうなるかということ、端的に御理解いただくために、「夕張市のように」という表現を使わせていただきましたけれども、それではいろいろ誤解を招くということであれば、先ほども申しましたけれども、少し留意をしまいたいというふうに思っております。

○藤原委員

最後です。もう本当に薬が効き過ぎて、いろいろ歩いて、「多賀城は夕張のようになるのですか」と、本当に聞くのですよ。「いや、そんなことはないのだ。もう全然事情が違うのだ」と私は言うのですけれども、これはちょっとやはり事実に基づかない誇大宣伝だと思います。

手っ取り早いから使ったのだという話ですけれども、私は、多賀城の財政状況というか、多賀城市の力というか、勢いというか、やはりそういうのを客観的に理解してもらおう努力を正面からやるべきであって、やはり誤解を生むような誇大宣伝はやめた方がいいだろうということで、意見にしておきます。

○竹谷委員

先ほど始まる前にお話ししておきましたので、今年度初めて出てきました、「多賀城市における行政評価の取り組み」という冊子について。

今までの実施計画、金額的には実施計画と同じような見方で見ておったのですが、これを今回書いたのは、どういう意味があって、どういうふうに活用しようとしているのか、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○内海企画課長

今回、このような形でお出しをしたということにつきましては、予算委員会の冒頭にも御説明させていただきましたが、先ほど来議論がありますように、夕張の例は極端な形としても、いずれ行政の運営の仕方そのものを変えていかなければならないということは、どこの自治体も抱えている問題であろうと思います。

ある意味、そういうふうな転換していくその方向、そういったものを考えていこうというふうなことで、多賀城市においては、長年これらの仕組みをどう構築するかということについて、庁内含めまして、いろいろ検討してきたということでございます。

特に、この委員会の冒頭にも説明させていただきましたけれども、選択と集中をより一層強めていかなければならないということで、必ずしもその3カ年の事業計画をあらかじめ想定できるだけの状況にないと。ですから、それらをより絞り込みを行った形で、このような形でまとめさせていただきました。

ただ、施策の全体像を皆さんに全然お示しできないということになりますと、これまた非常に問題があるということでございまして、なるべくそういった、これまで定めてまいりました長期総合計画の政策のその体系に沿って、それぞれの事業をこのような形で進めていきますというふうな方向性を、示させていただいたということでございます。

それと、もう一つは、目標による管理というふうな考え方をここの中には入れてございませぬ。何を、どの時期までに、どの程度にというふうな形で、それぞれ指標を設定させていただいております。

ですから、それらの目標を目指して、それぞれその仕事に取り組んでいただいて、いろいろな事務であるとか、事業であるとか、そういったものが、そうしたその目標に照らして、どの程度達成されたのか。達成されていないければ、その原因がどこにあるのかというふうなことを、年次、年次において検証していきながら、政策の中身を高めていこうというふうな意味合いで、このような資料をつけさせていただいたということでございます。

ですから、これらはその予算の審議云々もさることながら、特にその決算の資料として、何がどういうふうな形で達成されたのかというふうなことを図っていく上での、指標としても使っていけるのではないかとというふうに思っています。

○竹谷委員

よくわかりました。これは決算だと思っております。予算はそれなりの目標で出していますから、ですから、そうなってくると、決算で出ておるように、成果がありますね。あれとこれが置きかえた中で、反省として、目標に達せなかった反省はこういうところにあったと。目標以上にいったのは、こういう努力でこうなったというものを、きちんとやはり明確にしていけないと意味がない。今、課長がおっしゃったことはわかります。そういうふうな視点を変えようというのは、私は大いに賛成です。ですけれども、成果と反省というものをきちんと決算なら決算の、決算の方がいいのではないかと思います。そういう中で明らかにしていただき、その反省に基づいて次年度の予算編成に反映していく。また、市の政策の実行に反映していくというふうな使い方をしなければ、これは意味がないのではないかとというふうに思うのですけれども、そういう認識でよろしいですか。

○内海企画課長

まさに竹谷委員おっしゃるとおりでございまして、これにつきましては、やはりそれぞれが、我々職員もそうですけれども、この結果なり過程なりというものを、市民の方々にお示しをするというふうなことで、多賀城市の政策、施策がどういった形で実行され、それらが皆さんのところにどういった形で反映されているのかというふうなことが、これは本来は、具体的な指標を使って、それがわかるというふうな形にしていくのが究極の目標でございませぬ。

ただ、特にくりが大きくなりますと、なかなかそういった形だけではあらわせない部分がございます。

ですから、例えば、いわゆる定性的な指標というのがございますけれども、心地よいとか、心地よくないとか、そういったものにつきましては、また別な把握の仕方をしていくというふうな形で、その成果をはかっていかなければならないだろうというふうに思っております。

前段、御提言ございましたことにつきましては、おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

ぜひ実行していただき、これからの政策実行の指針になるようにしていただきたいということを、お願いしておきたいと思っております。

次に、これは、私、資料だけいただければ結構ですが、アウトソーシングとの関係もありますし、緊急再生戦略取組指針との関係もあるので、現在、多賀城市に審議会が相当あると思っております。今、議会の方では、審議会の委員に入らないように、法定で決まっているものにしか議会は委員を派遣しておりませんので、ちょっと把握しかねておりますが、そういう意味で、本市の審議会の名称と委員の定数と、今年度の予算編成の中で、何回、開催するように考えておられるのか。それは後で、あしたでも結構ですから、資料として出していただきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、資料はすぐに出ないのですけれども、あすまでの時間ですとつくれるのかと思っておりますので、資料を出したいと思っております。

○竹谷委員

では、月曜日まで結構ですから、資料として提出願いたいと思っております。

なぜ申し上げるかといいますと、こういうところも我々としてチェックをしながら、アウトソーシング等緊急再生戦略取組指針の計画の中で、やはり努力をしていくところは努力をしていかなければいけないというものがあると思っておりますので、点検してみたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

次に、これは細かいことになるのですが、No.5の5ページか7ページに、法人税の関係が出ております。現年度分約5億円、これを計上するに当たって、企業の大体の調査活動を多少前にやった中で、このぐらいだろうということで、大まかに予算編成をされているのではないのかというふうに思っております。

そういう意味で、多賀城市の企業の景気の動向というものがつかめるわけですが、その辺はどのように感じておられるか。税務課長、申しわけないですが、感じだけ教えてください。

○坂内税務課長

平成18年度の状況というものをとらえて、それから18年度の申告、確定申告それから中間申告ですが、そういったものの数値を推測しまして、19年度の方に反映させてございます。

補正の方でも少しお話ししたと思うのですが、平成17年と18年の段階で、多賀城市の市内の30社、あるいはそれ以外のところの業者の関係で、業種別にちょっととらえた資料がございます。それを見ますと、前にもお話ししたのですが、建設業で伸びが約25.7%、17と18年の伸びなのですが、額にしまして450万6,000円の増と、それから製造業

におきましては、マイナス 36.5%と。これは 8,000 万円ほど減になっております。法人税としまして。それから、電気・ガス供給、水道業の関係では、1,579 万円の減ということで、51%の減になっております。あと、減になっているのが金融・保険業 25.6%の 620 万円、フード産業で 30.8%減の 217 万円、それからサービス業等でその他で 15.1%の減で 1,000 万円。逆に増益になったのが、今言った建設業の 450 万円、25%、それから運輸・通信業の 16.5%の 502 万 6,000 円、それから卸売・小売業の関係で 24.2%の 1,800 万円ということで、対 17 年度の決算数値に近い数字なのですけれども、それに係る数値から見ますと、18 年度に減収しているのが約 8,600 万円と、そして 19 年度につきましては、各企業の方に電話等での聞き込み調査をしましたところ、企業秘密もあるのですけれども、中央での製造業等について、「結構いいのですよ。設備投資も入っていいですよ」というようなところもあるもので、うちの方では、「18 年度と比べてどのような状況になっていますか」と。例えば数字的にあわせないのであれば、一応 18 年度の決算状況から推察して、19 年度はこのくらいいくとか、あるいは横ばいとか、上昇するとか、下降するとか、その辺の言葉でよろしいのですけれども、何とかお願いしたい、というところを見ますと、償却資産の設備投資等のかかわりもありまして、横ばいか、それよりちょっと上昇するのではないかと。設備投資しまして、償却資産の方で伸びてはおりますけれども、設備投資してからすぐ企業の利益がよくなるとか、そういったものは、我々とするれば、すぐに上がってほしいと、上昇してほしいという気持ちもありますが、ちょっとは伸びている状況というようなことでつかんでおります。

○竹谷委員

現実的に、多賀城に置かれている企業の景気動向と申しますか、それぞれの会社の活動状況によっては、多賀城市の市民の雇用の問題とか、いろいろなものが出てくると思うのです。

そういう意味では、今度、市長公室ができますから、「なる」と言われればそこまでですが、やはり市全体でそういう動向を察知をしながら、どう対応していくのか。そしてできるだけ多賀城にある業界が、それなりに成長する仕組みが、市の政策の中である程度はバックアップなりできるものはないのかということも考え合わせながら、やはり官民総ぐるみで景気対策というものは考えていかなければいけないのではないかと。そのことによって雇用の拡大、雇用の拡大が発生すれば、そこに少子化の問題は出てきますけれども、若い人が多賀城市に入ってくると。このことが若い市として発展していくという相乗効果が生まれるのではないかと申します。

新しいものを求めるのも大事です。これは大事なことですけれども、今あるもので、求められるものは、お互いに協力し合って求めていく。そして多賀城市の財政を高めていくという活動が、私は大変重要ではないかというふうに思っておりますので、これはここで答弁といっても、市長公室ができると、そういうところもあるやに施政方針などで見受けられますので、そういう点を視点において、どうか平成 19 年度はできるだけそういう活動をしながら、20 年度では、税収もこのぐらいになったという成果が生まれるような活動を求めたいというふうに思っておりますので、一応要望しておきたいと思っております。

○藤原委員

ちょっと 1 点だけ。資料 9 の 3 ページなのですが、地方交付税の減額説明のときに、当初比では 1 億 4,500 万円の減になっているのですが、資本費平準化債を活用したことによる需要額減が主な理由なのだというお話でしたね。

ですけれども、この間、きょうの質疑を聞いていますと、結局、税源移譲で所得譲与税を上回った分 1 億 7,125 万 7,000 円、これがもう 100%収入額に算定されるのだというお

話でしたね。そうすると、資本費平準化債だけではなくて、この税源移譲の関係でも交付税が減ることになったというふうに理解していいのではないかというふうに思うのですが、どうですか、それは。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

交付税につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、7月にかけて具体的に、今は見込額で計上させていただいておりますけれども、7月に確定した数字をつくってまいります。今の見込額としては、平成18年度の交付見込額に、地方財政計画が4.4%減になっていますから、見込額に4.4%を減額し、それに平準化債の影響額を差し引いたものということで、見込みとして計上させていただいております。

これは、あとは7月に向けて少し精査して、精度の高い数字に改めていきたいというふうに思っております。

○昌浦委員長

ほかにございませんね。

以上で歳入の質疑を終結いたします。

- 平成19年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）第1款議会費～第3款民生費

○昌浦委員長

これより歳出の質疑に入ります。

まず、第1款議会費から第3款民生費までの質疑を行います。

○相澤委員

資料6の13ページ、11番高齢者（団塊の世代）地域活動支援事業費55万円がございますが、市内の平成19年度の団塊の世代対象人数は何人ぐらいと見ておるでしょうか。

○鈴木市民活動推進室長

正直言いますと、すっかりはとれておりませんが、たまたまこの間、統計係の方から団塊ごとの人数が出ていましたけれども、それによりますと4,000人台だと思います。

○相澤委員

具体にはどういうことをお考えでしょうか。

○鈴木市民活動推進室長

これも詳細はもちろんすっかり決まっておられませんけれども、この間の1日目に説明したとおりでございますが、主なものとしましては、まず、その団塊の世代だけではないのですが、これらを含めた世代の方々に対して、まずその現況調査といえますか、活動等の現況調査、それから、いろいろな活動の情報の提供、それらを踏まえて講演会なり、あるいはマッチングイベントと申しますか、活動団体とそういう世代の方々の一室に会しての相互の交流といえますか、そんなところを考えております。

○相澤委員

平成 19 年度は 4,000 人ぐらいという想定をされているようですが、20 年も 21 年も同じぐらいと見ていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木市民活動推進室長

そんなには変わらないと見ております。

○相澤委員

具体にはこれから企画するというお話ですが、既に市の組織の中に、例えば生涯学習支援センターとか、そういう近いようなことをやっていたところがあると思うのですが、その辺との連携はどのようにお考えでしょうか。

○鈴木市民活動推進室長

確かに、例えば、今おっしゃられたとおり、公民館とか、あるいはそのほかの市長部局の部署でも、そういう世代を対象とした何か行事といいますか、講座といいますか、そういう催しは若干あるようでございます。ちょうど今、調査中でございますけれども、それらがありましたら、といいますか、現に何本かありますので、そういうものの情報の一元化をして、うちの方の部署でその PR をするとか、あるいは、お互いに、私の方のやることになったものと、そのほかの部署でやることの中で、お互いに年度内に連携してできることがあれば、連携してやっていきたいとそのように考えております。

○相澤委員

ありがとうございます。

では、次に、53 ページ、13、ひとりぐらし高齢者対策事業に要する経費のところでお聞きします。説明のときに、NTT 方式変更というような説明があったように思いましたけれども、どのような変更がなされるのでしょうか。

○松戸介護福祉課長

それでは御説明申し上げます。

昨年まで、NTT 方式と申しますのは、いわゆる宮城県内の市町村等が共同して受信センターを設置いたしまして、利用者の方が緊急通報等ボタンを押しますと、受信センターの方に連絡が行くということで、いわゆる宮城方式という方式をとっていたわけですが、平成 19 年度からは、それを警備会社の方に変更するというところでございます。

利用者の方にとっては、機器等はそのまま使えるということで、ただ、受信センターが今まで宮城県の受信センターに行っていたものが、警備会社の方の受信センターにつながるということでございます。

実は、宮城方式を今までとっていたわけですが、一昨年、三位一体等の改革によりまして、補助金等が一般財源化されるということになりまして、国からの補助金が、県に対する補助金、市に対する補助金も削減されたという経緯がございます。

それに伴いまして、県の方から、受信センターの運営負担金というものが昨年度から課せられるという状況になりまして、1 台当たりの単価が大分高くなってきたということもございます。

現在、その警備会社がやっている方式、同じ方式なのですが、単価的に安価で運営ができるということで、今回、制度を見直しまして、こちらの方に変更するという事になった次第でございます。

○相澤委員

市の方にとってはメリットがあるというふうにとらえてよろしいですね。

あと、ついでお聞きしますけれども、家庭用電話のない方でも、この方式というのはつけられるのでしょうか。

○松戸介護福祉課長

これはあくまでも電話を利用する方式でございまして、電話のない方につきましては、新規で電話を設置するという工事を行うことになっております。これももちろん市の負担で設置するという事になってございます。

○相澤委員

非常にいいお答えをいただきまして、ありがとうございます。安心しました。電話のない方が、どうしようかなという思いで相談されたところがあったので、非常に私としてはほっとしました。

次、63 ページ、7 の、たがじょう子ども生活塾事業に対する経費と、これは新規で、小学生対象という御説明がありましたけれども、何をするのでしょうか。

○伊藤こども福祉課長

お答え申し上げます。

この事業につきましては、平成 19 年度中に開始をするというふうなことで考えているわけでございますけれども、その目的といたしますのは、学校が終わった後、親が共働きなどで、家に帰っても親がいないと。子供たちだけで過ごすというふうな家庭に対して、親が帰宅するまで預かる事業といえますか、そういうふうなものを始めたいというふうにご考えてございます。

その一つとして、やはり不審者等から子供の安全を確保するというふうなものもございまして、あるいは、その中に、今後団塊の世代の方々が大量に退職されるわけですが、その方々の英知の活用といえますか、そういったことなどもお願いをしていきたいと。

そして、その中で、面倒を見ていただける中で、昨今、子供たちがちょっと身につけていないのではないかというふうなことも多々あるわけですが、基本的な生活習慣といえますか、最も身近なところでは、あいさつの仕方もわからないとか何とかと、そういったことなどもあるかと思っておりますので、そういったことなども、そのお世話をしてくれる方から教えていただければ、それにこしたことはないというふうな考え方であります。

○相澤委員

御苦労さまです。これに対する国の子育て支援事業での新たな予算措置等があるのでしょうか。

○伊藤こども福祉課長

これに対する国なり県なりの補助というのは一切ございません。市の単費でございまして。

○竹谷委員

特別資料の中でちょっと。今回の予算編成に当たって、緊急再生戦略構築に伴って予算編成をある程度やりましたということで、7ページ、8ページに、その内容が記載をされています。なるほど、こういうような資料が出ると、大分理解度も深いのかということですが、そこでお聞きしたいのが、2点でございますが、1点は、さきの説明会の席でしたか、事務事業のアウトソーシングで窓口業務のアウトソーシングをやるということで、2名という説明がありましたが、これをきょう見ておりましたら、秘書業務を1名追加ということになっているわけですが、これはどのような内容なのか。今の秘書の定員から1名だけかを差し引いて、1人ここにを入れるということか、その辺について。

○伊藤行政管理課長

秘書業務については、委員のおっしゃるとおりです。

○竹谷委員

そうしますと、だれになるかわかりませんが、技術職とかそういうものが、派遣社員によって今後は進めていくのだというような理解でよろしいのでしょうか。

○伊藤行政管理課長

秘書の電話の対応であるとか、来客への対応であるとか、接客の方を、派遣の方をお願いするというような内容でございます。

○竹谷委員

多分そつなく、秘書業務もいろいろな人が来ますので、いろいろな市長に対してお願い事をする人もいるでしょうし、今度は副市長へも来ていろいろあるでしょうけれども、そういう場合に、やはりこれも情報の問題が出てきますね。これらについてもしっかりと契約の中で交わすとは思いますが、そういうような手続にしようとしているのですか。

○伊藤行政管理課長

先日のときにも守秘義務等についてはいろいろと話題に上がりましたが、派遣業法の第24条の4という条項に、「秘密を守る義務」、いろいろ御質問ございましたけれども、退職した後においても、同様、秘密を守る義務というものが課されているということで、なお、契約それから仕様書の中にも、これらを徹底的にうたって契約をしていきたいというように考えてございます。

○竹谷委員

これからアウトソーシングの関係で、相当こういう方々がふえてくる、と言っては失礼ですけれども、こういう対応策がとられてくるのではないかと思いますけれども、こういう場合に、業者決定、選定というものにいろいろあると思いますけれども、入札でやるのか、それともいろいろそれなりの随意契約もあると思いますが、その辺は基本的にはどのような方策でやられるのでしょうか。

○伊藤行政管理課長

こういう業種の方々も複数いらっしゃいますので、基本的にはやはり見積もり合わせといいますか、競争というのが大原則であろうと、このように考えてございます。

○竹谷委員

わかりました。ひとつ余り一定のところからばかりとっているという苦情が来ないようにお願いをしたい。この種、特にそういう苦情が、「あそこだけとって、うちの方は全然」というところもありますので、ひとつ御注意をしてやっていただきたいと思います。

次に、8ページの5に、時間外勤務手当の問題のことで、私、しきりに、財政が厳しいのはここからメスを入れなければいけないということで、提言をさせていただいてまいりました。ようやく具体的に30%を目標に削減をするという予算をつくっていただいたという努力に対しては、一定の評価をしたいと思います。

ただし、これからも作業の合理性、職員の配置の合理性、それから組織の横の間のつながり等々を十二分に加味しながら、この時間外手当が、少なくとも30%なり40%ぐらいで、30%ぐらいの体制でできるような努力が必要だと思えますけれども、アウトソーシング担当の行政管理課長はどのように思っておられますか。

○伊藤行政管理課長

この時間外勤務手当の削減と言っているものは、このすぐ下にも、左から3番目に、時差出勤制度の導入というのもございまして、ここには実際にその数字は入っておりませんが、例えばもう夜間で、納税課の例で申しますと、徴収に行くというのが決まっていれば、午後から出勤とかというふうにして、実質8時間を勤務していただくというようなことを対応しながら、その時間外を減らしていく。

それから、一方では、今、電算システム、いろいろな使い方によりまして、事務の効率化を図っておりますけれども、そういうものももう積極的に取り入れながら、その事務の負担軽減をしてまいるといのも一つの時間外削減の手当かなというふうに考えてございます。

もちろん、人的配置というのも大きな要因ではあろうかと思えます。

○竹谷委員

アウトソーシング担当している行管課長はそういうふうな見解でしょうけれども、実際は一番やらなければいけないのは、人事担当の総務課が大変だと思いますけれども、その辺は、ただいまの答弁と同じような思想で進もうとしておるのか、その辺の見解を賜りたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

この時間外については、委員の方からたびたび御指導をいただいておりますこととございますけれども、これにつきましては、当然、この横の連携をとりまして、いわゆる市のシステム改革プランから来まして、いろいろな改革プランをつくって、行財政改革、それに向けて緊急再生戦略構築の取組指針という形の中で、実質的な、数字的なもので計上されてきたと。そういうことを踏まえまして、これは全庁的な一致のもとに計画を組んできておりますので、それに基づいて私の方でも鋭意、目標に向かって取り組む決心しております。

○竹谷委員

ひとつ市民から喜ばれるような行政職、「市役所の職員は頑張っているな」というふうな見方をされるように、ひとつ努力をしていただきたいというふうに思います。その一つは、やはり今言った時間外の削減というのも、目に見える一つの作業ではないかというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それで、資料 9 の 21 ページに、平成 19 年度の常勤職員、非常勤職員の合計を掲載しております。結果的に、派遣業務、今言っている派遣職員と言えいいのですか、派遣業務に携わる方もいるわけですので、その場合はこの統計資料では非常勤職に記載をしてくるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

非常勤職には入ってきておりません。

○竹谷委員

であれば、これ、大変恐縮ですけれども、平成 19 年度の当初予算において、派遣職員として何人、非常勤職員として何人、常勤職員として何人ということ、私はきちんと明記しておくべきではないのかというふうに思います。

そうでないと、現在の市役所に携わっている全体の数字が把握できないという問題が発生すると思いますので、これは大変恐縮ですが、改めて資料として提出しておいた方がよろしいのではないのかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

基本的には、今回のアウトソーシング関係につきましては、一応、3 人になるわけですけれども、その 3 人を含めまして、今、統計資料として出すべきだということであれば、では検討させていただきます。

○竹谷委員

いや、3 人だけではないと思いますよ。あかね保育所の関係もありますから。今、あかね保育所も直営になったのでしょ。多賀城の直営扱いでしょ。その辺はどうなっていますか。

○伊藤行政管理課長

あかね保育所については、委託でございます。それで、先日も申し上げましたように、委託を含めると、その給食センターの人員であるとか、そういうものもすべて含めなければならぬのかと思いますので、今回は人材派遣も行政管理課でやっているホームページの更新の都度、お願いしている人材派遣の職員もでございます。そういうものを含めると、人材派遣で平成 19 年度の新年度の予算で計上したのも含めると、5 名ですか、こういう数字になろうかと思えます。

したがって、そのあかね保育所とかそういう委託の人数まで含めると、膨大な数になるかと思えますので、人材派遣と非常勤と正職員というふうなところの作成になろうかと思えますけれども、いかがでしょう。

○竹谷委員

私になぜそれを求めたかといいますと、あなたたちはアウトソーシングで、10 年で 370 名体制でやるということを出しているわけでしょう。ですけれども、職員はそうすけれども、実際的人员は全然変わっていないということになりはしないかという問題もありますので、人員問題については、やはり今言ったように、委託としては何人、派遣としては何人、非常勤としては何人ということは、これは私は明らかにしておいても、何ら不足することはないと思うのです。それが透明性のある内容ではないのかと。小さい問題で

すけれども、そういうところが大事ではないのかというぐあいに感じるのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤行政管理課長

アウトソーシングにかかわるその委託、例えば浮島保育所などは民営化になっていますので、それは除外されるかと思えますけれども、（「それは関係ない」の声あり）そのほかにも、清掃であるとか、警備であるとか、（「庁舎の」の声あり）関係でありますけれども、そういうものは含めないで、その施設でもって、例えばあとは指定管理者であるとか、そういうものも含めるか、含めないかという問題もあるかと思えます。

ですから、ちょっとそのアウトソーシング絡み、実際その施設ごとのというのであれば、それは作成可能かと思えますけれども。どこからどの範囲というところで、ちょっと微妙に、つくる際にも両者でそここのところを確認しておかないと大変かなと思えます。

○竹谷委員

指定管理者はまるっこでやっているのです。私はなぜそれを言うかという、ここでは、6の15で、人材派遣会社は役務費の手数料で出しているのです。そういう関係があるので、やはり手数料ではこの分が出ているのだということを確認することも大事ですし、あかね保育所の場合は、市が直営で、職員だけ頼んでいるわけですから、それは何人でやっていると。それが大事ではないかというふうに思うものですから、できればそういうものの方が、指定管理者はもう指定管理者で、何人使おうと、1,000万円なら1,000万円で、20人使おうと30人使おうと、我々はやっていただいた事業を全うしていただければいいわけですから、それはそこまで私は必要でないと思うのです。

ただ、今のように、派遣会社の社員とか、非常勤だとかいろいろ出てきますので、その辺からいけば、明らかにしておいた方がよろしいのではないのかというふうに思いますし、ついでですから、会計処理上、派遣会社の社員の給料は手数料で払うというのは、そういう項目を立てているということは、こういう根拠で手数料だという根拠があるのであれば、あわせて説明願いたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

この手数料の関係につきましては、あくまでも人的な役務の提供だという考え方で、その位置づけをしております、その予算に計上したわけでございます。

○竹谷委員

そうすると、あれはどうなるのですか。あかね保育所などの場合は、委託費でやっているのではないのですか。その辺との整合性はどうなるのですか。

○伊藤行政管理課長

これは、よく派遣と委託でかなり議論される部分かと思われますけれども、基本的に委託というものは、仕様書をお出しして、例えばあかね保育所でも、何人でもいいわけです。先ほど竹谷委員がおっしゃるように、何人でもいいから、この子供たちを面倒見てくれと。例えば調理師が3名のところ、委託を受けた方では5人でやりますとか、こういうのは一向に差し支えないわけです。これらが委託であって、そしてその職員は、直接その働いている人たちには、直接指示ができないというのが委託でございます。

そして、人材派遣については、その派遣された職員に対して、市の方が直接いろいろな指示もできるというのが、その役務の提供をしていただくというところで、大きく違う点でございます。

○竹谷委員

ですから、手数料という計上の仕方があるのですけれども、その根拠については、今言ったようなことなのですか。業務を提供してもらったから、手数料として払うということですか。

○伊藤行政管理課長

財務会計上は、その役務の提供というものは手数料だと。そして、委託の場合は、どちらかという請負、これをセットで幾らで仕上げてくださいというのが委託で、13節の委託料と。そして、いろいろな、例えばいろいろな技術を使って何かを提供するというものは、手数料だという分類になろうかと思えます。

○竹谷委員

ちょっと理解がしかなるのですが、そういう定義でいいというのであれば、もうちょっと勉強します。ちょっと私はおかしいのではないのかという気がします。これでやると、人件費相当分が見えなくなってきた、手数料ということは、単なる手数料に見えて、人のかかわりのお金が見えなくなってくるのではないのかという気がしたものですから、それでちょっと、あと、私ももうちょっと調べてみたいと思います。

次に、資料6の11ページ、職員の研修に関してでございますが、これからは職員の研修も相当徹底してやっていかなければならない。特にそういう時期に来ていると思えますけれども、そういう意味では、何か変わったといえますか、今までとの変革のある研修を考えておられるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

研修につきましては、基本的には富谷の研修所で行われます研修をベースとしまして、研修計画を組んで、予算も組んでおります。

ですから、平成19年度において特に変わったといえますか、特殊な、オリジナルの研修を組んでいるという予算額にはしてございません。

○竹谷委員

私は、やはりこれからの職員は、皆プロパーといえますか、財政も含めて相当地方自治の運営というものを、やはりある程度精通しておかなければいけない状況があると思えますし、やはり上級職員、それから、特に男女雇用均等法の関係からいっても、女子職員の資質の向上というものを含めて、研修を重ねながら、やはり女子職員もある一定のリーダー職にできるような教育体制というものが、私は重要ではないかというふうに思っているのですけれども、その辺についてどのように考えておられますか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

研修の内容全体、1年間の研修の中身でございますけれども、前にもお話ししておりますけれども、基本的には階層別研修です。いわゆる長づけ、係、管理職というところの中での研修と、それから、専門研修というのですか、それぞれのセクションにおける資質を

高めるための研修、そして、あと、ステップアップ研修というのですか、いろいろ時代に即応した研修カリキュラムの中で受けてもらうという考え方でございます。

それで、基本的には専門研修、それからステップアップの研修については、人数もある程度限られますけれども、多賀城市の場合については、ほとんど庁内で受講者を募りまして、研修を積極的に受けていただく方については、受けていただくという考え方で、今、人数には限りありますけれども、情報を流しまして、受けていただいて、啓発をしていただいているという流れになっております。

○竹谷委員

ですから、私が言ったように、やはり女性を対象にした幹部候補生、育成とか、リーダー育成の講習、研修というものも必要ではないのかというふうに思うのです。

それで、今、高学歴の人が数多く職員の中にもいますので、これらの方々をいかに活用していくかということも、研修という一つのものを見きわめながらやっていかなければいけないのではないのかと。やはり人事活動もそういう意味では、きちんと見きわめていかなければいけない。今までのような延長路線ではだめなのではないのかというふうに思います。

ですから、悪いことではないのですが、年功序列でいいのか、それとも抜擢的なこともいいのかということも含めて、やはりこれからの多賀城が、危機的状態にはないものの、危機的状態にならないようにするためには、職員全体の士気の高揚を図っていかなければいけないという状況下にあるのではないのかというふうに思いますので、その辺を含めて、私はそういう研修といいますか、そういう教育というものも大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、委員のおっしゃる関係については、階層別研修はまだこれはベースづくりということで、受けていただくわけですけれども、専門研修につきましては、各関係部の方に、その研修の内容もございますけれども、いわゆる総務なら総務、福祉なら福祉という内容であれば、部の方に推薦をお願いしまして、研修を受けていただくという研修が大分ございます。

そういう形で、今、男女、特に女性という考え方で、今、委員の方からお話があったわけですけれども、これは男女に関係なく、そういう形で受けていただくということで、部の方から推薦をいただければ、私の方では御推薦申し上げて、受講していただく体制はいつでもとっております。

○竹谷委員

担当部はそういう答弁をしてくるでしょうね。ですけれども、担当部の方でも、いわゆる担当の方でもそういうことを積極的に意識をしながら、各部にお願いをするということも大事な要素ではないかというふうに思いますので、検討をしてみたいと思います。

最後に、25 ページ、防犯対策関係になると思いますが、市長の施政方針にも、4 ページに、「安心・安全なまちづくり条例の整備を初め、多賀城駅前警察官立寄所を拠点に、防犯関係団体とも交流を促進し」云々ということが、施政方針でも明らかにされております。

実は、私、初めて立寄所に寄らせていただきました。あんな感じでいいのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

あんな感じでよろしいのでしょうかということですが、具体的にどのような内容であるのか伺いたしたいと存じます。

○竹谷委員

いや、私は、あえてあんな感じでいいですかと。あなたは行って、市民の方があそこにぼっと入っていく。入りづらくありませんか。どこが入り口かわかりますか。それから、中のスペースのレイアウト、あれで、「皆さん立ち寄ってください、交流の場にしましょう」という場所として、大丈夫ですか。私は違うと思うのですけれども。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

まず、現在、施設課で管理しておりますところの駐輪場の一角を、平成 13 年 4 月からあそこを改修いたしまして、現在の間仕切りをいたしまして、警察官立寄所というような建物を設置したわけではありますが、昨年 12 月から、新聞報道でありましたとおり、多賀城市が県内 40 市区町村一斉に当たり、犯罪発生率がワースト 2 というようなことで、それを受けまして、午後 4 時半から終電車まで、警察官 2 名、塩釜署管内、輪番制によりまして、交番あるいは駐在所、遠い松島などからも来ているのですが、その際に、限られたスペースで、皆さん地域の方々が活動するには、委員おっしゃるとおり、狭いということは私も理解はできますけれども、塩釜署では、そのワースト 2 を受けまして、何とか抑止をしたいというようなことで、限られた人材の中でローテーションを組みながらやっているというような状況でありまして、それに伴いまして、いろいろと市の方でストックしておりましたリサイクルでありますところのキャビネットであるとか、あるいはソファであるとかというものを、昨年末にいろいろ財政課の方と協議しまして、中古品であります、前よりはよくなったというようなことで、大変私も自負しておりますが、まだまだ足りない部分については、十分承知はいたしております。

○竹谷委員

金がないから、これをやるとまたあれでしょうけれども、入り口からまずだめです。駅から階段を上ったら、すぐ入り口がなければ。駅の人が何かあって行ったら、入り口がないですもの。何かあったときに。まず入り口の問題です。

それから、入ったら事務机ばかりある。お客さんが座るところがないでしょう。

もう一つ、電話もないですね。普通電話。有線電話が。でなかったら警察電話でもいいですから、連絡をし合うもの。余りそう細かく言いたくないのですが、最後にトイレもない。

せっかく 4 時半から来て、最終電車までいる。派遣していただいているお巡りさんに失礼ですよ。やはり市が施政方針でここまで掲げる重要事項であれば、その方々がいる、また、市民が気軽に入れるような環境をつくってやる、このことは私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

まず、入り口の件でございますが、平成 13 年当時、設置する前にいろいろ場所、それから施設の広さであるとか、いろいろ検討をなされたというやには聞いておりますが、まず、2 階に階段を上って、2 階が入り口、2 階に設置してあるわけではありますが、駅前広場、あるいは駅へのアプローチですが、あのうどん屋さんの、あそこの方が駐輪場よりも少し

段差がありまして、低くなっておるといふことで、構造上、1階には設置できなかったといふことがまず一つございます。

それから、2点目でございますけれども、前は事務机、4人ぐらにかけるような程度のフロアの配置でありましたけれども、ソファを運び込みまして、地域の方もそこで気軽に談話できたり、いろいろ情報交換をしたりと、防犯対策推進関係団体の方が、狭いのですけれども、3人がけ、4人がけぐらいのソファがございます。

それから、もう1点の電話でございますけれども、電話は通常の電話を設置をいたしております。

トイレの件については、駅舎のトイレを設置しているといふことで、大変警察官の方々も不便を感じていると思いますが、いずれにいたしましても、まずそういうような限られたスペースで、さらにはその駐輪場に後から設置したといふようなこともございますので、どうかひとつ御理解いただきたいといふふうに思っております。

○竹谷委員

それはわからないことはないのですけれども、あそこはもともと常駐する意味でなく、立寄所に来て、10分か20分来てやると。ああいう犯罪が出てきて、どうしても強化しなければいけないといふようになってきた。なってきたら、なってきたなりの体制を組んでいくといふことは、私は大事ではないかと。少なくとも。

入り口についても、かつてはそれでよかったかもしれない。警察官が来て、立ち寄って、お茶飲んでいく。今度のはそうではなく、夜いっぱいいるわけですから、何かあったときに駆け込んでくる。駆け込んできたとき、赤外線といふのですかあそこ、あそこからぼんと入ってくるような感じでないと、どこだろうとぐるぐる回らなければいけないような状況では、私はまずいのではないのかと思いますので、今ここで直せと言っても、金がないと言われるだけですから、私はそこまで言いませんが、やはりその辺も含めて、せっかく市長のこしの方針に掲げたのですから、そういう環境の整備も考えてやられたならよろしいのではないかと、幾らの予算もかからないでできると思いますので、その辺は担当の方と、あなたは担当課長ですけれども、金の方の担当の方ともお話をして、できるだけ環境のいいところで、お願いするようにしてやったらよろしいのではないかと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。これは警察から頼まれたわけではないのですけれども、私、行って、もうつくづくそう思いましたので、よろしく願いしたいと思います。

○昌浦委員長

ここで休憩に入ります。再開は4時といたします。

午後3時49分 休憩

午後3時59分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

○佐藤委員

資料 6 の 15 ページ、案内業務に要する経費、3 点ほどありますが、順番にお聞きいたします。

人材派遣に切りかえるというような説明でしたけれども、今働いていらっしゃる方の処遇はどのように。

○伊藤行政管理課長

今働いている職員は、職員としていくのですけれども、先ほど竹谷委員でしたか、の質問には、その 1 名を減をして、人材派遣にお願いするといったような取り組みでございます。

案内業務も、現在は非常勤で任用していますけれども、今後はその人材派遣に切りかえまして、市民課の窓口と一体となった派遣の業務ということでとらえておまして、今現在いる人が、例えば希望して、その人材派遣で対応という場合であれば、そのまま継続も可能かと思えますけれども、その辺は今後決めていく、派遣元の業者さんといろいろ協議していかなければならないのかというふうには考えてございます。

○佐藤委員

本人の意向は確認しないのですか。

○伊藤行政管理課長

もちろん本人の意向が一番大切かと思えます。

○佐藤委員

では、よろしく願いをいたします。

21 ページです。バス路線運行の負担金のところでですが、一般質問でもお伺いしましたけれども、どうしてできないかという理由をお聞きしましたが、一つちょっとどうしても納得できないという思いで聞いていたのですけれども、バス停を復活させると、少し負担金が増えるというようなお話がありました。これは幾らぐらい増えるのか、なぜそうなるのかというところをちょっとお尋ねしたいのですが。

○内海企画課長

一般質問にもお答えしているわけですが、具体的に幾ら増えるのかというふうな話になりましたので、これはあくまで試算でございますけれども、その辺のお話をさせていただきたいと思います。平成 19 年度にかかりますまず負担金の内訳の方から御説明させていただきますけれども、七ヶ浜循環線に係る全体の運行経費の予定でございますが、これを 4,149 万 2,000 円とはじております。それから、運賃収入が 1,524 万 5,000 円ほどを見込んでおります。

この収支率ということになりますけれども、39.7%、これも非常に予測しがたい話ですので、お客さんが減れば、当然この部分も減ってまいります。つまり、今申し上げました全体の運行経費から、今申し上げました収入を引いた残りが自治体負担分というふうな形になりまして、約 2,600 万円超の負担額というふうな形になります。

それで、これをどういうふうな分け方をしているかといいますと、多賀城市の負担分が大体 130 万円ぐらいになります。七ヶ浜の負担が 2,240 万円ぐらいになります。それから塩竈の負担が 255 万円ぐらいということで、先ほどの欠損額 2,624 万円何がしをそれぞれで負担をしていくというふうなことになります。

それで、これはいろいろな分け方が出てこようかと思うのですが、バス停がある位置でそれぞれの運行距離で割っていったらいいのか、その辺は話し合いの形になります。ですから、バス停を設けていきますと言ったときに、一番負担の多い七ヶ浜なり、あるいは塩竈なり、そちらと相談した結果で、その辺が決まってくるものであろうというふうに思っております。

ですから、収支率がこういった形になっていけば、あくまでそれらで、三者の話し合いによってその辺を分けていくことになるというふうな形になると思います。

ですから、具体的に幾らふえる、減るの話については、多賀城の場合は減るはありませんけれども、ふえるというような問題につきましては、あくまでその話し合いの結果によるというふうな形に考えてございます。

○佐藤委員

一般質問の中でも触れましたけれども、せっかく存続させたバスを、塩竈は花立からバス停幾つで終点まであるか、ちょっと私数えていないのでわからないのですが、多賀城が 130 万円、塩竈が 225 万円ぐらいの負担で塩竈まで行くとしたら、本当にマイカーを使えない高齢者の人たちとか、あるいは足の不自由な方たちが、本当に生活の足として使えるたった一つの交通手段のバスが、そのバス停がないために非常に不便だという状況を考えて、塩竈が負担が多いといっても 255 万円という、130 万円の多賀城との割合の中で、話し合いができないわけがないと私は思うのですがいかがでしょうか。

○内海企画課長

これ全体が塩竈に向かっているわけではございませんで、塩竈に向かわないバスもあるわけなのです。ですから、ちょっと今便数は正確なところはわかりませんが、いわゆるその朝の時間帯につきましては、下馬折り返して七ヶ浜に帰っていくということなのです。ですから、上り便はいっぱい乗りますけれども、帰りはもうがらがらになります。

それから、日中の便で、塩竈に、あそこの下馬の坂を七ヶ浜方向から来て、その右側に曲がって行って塩竈に向かうわけですが、この部分については、ちょっとまだデータが足りていないので何とも言えないのですが、そういった便が何本か出てきていると。多分、委員おっしゃるところは、その分のバス停ということになるかと思えますけれども、結局、それらにしても、便数が限られているということです。

ですから、あの下馬折り返しの間、間に塩竈便が入っているというふうな、今、ダイヤの組み方ですので、多分、ある程度半年とか9カ月とか、データがある程度まとまった段階で、お客さんの利便に合わせたその運行の方式であるとか、あるいはそのダイヤの組み方であるとかというふうな、見直しの作業に入れるかというふうには思いますけれども、ただ、今の時点ですぐにというふうなわけには、ちょっといかないかというふうに思っています。

○佐藤委員

利用者が一定利用した、1カ月、2カ月利用して、声を寄せてくれた方々には、一応、始まって2カ月たっていて、今、一生懸命追跡して、調査もしていると思うので、もうちょっとという理解を求める努力は私してきましたのです。

でも、やはりその状況の中で、地域を歩く中で、不自由だという声がたくさん出たものから、申し入れもしながら、一般質問もしたわけですが、そうしますと、今から見直しが入るかもしれないというようなことは、言ってもいいですか。

○内海企画課長

それは選挙の公約にされてしまいますと、なかなかそこまでは、「そうです」というふうな形にはちょっといかないのではないかと思います。

あくまで、この乗降調査につきましては、七ヶ浜の担当にさせていただいております。ですから、それらのデータをもとに見直しをする機会があるというふうな形にしか、ここでは申し上げられないと思います。あくまでその三者の話し合いを前提としています。

○佐藤委員

課長と私はどうも気が合わないと。私は選挙の公約にするなどと言っていない。あくまでも住民の人たちの意見を代弁しているだけです。取り消してください。

○内海企画課長

わかりました。今の発言につきましては、取り消しさせていただきます。

ただ、ここではそこまでの状態しか申し上げられません、というふうなことでございます。

○佐藤委員

では、担当も市長も、一生懸命になって住民の方たちの思いを受けとめながら、頑張りそうだというようなことで言っておきます。

本当に我慢できないくらい皆さん不自由していらっしゃるのですよ。三中前の人たちは多賀城高校の下におりてくるか、県道に行って、塩竈のバスに乗るかしかないのですから。大変なのですよ、あの通りを歩くのは狭いし、危ないし。ですから、やはりバス停の復活は本当に、どのぐらいあるかわかりませんが、金額にするかわかりませんが、多分そんなに、この割合から見ると、負担が大きくなるようなものではないのではないかと思いますので、努力をよろしくお願いしたいと思います。

それから、バス停はやはりいっぱいあって、便利でないと利用者もふえないという因果関係にもあると思いますので、つけ加えておきます。

それから、51 ページなのですが、福祉タクシーのチケット、3 級の方、肢体不自由の方にも支給してくださいというお願いが一部実りました。酸素療法者の方にも枠を広げていただいて、頑張っていたということでは、ありがとうございます。

一方で、ガソリン代の支給が少し減ったというようなことなのですが、この影響はどの程度なんでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この前、説明のときもお話ししましたように、3 級の方をふやすことによって、全体的な経費の中でおさめたいということで、燃料券を月 2,000 円を 1,500 円にさせていただいたということでございます。

それで、タクシーの場合ですけれども、1 枚のチケット 600 円ですけれども、600 円の初乗りが 1.7 キロという基本料金なのです。ガソリンですと、500 円券で入れますと大体 4 リットルぐらい入るのかと。普通車で言えば、30 キロか 35 キロぐらい移動距離があるかということで、マイカーの方が広範囲に行動できるという解釈から、燃料券だけを 500 円下げさせていただいたということで、タクシー券はそのまま据え置きということにさせていただきました。

○佐藤委員

不自由しないといいなあとという思いもあるのですが、1,500円に下がって、どの程度の人数の方に影響が出るのですか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

燃料券は約1,200人ほどということでございます。

○佐藤委員

2,000円から1,500円に500円下がったという点では、日々懐に響いてくる方もいらっしゃるかというふうに考えます。ぜひ御理解をいただかなければいけないというふうに思いますので、丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

○伊藤(功)委員

業務委託の関係で伺いたいと思います。あかね保育所を受託している会社はどこになりますか。

○伊藤子ども福祉課長

会社名につきましては、大新東ヒューマンサービス株式会社というところでございます。

○伊藤(功)委員

それで、この会社ですけれども、今、ある自治体で同じように保育業務について業務委託を受けて、そこで働いていた保育士さんが、3年間働いて、実情は請負偽装だということで、直接雇用になっているケースがあります。

そこで、ちょっと伺いたいのですけれども、この間、業務に当たって、命令については保育所長さんを通じてチーフにしていると。ですから、業務委託ということで、派遣ではないということであったわけですけれども、実際問題として、保育の現場で、そのことだけで業務がまとまるのかという点についてはどのように見えていますか。

○伊藤子ども福祉課長

昨年10月1日から、今の形で業務委託をしているわけでございますけれども、委託当初、やはり多賀城でも初めてというふうなこともございまして、市の方の所長なり、あるいは主任なりと、あと委託先の保育士、そちらの方との意思疎通といいますか、コミュニケーションを、そちらの方、最初の方はやはり戸惑いはございました。

それで、やはりその戸惑いがある中で、お互いに、その会社も含めまして、お話をし合いながら、その辺を一つ一つ解消しながら、そして今に至っているということでございます。

今現在、特にこの辺で不都合だとかなんとかというようなことは、ちょっと私の方には入ってきておりません。

○伊藤(功)委員

この間の説明では、地震の際には、不測の事態なので、そういった指揮命令に関係なくやっていくということで、これは違法ではないだろうという認識だったわけです。

そこで、派遣と業務委託についてどう見分けるのかということで、厚生労働省、あとまた県レベルでの担当する部局で、派遣と請負を区別する基準に関する自主点検項目というの

を上げているのです。その中では、いろいろ見ていくと、「緩急の調整をみずから行っている」という項目もありまして、そういった災害の際に対応する、本当はしなければならないのですけれども、実際、法律からして抵触するような事態にある。

ですから、保育業務において、こういった請負というのが実際なじまないのではないかと。そのことを通じて、ある自治体では、保育業務自体が、要するに直接的な指揮命令もあって、派遣という扱いがあって、直接雇用になっているという状況があるので、そういう意味で、厚生労働省が出しているこういった点検表に基づいて、誤りがないのか、きちんと見ておく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、その点はどうか。

○伊藤こども福祉課長

今、委員がおっしゃいました直接雇用の方の関係でございますけれども、何か私も新聞記事の方をちょっと見させていただいたのですが、この関係につきましては、多分、先ほどまでお話が出ていました、いわゆる派遣という形の職員ではないのかというふうな受けとめ方をしております。

あかね保育所の場合には、一つの企業ですね、そちらの方に保育業務とあと調理業務、そのものを委託しているというふうな形で、おのずからその考え方が違ってくるのではないかというふうなことで考えております。

○伊藤(功)委員

ですから、ここにある、「労働者派遣、そして請負を適正に行うため」ということで、「労働者派遣、請負を行う事業主、活用する事業主の皆様へ」ということの点検表があるわけなのです。

そして、その点検表の中で、すべてに「ない」ということにならないと、それは請負という形をとっていても、派遣業に基づく派遣の仕事ですよという判断をします。ただ、ここに該当していないからといって、請負になるとも言えない。ですから、十分検討していかなければならない内容ですということを言っているのです、改めてこの点検表に基づいてチェックをしていくということが大事だと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○伊藤こども福祉課長

ただいま言われましたとおり、その辺、きちんとしていきたいと思っております。

○伊澤委員

資料6の11ページですけれども、先ほど竹谷委員がちょっとお話ししましたが、それについてお尋ねしたいと思います。職員研修に要する経費のところでございますけれども、経費的には285万4,000円となっておりますけれども、その中の、9番にある旅費22万円とありますけれども、それから負担金がいろいろございますけれども、それで285万4,000円になっていると思っております。

それに対して、前年度417万8,000円になっておりますけれども、大分ことしは減っているのですけれども、どういうふうになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

まず、金額の減につきましては、当初の説明でも若干お話ししましたがけれども、長期研修で東北中堅というのですか、我々が言っているのですけれども、2カ月研修があるわけです。その研修をまず今回は見送ったということの関係でございます。

それから、旅費関係につきましては、それぞれの研修にカリキュラムを組んでいる中で、出張扱いになりますので、その旅費がかかる分野の分についての旅費の計上でございます。

それから、負担金関係につきましては、今、前段にちょっと出しましたけれども、富谷町に市町村職員研修所がございます。立派な研修所があるわけですが、これは一部事務組合の中でやっているわけでございます。そこの中での運営負担金をお互い出し合っているわけでございます。その負担金でございます。

○伊澤委員

今、多賀城では、そうすると研修は富谷だけなのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

いや、中心は富谷町の方の中で研修カリキュラムをやっております。なぜかといいますと、これは県内の研修担当職員が寄り合って、こういう研修が必要だということで意見を出し合って、いろいろな課題なども研究しながらこのカリキュラムを組んでいる関係がございますので、富谷町の方をお願いしているところが多いのですけれども、あと、自前の研修ですと、育成評価の関係で研修をさせていただいております。これについては、将来の関係もございますので、平成16年度から継続的にやらせていただいて、今回も、日数は少し減らしましたがけれども、継続的にやっていきたいということで、予算計上をさせていただいております。

○伊澤委員

今の説明で、平成16年度から自前の研修をやっているようでございますけれども、私、ちょっと言いたいのは、やはり多賀城市の市役所の職員ももう少し、私はこの前、去年18年11月14日、15日に、福島県の矢祭町に視察研修に行ってきました。それは大変参考になったのですけれども、ちょっと私はその一こまを紹介しますが、人口7,000人の小さい町でありますけれども、本当に自立の町、合併しないということで、一生懸命頑張っております。

私は、その姿を、そういう姿をやはり皆さんに見てもらって、実際行ってもらって、富谷だけ行かないで、そして、やればやることによって、非常に職員の意識の高揚、やはり少しはお金がかかるのもしょうがないのだよと、そのくらいのやはり英断だと思ってやってもらえば、私はもっとすばらしい多賀城市の、財政ばかりでなくて、人間としての物すごい意識の高揚、そして職員のやる気と、それをもっと持ってもらいたいと思うので、今、質問したのでございます。そういうことでございます。（「回答は要りませんか」の声あり）回答は要りません。ありがとうございました。

○小林委員

一つは、33ページの、派遣職員の関係なのですが、これは個人情報守秘義務の関係で、前にも条例のときにもやったような気がするのですが、どうしても気になるのは、例えば契約で、守らなかったら違約金だという話をされたように思うのです。それで、例えばある会社との関係で契約して、退職した人がどこかで漏らしたということになったときに、それは違約金を請求する、つまり違約金を契約に盛り込めば、それでその契約の効力はあ

るのかどうなのか。法的にそのことは担保されるのかどうなのか。その点についてちょっと伺いたいのですがいかがでしょうか。

○伊藤行政管理課長

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、派遣業法の第 24 条の 4 という条文に、ちょっと読ませていただきますけれども、「派遣元事業主及びその代理人、使用人、その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人、その他の従業員で、なくなった後においても同様とする」という、この派遣業法の中でも明文化されておまして、それになお、契約条項の中でもさらにうたい込むといったようなところで、担保されるのかというふうに考えてございます。

○小林委員

そうですね。では、推移を見守っていくしかないと思います。

それで、47 ページの、「のぞみ園」の関係ですが、社会福祉協議会に要する経費ということで、「のぞみ園」が自立支援法の適用の施設になったということで、始まったということですが、これはこの前後、従来と比べて、結局その財源的にどういうふうに変ったか、その内訳について紹介していただくと大変ありがたいかと思っています。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、一応、今現在、「のぞみ園」として積算している内容をちょっと御説明申し上げます。

平成 18 年度までにおきましては、市の方から、人件費とそれから「のぞみ園」の建物の維持管理費合わせて 2,100 万円ほど差し上げております。

それで、新制度に移行いたしまして、就労継続支援 B 型ということで、この制度を、介護を使った経費でございますけれども、一応 1 人当たり 1 日 5,270 円で、今のところ 33 人で、1 日 17 万 3,910 円ほどになります。その 22 日を一応開設するということで、月に 382 万 6,000 円ほどになります。年間に換算しますと約 4,000 万円ほどの事業収入になるということで積算しておりますので、市からの人件費と維持管理費を含めた補助金額より約 2 倍ほど収入が上がるということで、今、積算されております。

そういうことで、「のぞみ園」の運営につきましては、大分ゆとりを持った管理ができていくのかということで、こちらでは思っております。

○小林委員

なるほど。そうすると、従来市の市営の場合よりも、認可施設になった方が経営が楽だと、運営が楽になっていくというふうに理解していいものだというふうに思います。

そうすると、従来やっていたと同じような考えに立って、私はこれからが大事だというふうに思うのです。自立支援法のいろいろな最大の欠陥というのは、1 割負担がある問題ですね。ですから、その部分を、従来やっていたというふうなそういう、全く同じ金額ではなくて、やはりそういう部分も考慮して、私は提言するように努力していただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

新体系に移りまして、就労継続ということで、1日に527円が利用者負担になります。これは利用者の負担上限額が定められておりますけれども、市の方なりで軽減措置ということでやっておりますので、平成18年度につきましては4分の1負担ということで、生活保護の該当者につきましてはゼロ円でございます。低所得者の方については3,750円、低所得者の非課税ですけれども6,150円、それから一般、課税世帯になりますけれども、9,300円ということで抑えられております。

平成19年度につきましては、一応2分の1になりますので、これの倍ということで、負担額が増えてきております。

○小林委員

ですから、それは答えていないのですよ。ですから、その分を軽くする努力をしたらいいのではないのですかということについて、それはノーカイエスかしかないのではないのですか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

自立支援法につきましても、いろいろ制度上、施設運営なり自己負担が大分大きいということで、平成19年度から多少見直しという考え方でおるようでございますので、これももう少し軽減されるのかと思います。

それから、あと、「のぞみ園」の方の施設の方での減免等についても、「のぞみ園」ともちょっと相談をしてみまして、どれだけ事業者の方で経費負担できるか、その辺もちょっと協議してまいりたいと思っております。

○小林委員

ですから、私は、多賀城の障害者政策について、「太陽の家」もあるわけです。よそにはないそういう施設がある、そういう精神を、私は新しい制度をうまく活用すると、市の負担は軽くなるのですから、その分はやはり障害者自身の負担を軽減することに活用できるのではないかと。そういう考えで前から一般質問などで何回か取り上げてやってきたわけです。

ですから、「太陽の家」を建てたときのああいう思想をきちんと、この「のぞみ園」の場合にも私は適用して、負担を軽減していく道をぜひ検討していただきたいのです。これは市長に伺います。

○菊地市長

その辺、今の話を聞いていて、考慮する必要はあるのかというふうな思いでございますけれども、現状分析してみて、その結果、担当と相談してみたいと思います。

○小林委員

ぜひそうしていただきたいと思っております。

それから、あと1点ですが、33ページの、住基ネットの関係ですが、これはリース契約の変更で、経過して安くなったというふうな説明だったのですが、実際にこういう計上をしてあるのですが、使われる状況というのはどうなのですか。どのぐらいアクセス、特にIDカードとか、あるいは外部アクセスの状況はどうなのでしょう。

○本郷市民課長

外部アクセスといいますと、どの程度の話なのでしょう。〔「市外です」の声あり〕市外ですか。住基のネット上の外部アクセス……。〔「多賀城市外」の声あり〕

○昌浦委員長

小林委員、具体的にちょっとお話しください。

○小林委員

住基ネットですから、いろいろな自治体とネットされていますね。多賀城市の多賀城市民にかかわる情報が、同じネットの中の、よそにアクセスできますね。つまり、市内ではなくて、市外のシステムとのアクセスはどうなのかということです。

○本郷市民課長

市外とのアクセスということについては、本人確認条項については、県サーバーの方に対してアクセスがかかっていくということなので、ちょっとその辺の把握はできておりません。

○吉田委員

1点伺います。人事管理に関連してお伺いしますが、市長公室の設置に伴う総務部の組織改編があるわけですが、市長公室の陣容というのですか、どういう体制で組織されるのか。

また、その執務される事務のスペースや配置や位置等について、総務部との関連を含めて考えられている概略について御紹介願います。

○伊藤行政管理課長

市長公室の基本的な考え方におきましては、前段といいますか、かなり前の説明会でもお示しましたけれども、行政経営担当ということで、現在の企画、それから行政改革、これらを主に担う業務であるということです。それから、財政経営担当は、今の財政課の財政係の方の業務を主に担うと。それから、秘書担当というのが、秘書の業務と。

そして、新たに設置しますプロジェクト推進担当というのが、市長の公約に掲げます産業創造に係るプロジェクトの推進であるとか、中心市街地の活性化であるとか、再開発などのそういうプロジェクトに関することなどを担うのだというようなことでございまして、位置的には、現在の秘書それから企画、この辺で市長公室の担当を配置するような計画でございまして。

人員の数については、現在、公室長も含めて18名体制ということで考えてございます。

○石橋委員

31ページで、二つほどお尋ねしたいのですけれども、自主財源の根幹であります税は、我々一人ひとりの義務ですね。それで、市税の収納率アップに、ポジションの方々は大変な努力をされておられることに、まず評価と感謝を申し上げます。

それで、委託料と使用料、この項目についてちょっと御説明賜ればと願います。

○澁谷納税課長

委託料につきましては、13節の臨戸徴収支援システム保守点検業務委託ということで、これにつきましては、ハンディターミナルといって、よく水道とか電気というのですか、あ

のメーター検針などをするときには持ち運びするああいうものの部分の、保守点検業務の委託という形になります。それが主な部分でございます。

それから、使用料の14節の部分につきましては、納税課内で使っておりますパソコンの滞納管理システムというのがございますけれども、それらのシステムの運用についての、機械を動かすためのシステムの借上料がこちらの方になるということです。

○石橋委員

参考にお聞きしたいのですけれども、税の滞納をされておる市民が、市外に転居された場合、その辺の税の徴収についての手続をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○澁谷納税課長

多賀城市内から市外に出た場合なのですけれども、まず、基本的には、ことしの住民票からデータを引っ張ってきているものですから、住民票で異動が生じた場合に、例えば塩竈とか仙台とか他県に異動したということがわかるものですから、その場合に、もし未納の場合についてはそちらの方に連絡を差し上げるという形になります。

それでも連絡がとれない場合については、各市町村に住所の照会をかけて、そこからどこに異動したという部分なりを把握をする形になります。そんな形で追いかけるということになります。

その解消方法ですけれども、あとは住所がわかった場合は、その方の方に催促するという形にして、それでも払わない場合については、私の方で近くの預金とか、ほかで勤めていれば、勤務先の方に照会をかけて、給与の差し押さえとか、もしくは財産がないかどうか調べて、あればそちらの方を押さえるとかという形になっておりますし、あと、場合によってはそちらの方に出向いて、お会いして、直接いただくとかなどという形になると思います。

○石橋委員

多賀城の場合は、特に自動車等々の差し押さえで成果をおさめている、このことについては、県内でいち早く評価をされていることにも感謝を申し上げますけれども、たしか御専門ですから、今度、後期高齢者の広域連合というものを組織しますが、それで、茨城県で、たしか県内一円で租税回収促進機構というものを組織されておりますね。各自治体から職員1人なり2人ということで、そういうふうなお考えには、担当の方々も種々お集まりになったときに、県レベルでそういうふうなシステム等については、これまで話題に上ったことはなかったですか。

○澁谷納税課長

茨城の方についてのその広域連合については、前から結構あります。現実的にありますし、宮城県内でもそういうことをやってはという声が上がっているのも事実です。

しかしながら、滞納部分がある程度整理してしまうと、それが要らなくなってくるわけなのです。ましてや多賀城が、ではそれに、例えば宮城県なりで広域をつくったときに、負担金を納めなければならないという部分が出てきますから、そこまでして入らなければならないのかという部分もありますし、それと、もう一つ、広域の問題はいい面、悪い面もあるのですけれども、私どもはどちらかという、その広域でつくった場合に、自分たちが手を汚さないで、人任せにするというのですか、そちらの方に頼ってしまうという部分から見ると、私はどちらかという、余りいい方法ではないのかなと。まずは自分たちの手

でやってみて、それでもだめだったら、同じような事案でもって広域でそれに取り組むという部分でしたら、長続きはするのかなと思っているのですけれども、どうも県内の市町村の部分につきましては、顔見知りがいるから、やはりこれは広域でやって、自分たちが手をつけなくて、そちらでやってもらった方がいいのだという、安易な部分があるものですから、私はどちらかというと、余り賛成しかねると思ひまして、自分たちで解決した方が一番いいですし、それだけの効果もあらわれてきまして、そして早期に対応もできるという部分に考えております。

○石橋委員

なるほど。プラスの面、マイナスの面があるわけでございますけれども、先ほど根本委員が市役所の窓口で、税のことについて御相談に来た場合に、対応云々ということがありましたけれども、私は非常に納税課の方々が外向いて、詳細にお話をお伺いをして、成果をおさめているということを知り及んだとき、本当にその御苦労に頭の下がる思いでした。

ですから、菊地市政に相なってから、やはり職員も外向いて、徴収だけでない、種々の市内の現場等々も見ながら、住民サービスに当たるのだということで、非常に私はその感謝された、そしてその成果もあったということで、なお、今後、時間等々がありますれば、そのような方々に向いて、そして、「分割でもいいですから」というふうな御指導をいただいた成果も評価をしながら、今後努力していただきたいと、こんな思いが市民から伝わってきたものですから、御努力をなおお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○森 委員

資料 6 の 21 ページ、友好都市交流推進事業費なのですけれども、天童市それから太宰府市と、また、今後奈良市ともというふうなことで、先行き、予算としてはもう随分と縮小されて、市民協働のもとでというふうなことはわかるのですけれども、今後どのような計画をお立てになっているかお教え願いたいと思います。

○内海企画課長

委員おっしゃるとおり、太宰府市と天童市と友好都市を結んだわけでございますけれども、現在、多賀城市の広報におきまして、各月ごとに太宰府市、天童市のそれぞれの行事なりトピックなりというふうなものを、今、広報誌の方で市民に対してお知らせをしているというふうな取り組みでございます。これらについてもやはり継続的にやっていこうかというふうな思っております。

それから、もう一つは、昨年 11 月ぐらいの段階だったかと思うのですけれども、天童市の方から、在仙天童会をつくるので、何とか人集めといいますか、周知を手伝ってほしいかというふうなお話もございました。これにつきましても、広報に掲載をしまして、あとは新聞にそれらの情報を掲載していただくというふうな形で、天童市にゆかりのある方々を多賀城市、あるいは仙台市近郊からも会員として募集したいというふうなお話もございました。

そういったような形で、何かにつけて、市民に対して多賀城市とそういった都市とが、いろいろな関係でつながりがあるというふうなことをお知らせをしてみたいと。多分、私どもの方の担当でできるところにつきましては、大体そのようなところかと。あとはそれぞれ関連する事業の中で取り組んでいただければというふうな思っております。

○森 委員

くしくも内海課長の方から、関連のある部署は、というふうなことが出ておりました。これは前にも実は委員会で質問したことがありまして、まず、日々できるソフトな部分での市民への周知は、本当に一生懸命やっているのだなというのが伝わってまいりました。

交流が定期的な部分がこれはあってしかるべきだろうというふうに思います。それほど積極的にお金を使うやり方ではなくて、市民協働の立場、要は市民が中心になって動く、民間で民間レベルの交流をというようなことで始まったわけですから、ぜひその辺で、各部署ですが、これは力を合わせていって、決して火を絶やさぬように、ないし、何年に1度交流会をというふうなことで、これはプランを立てて進めていった方が、ソフトはソフト、それからハードはハードで計画的に進めていけば、もっともっと多賀城市、友好都市双方ですね、双方よくなるのではないかと。経済効果も見られるのではないかとというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

もう1点お願いします。59ページ、家庭児童相談室に要する経費、それから65ページ、子育てサポートセンター事業に要する経費ということで、関連します。質問内容について、答弁の方は家庭児童相談室に要する経費の方で、そうですね、ここの活動内容についてお伺いしたいと思います。

○伊藤こども福祉課長

家庭児童相談室につきましては、市民の皆さんの家庭における人間関係とか、あるいは児童の療育等の問題に対しまして、いろいろ相談を受け、そしてまたアドバイスできるところはアドバイスする、というふうな業務を行っているところでございます。

最近、子供の虐待の関係がやはりふえてまいりまして、その辺の業務が結構多くなっているところでございます。

○森 委員

プライバシーの問題があるので、詳しくは多分お話しはできないと思いますが、多賀城市内にもやはりDVはふえているのでしょうか。

○伊藤こども福祉課長

虐待ではなくて、DVの方ですか。（「虐待の方でお願いします」の声あり）虐待につきましては、ちょっとここに12月末現在の数字でございまして、平成18年度の12月末現在で合計34件ほどでございます。これが17年度になりますと、1年間で22件というような数字でございましたので、もう倍増というふうな状況になってございます。

○森 委員

驚きました。数字を把握して、これに対応できる、実は今、福祉計画が福祉部の方で一生懸命、一生懸命取り組まれていますけれども、このネットワークができつつある、並行して多分こういうことも把握してきたのだろうというふうに感じる次第です。

それで、たまたまその解決策と言え、そのネットワークを使っただけの情報収集が、一番子供を守る、これは秘策でもなくて、これしかないというふうな部分だと思います。警察署の介入、弁護士の介入等々、子供を守るためにはというふうな部分が非常に必要だと思います。

そういう部分で、今、関連でそのサポートセンターというふうに聞いてきたのですけれども、ファミリーサービス事業とか、すべてこれは多分福祉計画の中で、そのネットワーク

の中でつながっていく部分だろうというふうに、これもまた横断的な内容として、ネットワークが必要だろうと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○伊藤子ども福祉課長

この虐待に関しましては、平成 17 年 11 月に要保護児童対策地域協議会というものをつくってございます。その協議会につきましては、いろいろ学校とか、あるいは幼稚園とか保育所、それからもちろん警察、保健所、そういったいろいろな機関の方々の構成でそのネットワークをつくっているわけでございます。

やはり、先ほど申し上げましたように、平成 18 年度になりましてかなり件数が多くなってきたということにつきましては、例えば学校で、今まで学校の先生方が学校の内部でいろいろと苦労されてきた、その部分について、この協議会の方に出てきた、そういったこともございます。

あるいは、私立の方の幼稚園ですね、そういったところから通報をいただいて、こちらの方で対応するとか、あるいは地域の民生委員さんの方からお話があって、そしてこちらの方でいろいろ調査をして対応するとかというようなことで、そういうふうなものが、今多賀城の方では、これは多分県内でも進んでいる方だと自負しております。

○森 委員

ある意味では安心しております。非常に目に見えない活動なので、なかなかこういう場で御披露していただくというのは大変だとは思っておりますけれども、引き続き頑張っていて、子供を守っていただきたいというふうに思います。

○昌浦委員長

ここで、委員長より皆様方委員の方々にお伺いいたします。質疑を予定されている方、何人ほどいらっしゃいますでしょうか。はい、わかりました。

それでは、皆さん方に申し上げます。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それではここで休憩いたします。再開は 5 時 5 分といたします。

午後 4 時 54 分 休憩

午後 5 時 03 分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

○松村委員

13 ページ、協働によるまちづくり促進事業についてお伺いいたします。市長も言われているように、これからのまちづくりは市民とともに、市民協働がテーマになってくることは間違いないと思うのですが、本市の市民のこの協働によるまちづくりの協働という精神に対しての、認識の現状というのをどのように見ておられますでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。どの程度定着していると考えますか。

○鈴木市民活動推進室長

結論から言いますと、まだまだなのかというふうに私本人は思っております。

やはり、近い将来のその協働によるまちづくりを実現するために、今、いわゆる市民活動を促進しなければならないと。市民の方の動きもあって、あと、庁内の職員の方の動きもあって、それでやっと協働が出てくるのかというふうに思っていますので、まあ一部にもうありますけれども、そのほかの進んでいるところと比べれば、まだまだなのかというふうに感じております。

○松村委員

私も同じような認識でいるのですが、やはり市民の中にはどのようにして市民活動をするとか、また、そういう活動をするグループをつくったらいいかとか、あとやり方ですが、そういうことというのはなかなか、手法というのですか、そういうのがわからないという方もおりますし、また、そういう協働という認識がまだまだ定着していないというのも現実だと思います。

ですから、やはりこれから市としてもこの協働というものを、市民の手をかりる、一緒にまちづくりということをするという方向に向かわなければならないわけですので、そうなったときに、やはりその市民に対しての啓蒙、啓発ということは、非常に大事な点でないかと思うのです。

そういった意味から、こういうことで促進ということで事業費を設けて、去年からですか、そういう活動をする団体に対して補助金を出すというようなことも、昨年からやっているようではありますが、やはりもう一歩、市民の啓蒙、啓発を進める意味からも、やはりそれはある意味では、市がリーダーシップをとってやっていかなければならない部分だと思うのですが、そういうことに対して、この補助金以外に何か考えていらっしゃいますか。

○鈴木市民活動推進室長

まず、現状におきましては、ホームページ、それからチラシ等などで啓蒙、啓発をある程度やっているのかなと思っておりますけれども、そのほかにも、一部ではありますけれども、相談に来られた方には対応しております。

それから、今回の行政評価による表にも載っておりますけれども、予算がまだ途中で、年度途中になるとは思いますけれども、（仮称）「市民活動支援センター」を平成 20 年度を目指して設立といいますか、つくっていきこうという予定もありますので、そういう核となるセンターができれば、今、庁舎内にいてやっているよりも、また別な意味でいろいろアピールできるのではないかというふうに考えております。

○松村委員

いろいろ市の方でも工夫されていると思うのですが、これは私のちょっと考えなのですが、去年、介護福祉課で、講演というのですか、シンポジウムに川島隆太先生をお迎えしまして、文化センターでやりましたね。それに私も参加させていただいたのですが、会場が本当にいっぱいになるくらいの市民が集まって、お話を聞いたということは、非常に市民に対しても介護予防とかそういうことに対する啓蒙、啓発に十分効果をなしたのではないかというふうな思いもあります。

そういった意味からも、やはり講演会とかシンポジウムを開くということも一つかと思えます。やはりそのときに、ある程度ネームバリューのある、川島先生のように、その名前だけで人が集まるといような方を、やはり協働とかボランティアとか、そういうことに

関して一生懸命取り組んでやって、本当にネームバリューのあるようなそういう方を講師にお招きして、知名度のある方をお招きして、講演とかシンポジウムをやるというのも、一つではないかということ、私、前に出まして、非常に感じたのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○鈴木市民活動推進室長

そのまま、委員おっしゃるとおりだと思います。

○松村委員

そのようなことを検討していきたいということで、とらえてよろしいでしょうか。

○鈴木市民活動推進室長

そうですね、今後そういう気持ちでやっていきたいと思います。

○藤原委員

資料6の63ページです。認可外保育所運営費補助金、それから私立保育園運営費補助金について。これは市長の施政方針で、見直すということを表示していたわけですが、具体的にどのように見直しをしたのか説明をお願いします。

○伊藤こども福祉課長

まず、認可外保育所の方の運営費補助金でございますけれども、現在、市内の認可外保育施設ですが、そこに補助金の交付要綱に基づいて補助金を交付しているわけでございますけれども、現在、その補助金の額でございますが、3歳以上児について、1月について2,100円を補助金として交付しております。

それで、3歳未満児でございますけれども、これは市町村振興総合補助の県の方の対象施設に該当するところについては、1月について7,500円、それから、その県の方の補助対象外の施設については、3歳未満児については4,500円というふうな補助金を出しているところでございます。

それを、今回、未満児についてはそのまま変更なく、3歳以上児に対する補助金を、1人月額2,100円のを1,500円に減額をさせていただくというふうな内容でございます。

もう1点の方の、私立保育所運営費負担につきましては、これは従来と変わりございません。3の方の、特別保育事業、こちらの方が今回ちょっと見直しをさせていただくというものでございます。

これにつきましては、現在、通常保育に係る運営費のほかに、4件ほどの補助を出しております。その4件の内容については、19節のそれぞれ項目が書いてございますけれども、その中で、今回、延長保育の部分と、あと乳児保育の部分、この分についてちょっと減額をさせていただくというふうな内容でございます。

現状でございますけれども、現在、1時間延長している保育所につきましては、現在、年間573万1,200円、こういう金額を補助しているところでございますが、これを495万円に減額をさせていただくと。

それから、30分延長の保育所がございまして、そちらの方については、これは泉保育園と大代保育園になります。1時間延長については浮島保育所ということになります。

30分延長の方については481万9,200円補助金をこれまで出しておりましたけれども、それを387万円に減額をさせていただくという内容でございます。

それから、もう1点、乳児保育促進事業の方でございますけれども、これは3施設とも112万9,000円交付しておりましたけれども、これを100万円ちょうどに減額をさせていただくというふうな内容でございます。

今回、見直しさせていただく理由でございますけれども、多賀城市の今申し上げました延長保育にしましても、乳児保育にいたしましても、この近辺のほかの自治体と比べまして、相当大きな金額になっているというようなものが一つございます。

これはあくまでも子育て支援というような形で、今まで交付させていただいたわけでございますけれども、この延長保育につきましては、平成16年度までは、今交付している金額そのものについて、いわゆる補助金がございました。それが17年度からは次世代育成の方の交付金に変わったというふうな事情がございます。

この交付金につきましては、これはポイント制になっておりますけれども、1時間延長について、そのポイント制によって、金額に換算すると約300万円という金額になります。それから30分延長については245万円ほどの金額になるというふうな、そういうふうな実情がございます。

それから、一方、乳児保育の方でございますが、これにつきましては、これも同じく112万9,000円という金額が、平成17年度までの補助基準額でございました。それが18年度には88万2,000円まで減額になりまして、これは19年度には廃止されるということになっております。

そういうふうなことで、この財政の厳しい折、若干見直しをさせていただいたというふうなところでございます。

○藤原委員

私立保育園については、私はどういう経営状態なのかわかりませんので、ちょっとここでは言及しませんが、認可外保育所の方は、思ったより減少額が少なかったもので、ほっとした面もあるのですけれども、認可外保育所の運営はもう大変なのです。いわゆる一般的な補助金がないので、普通の保育所の、認可保育所の場合には、1カ月幾らかかるかという一応金額があって、それで収入によって保育料が決まって、残りは国から金が入ってくるというふうになっていますね。ですから、保育料は所得に応じて決まります。

ところが、認可外の保育園についてはそういうことがありませんので、どういう所得の方も大体5万、6万、7万円、こういう負担をしています。

そして、年度当初になると、無認可に入っていた子供たちが、入れる場合にはみんな認可保育所に行くのです。ですから、4、5、6、7月というのは子供はがらがらで、保育士さんたちが失業状態になるのです。そして、ようやく夏ごろから、認可の保育所が満杯になって、どこも入れるところがないというので、無認可の保育所に、「見てもらえないか」ということで、大体6月、7月あたりから子供が入ってきて、ようやくお金が入ってくると。そういう状態なのです。

ですから県でも補助金を出すようになったわけでしょう。そういうところまで削っていいのですか。金がないからといって。本当にこれは深刻な問題ですよ。3歳以上、わずか600円減のようなことにはなっているけれども、そういうところまで削っていいのかと。いわ

ば、認可保育所で補い切れないうところを、そうやって半分失業状態になりながら維持しているのです。

私は、ですからこれは特別敬老金を削るどころの話ではないと思います。まさに無認可保育所の運営できるかどうかというそういうことにかかわってくる問題だと思います。こういうところまで削っていいのかと、私は、せめてこういうところはやはり維持するということではないとだめだと思うのですけれども、これは市長の見解を求めたいと思います。

○菊地市長

今、藤原委員からお話ありましたけれども、私自身、まだ現状を把握しておりません。現状を見た上で判断させていただきたいというふうに思っておりますけれども、恐らく予算組みをする段階で、各部、それなりの枠配分などある中でいろいろとやりくりをした経過の中で、こういうふうなものが出てきたのかというふうに思っておりますので、その現状等をよく把握した上で、判断させていただきたいと思います。

○藤原委員

現状を見て、検討させてくれということなので、現状をよくつかんで、検討していただきたいと思います。

そして、これは補正のときも問題提起したのですけれども、保健福祉部に枠配分をすると、結局こういうことが起きるのです。建設部などでしたら、予算ないから、もう来年にしてくれとか、再来年にしてくれとか、やはり側溝にしてもいろいろ来ますね。ですけれども、まあ何とか1年待ってくれとか、まあ何とかなるのです。

ですけれども、保健福祉部のお金というのは、大体本当にそのお金を当てにして生活しているのですよ。運営しているのですよ。ですから、こういうところを枠配分にして、枠がないからと、何というのでしょうか、市長に上がってくる前に、保健福祉部の方で自主的にカットするようなシステムは、私はやはりやめるべきだというふうに思うのですけれども、これは財政担当次長。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

これは、ただいまの件だけではなくて、各部の中で、ぜひともこれをというものは、皆あります。多分、皆委員方からの御要望も、これは別、これだけは、あれだけはというのがいっぱい並ぶのだと思います。それを皆受けて、まあ、それはそれでということになったら、全体がおさまらない。全体がおさまらないと、また予算委員会でおしかりを受けるということになりますので、これは一つの努力目標として、財政サイドとしては一つの抑えとして、各部の方にお願ひせざるを得ない、そういうような事情もあるということも御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

これは、市長は、「ちょっと考えさせてくれ」と言っているのですね。補正の質疑か何かのときに、財政は財政サイドの事情はわかります、私も。やはりどれだけ入るかを見て、そこに枠を抑えなければいけないということですから、ただ、保健福祉部の予算というのは、やはり生活に直結しているのです。待ってくれとか何とかとできない性質のものが多いいのです。ですから、その辺はバランス感覚、バランスよく考えてほしいと。財政も両立できるように、それはもちろんやらなければいけない。同様に、一方では、本当にそれを当てにして、生活もし、運営もしているわけですから、それもよく踏まえた上で予算編成をするようにお願いをしたいと思います。

○竹谷委員

今、藤原委員の方は要望というか、そういうふうにとのことですが、今の市長の答弁を聞いて若干疑問に思ったのです。そういう答弁をされると、多分職員の方は大変戸惑っているのではないかと。

というのは、11ページの、市長の施政方針に、「見直しをします」と、きちんとこれ表明されているのです。そして、「私立保育所運営費補助制度でございますが、国の補助制度の変更に伴いまして」云々と記載しているのです。施政方針で。

それで、質問に対して、先ほどは、現状はまだだと、分析もしていない、調査もしていないので、「もう一回検討します」と、それはいいですよ、答弁としては。であれば、こちらはどうなるのかと。では、施政方針と今の答弁の整合性をどう求めるのだという問題になってくるのです。（「後の答弁ですよ」の声あり）いや、それは藤原委員ので、私は少なくとも議会という立場であれば、この辺との整合性をどうとらえるのかということが、大変重要だと思うのです。施政方針はそんなにいいかげんなものでつくっていないというように思っていますし、これに基づいて予算も編成してきたのだらうというふうに思いますので、「調査してなかった、調査をもう一回してみる」という発言については、若干私は疑問を持っています。

もっと責任を持って答弁すべきではないかというふうに私は思っております。これとの整合性からいって。これがなければ私は黙っていますけれども、これがあるからその整合性について、責任を持った施政方針、責任を持った予算編成、責任を持った答弁というものを、私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○菊地市長

いや、竹谷委員がおっしゃるのはごもっともだと思います。私も、この「補助額の見直しを行うこととしたものでございます」というのは、今、改めて見させていただいて、御指摘のことはそのとおりだと思います。

ただ、私も、当然この所信表明を述べるに当たって、それなりには読ませていただきましたけれども、すべてを把握しているわけではございません。私自身が、現地現場主義ということ、私が市長になったときに申し上げたとおりでございまして、現場も見ないで判断したのかと言われてしまったら、私は元も子もなくなってしまうという意味を込めて、だから現場を見て、現場の状況を判断して、担当とお話をした結果で、あと判断させていただきたいという思いでお話しさせていただいたわけではございまして、その辺のことを御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

そうしますと、この施政方針を出すときには、現場は余り見ていなかったと。この施政方針はみずからの方針ではないと。だれかが、職員がどこかの部署で書いたものを、自分は見、なるほどなということで、市長の施政方針として掲げた。だからここに載っているのは全部そういう意味にとらえていいというふうに感じていいのですか。

○菊地市長

いや、竹谷委員、それは大体施政方針というのは、どういうことをつくるか、竹谷委員自身、おわかりになっているのではないかと私は思うのです。ですから、すべての分野を私自身が知るといって自体は、これは不可能でございますし、ですから、私、正直に今答弁したわけではございまして、その辺のことは御理解いただきたいと思いますけれども。

○竹谷委員

私は、施政方針は、市長というか、市のトップとして、1年間の方針を、自分の方針を明らかにしているものだというふうに思っていますし、今までもそういうふうに私は思って、予算もそれに基づいて配分してきているというふうに理解をしてみました。

菊地市長の場合は、これはこれだと。ただし、今言ったような問題が出れば、もう一回現場に立ち返って、予算の編成のし直しもあり得るのだということに理解しておいてよろしいのですか。

○菊地市長

これは、この認可外保育所の問題に限ってだけ言えば、これは行ってみないとそれはわかりませんが、ただ、執行部は執行部なりに、枠配分であっても、私が言ったものはそのとおり、本当は実行したいのはやまやまでございます。ですから、私自身がこれを見ていないものまで、見ていましたということに答弁するわけにもいきませんので、そういう意味で先ほど申し述べたものでございますから、御理解いただきたいと思えます。

○竹谷委員

いや、もう時間も時間ですから、余りお互いやっていても、水かけ論になりますから。ただ、この施政方針というのは相当貴重なものだというぐあいに受けとめて、これの裏づけとしては、今、市長が現場主義であれば、これ以外のもので発生して、現場主義とおっしゃるのならわかりますけれども、こういうものをやるときは、ある程度は現場を見て、状況を判断して、やはりそれなりの自分の施策の中で発表するべきものではないかというぐあいに思いますので、これ以上二人で議論してもあれですけども、そういうものであるということ、私はこれからも見させていただきたいと思えます。

今までの歴代の市長では、今までは大体これに基づいて、質問があれば、こういうものに基づいてやったのだということで、また、補正などが出て、この間のような下水道の問題のときは、こういう事情でこう変えたのだというふうに釈明したときもありますけれども、大体施政方針どおり予算配分もされてきているというのが、本来の仕組みではないかというふうに思っています。

藤原委員に対して、「もう一回現場を見て、直す」という姿勢のようですから、それについては私はとやかく申しませんが、施政方針と予算というものについては、そういう整合性のあるもので今後やってほしいということをお願いしておきたいと思えます。

○根本委員

資料6の49ページの、関連でお伺いします。障害者自立支援給付費ということで予算計上されておりますが、実は、平成17年度まで、ふれあい広場ということで、障害者の皆さんが年に1回バスで出かけて、大変貴重な時間を過ごすという行事がありました。

実は、障害者の親の方から相談がありまして、あのときは1,000円の弁当代は負担があったということで、負担があっても、非常に楽しみにしていたし、子供も楽しみにしていたということで、平成18年度からなくなって非常に残念だと、こういう声をいただきました。

そういうことで、ああいう行事というのは、非常にコミュニケーションを図れるし、また親睦も図れるし、いろいろな角度からいっても、非常に大切な、有意義なそういう行事だったとこのように思えます。

そういう意味で、きょうは予算議会ですから、予算計上はされておられません。しかし、平成 19 年度はこれからスタートするわけですから、ぜひ 19 年度中に、今は休止しているという状況でありますから、御検討をお願いしたいところだと思いますがいかがでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいま御質問ありましたふれあい事業につきましては、昭和 60 年から 21 回やりまして、平成 17 年度で一たん中止していると。そして 18 年度につきましては、いろいろ検討もしましたけれども、確かに御参加いただいた方には、すばらしい触れ合いの旅だったということで、それはアンケートの中でもあらわれております。

私たちの社会福祉課で担当して、1 から 10 までやっていますけれども、当日につきましては皆さんの応援をいただいております。ところが、障害者自立支援法が平成 18 年から一応スタートして、その事務量が相当大きいということと、限られた職員数でやっていますので、ここにかかる職員の時間数というのは相当かかるわけです。なぜかという、障害者の場合、当初申し込みしまして、途中でぐあいが悪くなったとか、いろいろ出入りとか、いろいろもう当日まで結構事務がかかるわけです。そんな事務の関係だけ言っても、あれなのですけれども、そういうことで、この事業につきましても、今後、行政が直接運営するというのではなくて、障害者団体等と打ち合わせをしながら、そちらの方とタイアップしながらやっていく方法をこれから、昨年ちょっと打ち合わせもしたのではございますけれども、なかなかこの事業を引き受けてくれる団体というのが、即、なかなか負担が大きいものですからごさいませんので、少し時間をかけて団体と相談をしながら、今のところ、先ほどおっしゃったように休止中でございますので、いずれまた再開できるように検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○根本委員

大変有効な事業だとこのように私も認識していますので、どうか御検討をお願いしたいと思えます。

ただ、毎年やらなくとも、例えば隔年でやるとか、いろいろな御検討を、あらゆる角度から御検討をお願いしたいと思えます。

それから、71 ページ、乳幼児医療費関係でございしますが、平成 19 年度においても、多賀城市独自で 3 歳児ですか、1 歳を独自で負担をして、助成をすると、こういう事業になっております。それで、最近の近隣市町の動向を見ますと、この 2 市 3 町は同じですね。足並みをそろえております。しかし、仙台市がことしの 10 月から未就学児童まで通院を負担すると、助成するというような状況になっていたり、登米市、栗原市、東松島市でも同様、もう実施をされております。ということで、非常に乳幼児医療費助成というものに関しては、積極的に各自治体で行っております。

そこで、私が一番心配いたしますのは、仙台市が 10 月からやるということは、例えば仙台市と隣接している新田、高橋、いっぱいいます。若い子育ての家庭の方で、アパートに入っている方がいっぱいいますが、先ほど佐藤恵子委員からも話があったように、その福祉制度なり、あるいは自分が子育てして、しやすいところに転居するという、そういうことも非常に顕著になっております。

そういう意味で、多賀城市の若い子育て世帯が仙台の方に流出する、こういうことも私は心配しております。やはり近隣市町であるならば、その近隣市町の動向というのをもきちんと見きわめていかなければいけない、やはりこういう考え方も大事だと思えます。

そういう意味で、例えば、乳幼児医療費を未就学児童までした場合、どのぐらいの財源になるのか。それから、平成 20 年度から、国の方において、今、3 歳未満児を 2 割負担にしていますね。それを未就学まで 2 割負担にするという政策が決まっております。20 年度の予想でいいですから、そうなった場合に負担はどのぐらい軽減になるのか、まずお伺いしたいと思います。

○鈴木国保年金課長

お答え申し上げます。

前段の若者の流出防止、また若者に多賀城にいてもらって、いろいろやっていただく、そんな考え方は私も同様でございます。

その中で、一つの施策であります乳幼児医療費の拡大事業でございますが、最後の方の御質問の、拡大した分の 4 歳から 5 歳、6 歳、3 歳における医療費を試算いたしますと、6,123 万円、これは機械的な計算で申しわけございません。年齢が上がっていけば、そのお子さんの抵抗力も強まってまいりますので、少し医療費は下がるのかと思っておりますが、機械的な計算をさせていただいております。

それから、この 6,123 万円という金額は、平成 19 年度の当初予算を参考としてはじいた金額であります。

先ほどおっしゃっていただきましたように、20 年 4 月、1 年後に、今、3 割負担していた乳幼児医療費が 2 割負担になります。ですから、今、6,123 万円といった金額は 3 割負担、それを 2 割負担に戻せば、4,082 万円、これぐらいの金額になる、そのような試算はしてございます。

○根本委員

平成 20 年度にもし未就学までした場合には 4,082 万円で済むと。ただ、今おっしゃったように、3 歳までと違って、4 歳、5 歳、6 歳は、病院にかかる頻度というのはかなり、体の抵抗力がありますので、これ以上、私は少なくなるとこのように思います。

そういう意味で、実はこの間の新聞に、国においても、それから多賀城市でも、平成 19 年度に子育て支援の施策、いっぱいあります。そうやって事業を展開しているおかげで、国も全力で児童手当などを拡充して、平成 18 年度では 3 万 2,000 人が平成 17 年度より子供が多く生まれると、こういうふうな新聞発表がありました。

やはり、いろいろな要因はあると思いますけれども、国あるいは地方自治体で、それらに一生懸命独自の財源を用いて子育て支援をしている、その要因も私はあるなどこのように思います。大変うれしい数字でございまして、もしかすると 1.3 を過ぎるのではないかというような、前の 1.26、最低だったところを上回るということの、速報でありますけれども、そういうことも聞いております。

そういう意味では、やはりその経済的負担の軽減という意味では、児童手当なり、あるいは乳幼児医療費の助成というのは、子育て支援の家庭になくしてはならない、もう定着している制度になっていると、こういうことでございますから、多賀城市の場合は、2 市 3 町で足並みをそろえて、今はこの件についてはやっているやに伺っております。ですから、2 市 3 町とどうか平成 19 年度において御検討いただきながら、特に仙台市と隣接している多賀城市は、人口の流出がないように、若い世代が流出して、そこに家を買って、永住してもらったら困る。若い人は多賀城に永住してもらわないと。土地と家を買ってもらって、そ

う思います。そうでなければ若い人の次の世代の流れができ上がっていかないのですから、そういうことも非常に大事な視点だと私は申し上げたいのです。

そういう意味で、どうか御検討をお願いをしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○板橋保健福祉部長

今おっしゃるとおり、仙台の方では、通院の方まで学校に入るまでというような、市長が打ち出したようで、これは新聞紙上で私も拝見してございます。

今御心配のように、多賀城は仙台市と隣同士ですので、その影響ということで御心配になっているのだと思いますけれども、今、課長が言いましたように、単独でやれば 6,000 万円ぐらいかかると。平成 20 年からはもっと 4,000 万円ぐらいということですが、私どもも常に県の方に、県の方の支援が非常に必要だということで、ずうっと訴えてきているわけでございます。ただ、残念ながら、宮城県はこれに逆行して、さらに減らそうと、これを言ってはだめですか、そういうようなものになっています。

それを、今逆に、何とか歯どめ、現状維持だけはしてくださいというような方向転換を、各市町村はもうしているような状況でございます。宮城県のことを言っては申しわけないのですが、東北 6 県、北海道から比べると宮城県が一番悪い、これに関しては後進だと思っております。後進県だというように思っております。

そんなことで、今回、平成 19 年度の一般質問で、小林委員の一般質問にもこの件は出されました。これはみんな共通した認識で、少しでも多く、年齢を高くまで無料にすればいいということでございますけれども、この中にも大変あれですけれども、市長もきちんと回答してございますので、2 市 3 町との協議は十分しますけれども、今の市の方針というのは、市長が述べたとおりでございますので、その辺も御理解賜りたいと思っております。

○根本委員

私も今の部長と同じ認識だと思っております。これは県の事業でありますから、単独以外は県から半分の助成が来ますので、ぜひとも市長は、県会議員でいらしたし、同じ県会議員で今、知事さんもやっていますから、いろいろな角度でこういうことも、あと、県内の市町村の首長さんともやはり連携をとりながら、ほかの首長さんと、単独でやっているところも苦しいと思うのです、私、実際問題。ですから、しっかりと話し合いをして、進めていただきたいということが一つです。

それから、こんなに全国でやっているのに、この問題に関しては国の助成は何もないという、そういうことがありますね。ですから、あらゆる機会を通して、国に対しても、こういう問題に対して積極的に助成をいただけるような方向で、働きかけていただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○菊地市長

この問題は、今、部長がお話したとおりでございます。

また、ある集会のときに、村井知事自身が、県議からの一言で、これだけは残すことにしましたということ saying いた現場に立ち会いましたけれども、私自身も、根本委員おっしゃるとおり、県知事にも、あるいは国の方にも働きかけてまいりたいというふうに思っています。

○根本委員

最後です。67 ページ、決算のときも申し上げた件でございますが、新年度に当たりまして、よりよい事業の効率性という意味から、67 ページの、太陽の家で、言語聴覚士さん、あるいは心理判定員さんが 24 回、療育指導を受けると。それから、おひさまひろばでも 24 回、あと、健康課の方では「言葉の相談」で 12 回、同じ聴覚士さんかどうかわかりませんが、合計 60 回、そういう事業を、同じような事業を、相談と療育指導の相談をやっていると。これが皆別個の事業になっていると。

これは何回も私申し上げてきたのですが、それにプラス、今、いろいろな子供さんを持っている方で、発達するのにちょっとおかしいなとか、そういう障害を持っている方、あるいは不安に思っている方、親御さんもいらっしゃるかもしれません。そういう中で、発達支援センターという、そういう何でも子供さんのことも相談できる体制を敷ける、聞いて、そして言葉の指導ならその支援センターなりで、一緒に、60 回あるわけですから、心理判定員さんとその言語聴覚士さんが療育する体制になっているわけですから、一つの事業でわかりやすいようにきちんとやった方が、私は事業の効率性、あるいはその一人ひとりを見ていく、その上で、十分その方がわかりやすいのではないかと。また、事業の効果が見込めるのではないかとこのように思うのですがいかがでしょうか。

○板橋保健福祉部長

今の根本委員の御質問でございますけれども、「太陽の家」としましては、予算の説明をしましたように、心理判定員さん、それから言語聴覚士さん、作業療法士さん、おのおの年間 24 回おいでいただいて、「太陽の家」につきましては、「太陽の家」に入園されている方、それから、おひさまひろばにおいでになっている方を、年 3 回か 4 回ぐらいですか、分けてやっておりまして、一応ほかのそういうふうな心配のある方が、「太陽の家」に来て、直接相談というのではないのです。「太陽の家」にお願いしている相談員さん等については、今お話ししたように、園で生活なさっている方々を対象としております。

あと、健康課の方はちょっとまた課長から。（「健康課に聞いているのではないですよ」「関連あるのですからいいのではないですか。回答要りませんか」「ではいいです。どうぞ」の声あり）

○岡田健康課長

ただいまの根本委員のお考えで、1 人の方が、お一人の方の相談員が一貫した発達の相談なり何なりを、というふうなことでの御質問でございますでしょうか。

○昌浦委員長

恐らく、1 カ所ではどうなのだということを問うていると思うのです。（「そうです、それに答えてもらえばいいのです」の声あり）ここで、款項目どうのこうのとおっしゃったものですから、二つに振ってしまったのです。（「私の言っていることはわかりますでしょう」の声あり）わかります。

○岡田健康課長

前にも根本委員から御質問いただきました。内部でいろいろと検討いたしました。やはりメリット、デメリットがあると思います。それで、メリットの点では、委員がおっしゃいましたように、ほとんど一貫して同じ目で、子供さんの発達の経過を見られるという面ではいいとは思いますが、デメリットといたしまして、抱えているお母さんの問題、それから、心理の先生の見方、やはりいろいろの考え方、それからお母さんの受けとめ方がございます。

それで、今現在は別々の、「太陽の家」と、それからあと健康課は健康課で、健康課の方でも複数の発達相談員の先生にお願いしておりますけれども、むしろ随分、相談のその先生がかわると、違った先生がいて、いろいろな見方ができる。そしてお母さんも、この先生だと、何かこの先生の言うことは聞ける。その先生だと何かちょっとどうかというふうな、そういうこともございますので、むしろいろいろな先生がかかわることによって、その子の可能性を引き出すという点では、非常によいのではないかということで、今現在に至っているわけなのですけれども、場所も、同じところではないかということではなくて、子供が、例えば「太陽の家」で、「太陽の家」の普通の普通の生活をしているところを見て、判断することが一番いいわけなのです。

それから、健康課がやっている場合ですと、健診の場面でお母さんとうとうかかわりをしているかとか、子供が集団でどういうふうな姿を見せているかというふうな、そういう場面を見るというのがとてもいいことなものですから、どこかのセンターで、環境を変えて子供の姿を見るというふうな形でない方が、要するに、結論から言うと、今のやり方が非常によいやり方なのではないかという結論になりました。

それで、連携なども必要であれば、その先生間の連携などもっておりますので、今現在、不都合なところはございませんので、この形になっているような状況でございます。

○森 委員

63 ページ、市長に確認したいのですけれども、先ほど、藤原委員、そして竹谷委員が質問されました。あたかも整合性がとれないように私、私以外の人が聞いていたのではないかと思ひまして、改めて、当局の説明の中で、4 目の方で、「1 力所ふえて 8 力所になった」と。実際、この説明と、それから施政方針の中で、「なお、認可外保育所の運営費補助制度でございますが、補助対象施設が増加していることから、限られた財源の中での制度存続を考慮し、補助額の見直しを行うこととしたものでございます」というふうに、整合性が私はとれるというふうに解釈するものであります。

それで、一つ、先ほどその現場主義、今後、認可外保育所をまずは見に行きたいというふうなことで、市長はおっしゃったのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○菊地市長

整合性がとれると言われるとあれなのですけれども、私自身も認可外保育所をいろいろ営んでいる方とか、個人的にも知っている人がいますし、ただ、私はやはり執行部の、この施政方針演説では述べたわけでございますけれども、現実を知らないで判断するのもおかしいだろうということで、これはどういう結論になるかわかりませんが、執行部の予算の関係もございまして、現実とその辺をにらみ合わせながら判断したいということで申し上げたわけでございます。

○森 委員

市長の謙虚な態度は本当に恐れ入ります。

それで、整合性に関しては、まず施政方針と予算と合っておりますので、内容も合っておりますので、この辺は、そのような確認だけでございます。恐れ入ります。

○吉田委員

今の関連ですけれども、整合性を欠くという、竹谷委員から極めて重要な発言がありましたから、述べさせていただきます。

藤原委員の質問に対する市長の答弁は、私が理解したのは、市長は、「よく現場は承知していない」という趣旨のことを述べて、その上で、担当と話し合ってみるということを書いたというふうに私は受けとめていたのです。

竹谷委員の方から、その答弁に際して、整合性を欠くというふうに述べられたのですが、私は整合性を欠くとは受けとめなかったのです。

よって、委員長、お願いなのですが、市長の答弁を、藤原委員の質問に対する市長の答弁の録音、記録を起こして、議会運営委員会等でそれを精査して、整合性を欠くことであるのかないのか、そういう取り扱いを図るように進めてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○昌浦委員長

では、ちょっと待ってください。これに関しては、私に振られても、はっきり申し上げて、流れの中でそれぞれの委員が発言をしているというふうに受けとめておりますので、今そういう提起をされても、今、即決というのですか、それは即答はできかねる問題でございますので、委員長としてこの会をお預かりしておりますが、もし判断するとしても、議長等々含めて、議事の流れをもう少し考えさせていただいてから、回答という形にならないかならぬかと、私は今、そう思っております。答えになるかどうかわかりませんが、

○竹谷委員

今の、まさかこういう質問が出るとは思っていなかったもので、もし整合性が合っていなかったら、どういうぐあいな措置をされる予定ですか。

○昌浦委員長

では、各委員の発言をちょっと聞きましょう。私の判断に迷うところですから。

○藤原委員

私は、委員会でこんなことをやるのは不適切だと思います。竹谷委員は、その所信表明にあることと、予算で、一応所信表明で出しているのだから、軽々に変えるのはどうなのだろうかという疑問を出したわけですね。その点について、整合性がないのではないかなというふうな解釈をしたわけです。私はそれに対して、いや、所信表明は所信表明なのだけでも、議案に市長の所信表明から予算を出して、議論をやっているわけです。議論の過程の中で、ちょっとここは再検討した方がいいと思うことは、それは当然あり得る話なのであって、その整合性があるかないかというのは、私は議員間で、そうだとかそうでないかという議論は、やっても全く意味がないのではないかと。それは見解の相違なので、それこそそれは。

ですから、私は、別にテープを起こしたり、議運で論議したりとか、そういうことは必要ないのではないかなというふうに思うのですけれども。

○根本委員

今、藤原委員おっしゃったとおり、これは整合性があるかどうかを追求する話ではなくて、先ほど委員長がおっしゃったように、流れの中での議論の推移と、意見を申し上げたということなので、これはこれでおさめていただきたいと思います。

○昌浦委員長

それでは、私も不意な問いかけでございまして、ふなれでございまして、私も先ほど決断をさせていただきました。

私自身は、各委員が熱心に議論を進めていく流れの中でのことであるというふうに判断をして、議事整理権に基づき、挙手された方の委員を指名しておったということでございますので、これはこのまま流れをそのまま続けていくといいますが、このままにしたいと私は思っております。

○佐藤委員

時間も遅いのに済みません。61ページの、保育所運営管理のところ、一つだけお願いしたいのですが、アレルギーの子供さんたちの除去食のあたりは、どのように現状はなっていますでしょうか。

○伊藤こども福祉課長

保育所それぞれアレルギー児がおりますけれども、こども福祉課の方の管理栄養士が、それは一人ひとりきちんと確認をして、もちろん入所するとき、途中入所も同じなのですが、その栄養士が立ち会いまして、親御さん、子供さんを見ながら、面接をしながら、そして何を除去しなければならないのか、もちろんお医者さんの方からの指示もございまして、その辺をきちんとやっているのが現状でございます。

○佐藤委員

それは市内にある保育所トータルで、そういう方針といいますか、指針のようなものが、指標のようなものがあるのですか。

○伊藤こども福祉課長

指標と申しますと、いわゆるマニュアル的なものということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）今、手元にはございませんが、うちの方の栄養士の手元にあると思います。

○佐藤委員

実は、ちょっと若いお母さんたちと懇談する機会があったのですが、ある保育所に行ったら、その対応が、その保育所は満員でちょっと入れなかったのですけれども、対応が、私の家の子供のアレルギー対策にはとてもちゃんとしてくれるという、調べたところがそういう状況なので、そこに行ったら、いっぱい入れなかった状況なのですが、次のところだと、何かその子に関してのアレルギー対策の食事が、そのお母さんの言い方ですが、「適切でないのだよね」というお話だったのですが、「統一がとれているのかしらね」というお話だったのです。それでお聞きしたのですけれども、どこに入っても同じということは確認していいわけですね。

○伊藤こども福祉課長

公立の場合ですと、私どもの方の栄養士がその点についてはかかわっておりますけれども、私立の方は、それぞれ栄養士がいるわけなのです。その栄養士の仕事の進め方といいますか、そういったところで若干違ってきているのかというのを、今のお話を聞きまして、そういうふうな感じをちょっと受けました。

○昌浦委員長

ほかに質疑はございませんね。

以上で第 1 款から第 3 款までの質疑を終了いたします。

○昌浦委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る 3 月 5 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでした。

午後 6 時 02 分 延会

予算特別委員会

委員長 昌浦 泰巳